

人口増強興亞の基

人口問題研究

第四卷 第四號

昭和十八年四月刊行

調査研究

モンベルトの福祉について(承前・完)……………本多龍雄(一)
出生率の地域的差異の原因に関する人口生物學的研究
——千葉縣下に於ける調査……………横田年(一五)

彙報

健康保險保險醫等の療養擔當規程に関する厚生省告示——家計調査施行規則中改正の件公布——家計調査施行心得中改正の件公布——厚生省人口局の昭和十八年度健民運動實施要綱の決定並に之に關する地方長官宛附帶通牒——厚生省人口局の季節保育所設置補助要綱の決定並に之に關する地方長官宛通牒——厚生省人口局の兒童保護思想の啓發に關する件の決定——厚生省人口局の昭和十八年度優良多子家庭の子女育英費補助要綱の決定並に通牒——農林省農村計畫委員會の標準農村設定要綱の決定——農林省の農林水産業調査規則に依る昭和十六年八月一日現在基本調査結果の發表(承前)

文獻

邦文人口問題關係文獻(三五)

厚生省研究所

人口民族部

人口問題研究

第四卷 第四號

調査研究

モンベルトの福祉説について

(承前・完)

本 多 龍 雄

内 容 目 次

- 一、緒 言
- 二、十九世紀中葉に於ける出生減退の分析
- 三、十九世紀末葉に於ける出生減退の特質
- 四、福祉説に關する諸家の援證
- 五、福祉の増進と妊孕率の低下 (1)
— 獨逸諸大都市に對する統計的檢證 —
〔以上前號〕

モンベルトの福祉説について(承前完)

- 六、福祉の増進と妊孕率の低下 (2)
— 全國及びプロイセンに對する地域的並に歴史的觀察 —
- 七、福祉の増進と妊孕率の低下 (3)
— 例外的事例に對する統計的檢明 —
- 八、結 語

六、福祉の増進と妊孕率の低下 (2)

— 全國及びプロイセンに對する地域的並に歴史的觀察 —

以上、福祉の増進に伴ふ妊孕率低下の事實を専ら大都市を對象として檢證したモンベルトは、同様の觀察を更に廣く全國民を對象として試みる。といふのは、福祉の増進に伴ふ妊孕率の低下は、單に特殊な、乃至は地方的な、一都會的現象ではなく、身分階級の上下、職業的分野の如何を問はず、一樣に、全國民的事實として、確認せらるべき近代的现象であるといふ點にこそ所謂「福祉説」的主張の力點は存在するからである。

乍併、かゝる理論的要請を統計的事實を以つて檢證するには種々の技術的困難がつき纏ふ。例へば所得階級別の觀察には地域的な、特に都市と農村との間の貨幣價値の差異を無視し難いし、その上獨逸の所得稅統計は、その一番完全なプロイセンについてさへも、十分既往へ遡つての歴史的觀察を行へないといふ特別の事情もある。

がモンベルトは所謂「福祉説」的主張の眞意を更に一段と反省吟味すること

とによつて、所得階級別觀察などよりも更に該切な「福祉」判定の標識を取り上げる。モンベルトによると、福祉の増進に伴ふ妊孕率の低下とは、婚姻事情の悪化に伴ふ出産減退の場合のやうな、直接的、或は専ら機械的な關係ではない。それは諸般の社會的關係を媒介とした妊孕力そのものの變化に關する問題であるが、さりとてスペンサーの名によつて代表せられる一部論者の主張の如く、人類の進化・文明の進歩に伴ふ性的衝動そのものの減衰を問題とするものでもない。そういふ主張は、假令それ自身として

は正常な理論であるとしても、極めて長大な時間に互る生活文化の顯著な變遷についてのみ語り得る事柄で、當面の問題には關係がない。妊孕力そのものの變化とは、寧ろかゝる性的衝動とは區別せられた増殖衝動の變化として考ふべきもので、而かも福祉の増進、文化の向上が之に與へる影響は専ら心理的な過程を媒介とした、間接的、或は有意的な作用でなければならぬ。蓋し貧困と窮乏の支配し、教養と文化の缺けてゐるところでは、人はたゞ手から口への生活を營んでゐるに過ぎないが、經濟的竝に社會的諸關係の改善向上と共に、人々は經濟的に物事を考へ、自ら將來のことを配慮しはじめ、それに人間の欲望の擴大も生活必需の程度を遙かに超えてくる。そういふ心的性向の増進こそ將來の經濟的配慮や自己本位の便宜の爲の克己熟慮の精神となり、家族員數の過大となることを抑制しようとする努力ともなつてくる。いひかへれば、福祉の増進はかゝる心的性向の作用として妊孕率の低下を結果するのである。従つて、所得の大小よりも寧ろ所得中に於ける生活必需額超過分の有無如何を物語り、現在の所得の多寡よりも寧ろ將來への經濟的配慮の程度如何を示すものといつてよい貯蓄行為こそ「福祉」判定のより適切な標識と考へられるわけで、そういふ理由の下にモンベルトは全國的にも完備された貯蓄金庫統計の利用を試みる

のである。

たゞ貯蓄金庫には一般個人の外にも法人團體からの特に比較的高額な預金があるためにその預金々額は之を利用し難い。そこでモンベルトは専ら預金通帳の總數を取り、その該當地域住民數に對する割合を求めて當該地域に於ける「福祉」普及度の指標となし、之を問題の妊孕率と相關對照せしめる。そしてこゝにも亦福祉説の主張を裏書きする同様の聯關が存在することを統計的に實證しようとするのである。

第一には地域的な差別妊孕率をとつて之を當該地域の貯蓄普及度（即ち住民數に對する貯蓄金庫預金口數率）と對照することである。更に第二には、妊孕率の低下或は上昇の程度を右貯蓄普及度の増減と比較することである。第一の地域的觀察は獨逸全國七十八地方、及び全國の人口四萬以上竝に十萬以上の都市群の三項に分けて行はれてをり、第二の歴史的觀察はプロイセン諸州、プロイセン三十四行政管區、及びプロイセンの人口四萬以上竝に十萬以上の都市群の四項に互つて試みられてゐるが、檢證結果は概ね大同小異のものもあるので、こゝにはその二・三を再掲例示するに止める。

が之らの觀察結果の物語るところを要約するならば、高妊孕率を示す地域は原則的に貯蓄普及度が低く、反之、貯蓄普及度の高いところは妊孕率が低いといふことであり、また之を歴史的傾向として觀察しても、妊孕率低下速度の著しいところは貯蓄普及度の上昇も亦顯著であり、反之、貯蓄普及度の緩慢なるところに於いては妊孕率低下の傾向も亦弱く、乃至は却つて上昇の跡をさへ示してゐるといふことである。全體を通じて觀取せられるそのやうな原則的傾向は特に妊孕率の高下を大きく類別した集團的或は段階的な概括的集計結果に於いて一層正確に觀取せられるところであ

るが、併し個々の数字の對照に於いては右の原則的聯關を逸脱する例外的事象も亦尠くない。併しそれらは、モンベルトによると、いづれも妊孕年齢人口の年齢構成に於ける地域的差異や婚姻年齢、婚姻率、婚姻持續期間等、婚姻事情に於ける地方的異動など、然るべき事由をもつ地方的な特殊事情から極めて明白に釋明せられるもので、右の如き原則的聯關の存在を決して否定するものではないと考へられるのである。

先づ全國を七十八地方に分けて觀察せられた地域的分析の結果は次の如くである(參照傍記の数字は便宜のため別表より茲に抽出併記せるものである)。

(イ) 全國七十八地方の有配偶女子妊孕率と

貯蓄金庫預金口數率

(七十八地方を妊孕率の下降順に配列)

地方	一五—四五歳有配偶女子千に付、出生 (一九〇一年)	人口百に付、貯蓄金庫通帳 (一九〇〇年)	〔參照〕 有業者千に付 農林業者 獨立業者
ミュンスタール	四二二	二〇・七	三九七四
オーベルプファルツ	三九七	九・一	五九一
ニーダーバイエルン	三九四	八・一	六三五
アーヘン	三九〇	二六・二	三二四〇
プロムベルグ	三八七	一〇・一	五五七四
マリエンウエルダー	三八七	一〇・七	五八一〇
トリエル	三八六	一〇・二	四二〇六
オッペルン	三八三	一〇・三	四〇三
アルンスベルグ	三七二	一一・二	四一九〇
ダンチヒ	三六八	一六・一	四三九〇

モンベルトの福祉説について(承前・完)

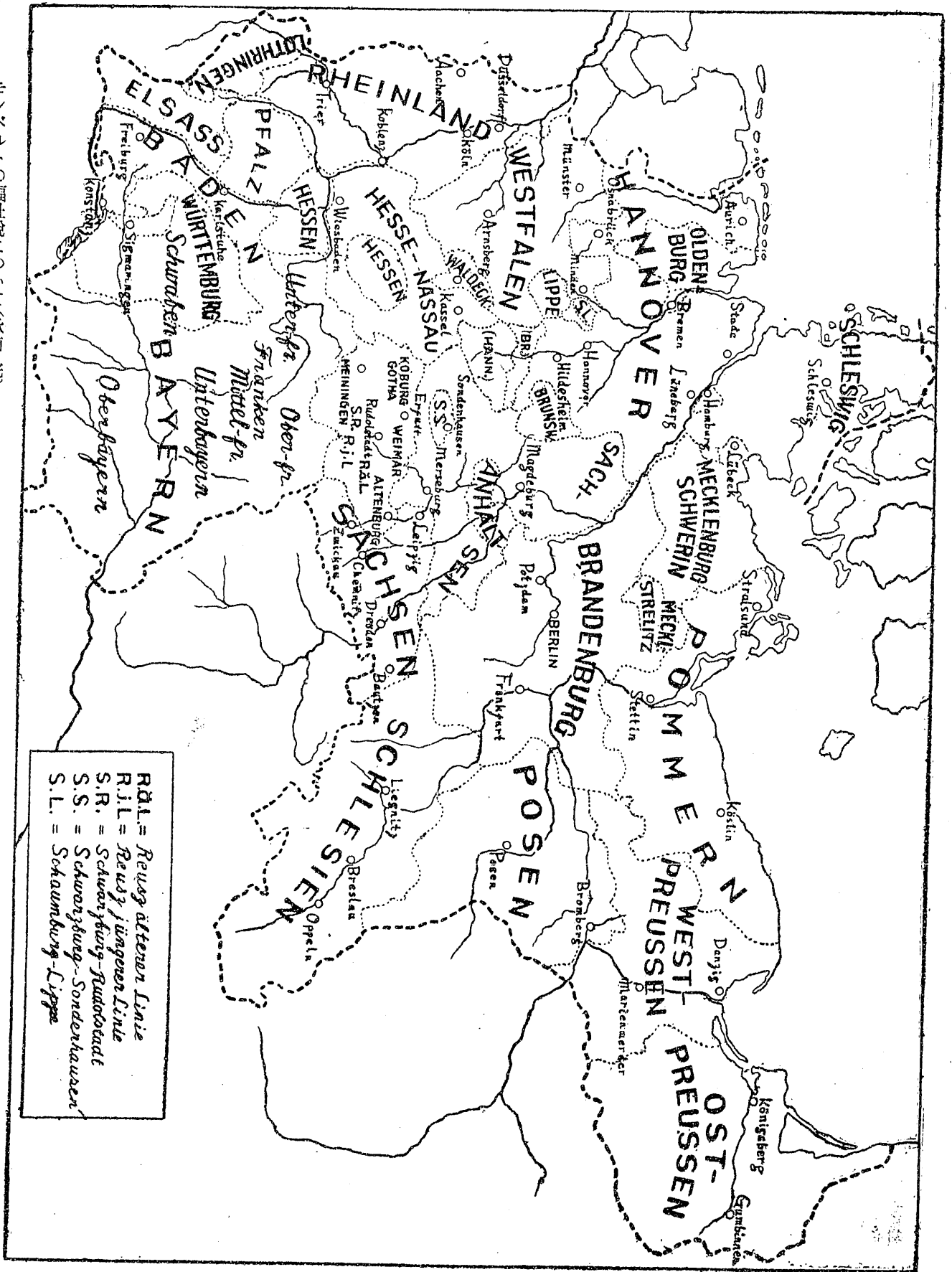
ポーゼン	三六五	一〇・六	五八八三	二九七九
デュッセルドルフ	三四八	二二・一	一三六五	三三〇六
ジクマリンゲン	三四三	三五・〇	六三六〇	四四九
シュワールペン	三三九	一五・二	四七一	三三七一
グムビゾンネン	三三六	六・六	五九二	二九六二
ケスリン	三三五	二四・五	五九三	三二〇
ケルン	三三四	二一・七	二四九九	三二〇
アウリヒ	三三三	二一・七	四七九四	三二〇
ミンデン	三二九	二二・九	四〇〇〇	四二四八
オスナブリュック	三二八	二八・四	五〇〇七	四二六一
コブレントツ	三二七	一一・九	四六二八	四二六一
ケーニヒスベルグ	三二七	一三・四	五〇〇〇	二六八七
ヴェルテムベルグ	三二六	二二・六	四四三	四二四一
マンハイム	三二二	二〇・〇	三九〇六	三三三
プファルツ	三一九	七・五	三六六四	三六三四
カールスルーエ	三一七	二二・五	三四四九	四四九七
ウンテルフランケン	三一三	一三・八	五四三	三三七七
オルデンブルグ	三〇九	一七・八	四七三七	三七八五
オーベルバイエルン	三〇八	一一・八	三六七〇	二八二五
コンスタンツ	三〇七	二五・〇	五二六五	三三五一
リッペン	三〇三	三二・二	四六四八	三二〇
シュタルケンブルグ	三〇一	二四・七	三〇三〇	三三七三
ブレスラウ	二九九	二七・二	三六二〇	三三三
ロートリンゲン	二九五	二〇・六	三八八七	三七八五
オーベルフランケン	二九四	一五・八	四五六四	三〇八三
フライブルグ	二九二	二四・一	四七六四	三三七三
ザクセン・アルテンブルグ	二九一	五二・四	三三三〇	三三三
シュタールデ	二八八	三〇・一	四九六九	三六〇一

メルセブルグ	二八八	四三・一	三三七・四	三三七
ツヴァイツカウ	二八八	四九・〇	二二五	三〇八・〇
シュテットティン	二八六	二五・一	四〇〇・〇	二七六・六
ミッテルフランケン	二八五	二三・四	三六九・九	四七六・四
オーベルエルザス	二八四	一五・二	三三三・三	四〇〇・二
カッセル	二八四	二四・一	一五四・五	三〇五・七
ヘムニッツ	二八二	四七・九	四一五・五	四三三・六
ウンテルエルザス	二七九	二一・五	四二四・二	四〇九・五
シュトラールズ	二七九	二七・二	四九三・三	一七八・一
ラインヘッセン	二七八	一九・一	三七一	四一七・〇
エルフルト	二七六	三三・九	三八六	三三三・七
ワルデック	二六八	四二・一	四八九・四	三三六・六
ウイルデスハイム	二六五	三七・六	三三七八	二六〇・八
リーゲニッツ	二六五	四四・二	四一五・五	四三三・六
シュレスウイヒ	二六三	三三・九	三三三・四	二九〇・〇
ザクセン・コーブルグゴータ	二六一	四五・九	三三〇	二五三・三
ウイースバーデン	二六〇	二七・〇	二七七・七	四三八・八
ライプチヒ	二六〇	六〇・〇	一八九	三六一
ザクセン・マイニンゲン	二五九	二七・〇	三八八	三三三・三
フランクフルト	二五八	三八・二	四四三・三	三七一・九
シュワルツブルグ・ゾンデルスハウゼン	二五七	二四・四	三七〇	三六七
ザクセン・ワイマール	二五七	三八・九	三九六・〇	三三六
シュワルツブルグ・ロドルシュタット	二五六	三八・五	四一七	三三三
ロイス(新)	二五五	六四・八	三〇五	二七八・二
ブレームン	二五四	七六・一	六五八	二六六・四
ロイス(舊)	二五三	四四・〇	一三六	三二六

マクデブルグ	二五二	三八・六	三五六	一九三・五
シャウムブルグ・リッペ	二五二	四七・一	三三七	三二〇・〇
ハンノーバー	二五一	三七・九	三二七	三六〇・四
リュベック	二五〇	四四・八	二五八	二〇三・四
ドレスデン	二五〇	五九・〇	一七一・五	二五六・五
アンハルト	二四五	四〇・八	三三九	一五九・〇
メクレンブルグ・シュトレリツ	二四二	二三・五	四七四・四	一一六
リューネブルグ	二四一	三五・九	四九八・五	三三九
オーベルヘッセン	二三五	一九・八	五〇〇	三三六・一
パウツェン	二三四	六一・一	二六八・二	二九八・六
メクレンブルグ・シュウエーリ	二二八	二一・〇	四七四・一	一六八・八
ポツダム	二二三	二六・三	二六八・五	二六二・四
ハンブルグ	二〇六	三四・四	三六五	三〇四・四
ペルリン	一七七	三七・三	五六	二六二・四

右表中ミュンスター、アーヘン、アルンスベルグ、デュッセルドルフ等は貯蓄普及度の高いにも拘らず妊孕率も亦高いが、之らは主として西部のライン及ウエストファリア地方の工業地域で、その高妊孕率は青壯年人口の流入に伴ふ妊孕年齢人口の年齢構成その他の有利なる諸事情に負ふものである。又、右の諸地方とは反對に、貯蓄普及度の低いにも拘らずその妊孕率の高いない兩メクレンブルグ及びオーベルヘッセンは、貧困な農業地域として、當然に右と正反對の事情を想像せしめよう。

此種の地方的特殊事情に對する詳しい統計的説明は之を次節に譲る。かかる例外的事象を釋明する代表的一事例としてモンベルトは、上表中ザクセンの諸地方がすべて一樣に極めて高い貯蓄普及度を示し乍ら、その妊孕率が同程度の貯蓄普及度をもつ他の地方よりも高率を示してゐる事實を舉



キムブルトの福祉説について(承前・完)

げ、そしてザクセンの婚姻年齢が他の諸國よりも根本的に低いといふ事實に注意してゐる。即ち一九〇〇年の平均婚姻年齢を比較すると次の如くである。

	夫	妻
プロイセン	二九・一八	二六・一六
バイエルン	二九・一	二六・一
ザクセン	二六・三	二四・三
ヴェルテンベルグ	二九・一	二六・五

例外的事象の統計的釋明は後に譲り、全體を一貫して認められる貯蓄普及度と妊孕率との間の基本的な聯關は、上掲表を更にその妊孕率の程度により段階的に概括集計することによつて左の如く一層明瞭に之を検出することができる。

妊孕率	該當地方數	妊孕率	預金口數率
最高(三六一%以上)	一一	三八六	一四・〇
高(二二一—二六〇%)	一三	三三三	二〇・六
中(二八一—三二〇%)	二一	二九七	二六・四
低(二五一—二八〇%)	二二	二六二	三九・四
最低(二五〇%以下)	一一	二三〇	三三・一

尙、以上の全國的觀察に於いては「福祉」判定の標識を一本の貯蓄普及度を以つて測り、都市的地方と農村的地方との差異を度外視してゐるわけであるが、併し預金々額は別とし、少くとも預金口數の割合は都鄙の差により決して一義的なる偏向傾向を示してゐない。即ち都市的地方にも貯蓄普及度の高低あり農村的地方にも亦同じ地域の差異があるわけで、その一斑は上掲表中参照傍記せる有業者中の農林業者比率に對照して之を見ることのできよう。そして貯蓄活動がその職業的、乃至は産業的差異の如何を問

はず獨立の因子として觀察せられるといふことは、こゝでは單に方法論的懸念に對する釋明に過ぎないが、併し「福祉」の立場にとつては極めて重大な意義をもつてゐる。いひかへれば「福祉」の増進を以つて妊孕率低下の主要原因に取り上げる「福祉」的結論を指し示してゐるわけである。要之、全國を對象として觀察せられた妊孕率の地域的差異は各地域の産業的構成の如何を問はず、専ら當該地域の貯蓄普及度、即ち「福祉」度の差異とのみ原則的な相關々係を示してゐることが結論せられるのである。

*

第二の歴史的觀察に移ると、右の産業的構成の地域的相異に對する方法的懸念は一層杞憂するに足らぬものとならう。といふのは以下の觀察が問題とする約二十年間の一地方に於ける産業的構成の變化は各地方相互の差異に較べては殆んど論ずるに足らぬものと考へられるからである。

先づプロイセンの諸州別に概觀的に試みられた史的觀察の結果は左の如くで、

(ロ) プロイセン諸州の一八八五—一九〇〇

年間に於ける有配偶女子妊孕率及び貯蓄金

庫預金口數率の増減

(妊孕率低下の最大なるものより順位配列、妊孕率及び預金口數率算出の方法は前表に同じ)

州	有配偶女子妊孕率の増減 (+は増進、-は減退)	貯蓄金庫預金口數率の増減
ベルリン	(-) 六一	一三・三
ブランデンブルグ	(-) 五八	一八・九
ザクセン	(-) 四七	一三・三
ポンメルン	(-) 二九	一一・六
シュレスウィヒ	(-) 二九	九・九

ハンノーバー	(-)	一九	一〇・三
ラインラント	(-)	一八	九・〇
オストプロイセン	(-)	一八	五・四
ヘッセン・ナッサウ	(-)	一六	一一・九
シュレージェン	(-)	一一	一〇・九
ウエストプロイセン	(-)	三	七・三
ポゼン	(+)	二	六・〇
ウエストファールン	(+)	四	六・二

更に右表に於ける妊孕率の増加又は減少を一〇を単位として類別的に概括すると左の如く、その相関的聯關を完全に例外なく表示してゐることになる。

妊孕率増減差の程度	該當州數	妊孕率増減差	預金口數率の増減
増	二	(+)	三・〇
減	一	(-)	三・〇
〃一〇―二〇	五	(-)	一六・四
〃二〇―三〇	二	(-)	二九・〇
〃三〇―四〇	一	(-)	一〇・八
〃四〇―五〇	一	(-)	四七・〇
〃五〇―	二	(-)	五九・五

又、同様の檢證を更に詳しく、プロイセンの三十四行政管區について試みた結果は次表の如く、分析檢證は更に委細をつくしてゐる。

(ハ) プロイセン行政諸管區の一八八五一―九〇〇年間に於ける有配偶女子妊孕率及び貯蓄金庫預金口數率の増減

(妊孕率低下の最大なるものより順位配列、妊孕率及び預金口數率算出の方法は前表に同じ)

行政管區	有配偶女子妊孕率の増減 (-は減差、+は増差)	貯蓄金庫預金口數率の増減	市	郡	部
ポツダム	(-)	一一・〇	(+)	一五・八	四九・%
ベルリン	(-)	一九・〇	(-)	二二	一
メルセブルグ	(-)	一三・二	(+)	二二	二二
マグデブルグ	(-)	一四・二	(-)	二九	三二
ハンノーバー	(-)	一一・二	(+)	二四	四九
フランクフルト	(-)	一八・五	(+)	二二	五四
エルフルト	(-)	一三・三	(+)	二〇	四三
シュテットティン	(-)	一一・四	(+)	二〇	四三
ケルン	(-)	一一・五	(+)	二七	九三
シュレスウィツヒ	(-)	二〇・四	(+)	九四	一一二
リーゲニツツ	(-)	九・九	(+)	三三	八九
ヒルデスハイム	(-)	九・五	(-)	〇九	〇九
ワイースバーデン	(-)	一四・九	(+)	九九	六三
デュッセルドルフ	(-)	八・八	(+)	二〇	二四・一
ミンデン	(-)	七・二	(+)	六三	四七
ケーニヒスベルグ	(-)	六・七	(+)	一六	一五・八
ケスリン	(-)	一一・六	(+)	七六	三四
ブレスラウ	(-)	一一・八	(+)	六二	二〇・〇
グムピンネン	(-)	四・二	(+)	二二	二〇・三
アーヘン	(-)	七・七	(+)	四三	二二
シュトラルズン	(-)	一〇・九	(+)	三〇	五七
シュターデ	(-)	一〇・九	(+)	八八	六三
コブレントツ	(-)	七・三	(+)	六六	二〇

〔参照〕一五―四五歳有配偶女子の内三〇歳以下の占むる割合の一八・〇―一九・〇〇年間に於ける増減割合

カッセル	(-)	六	八・八	(+)	四三	(+)	六三
リユーネブルグ	(-)	六	五・二	(+)	七九	(+)	六七
マリエンウエル	(-)	三	六・四	(+)	二六	(-)	二〇三
アルンスベルグ	(-)	一	六・一	(+)	二七	(+)	二〇〇
ブロムベルグ	(+)	一	六・五	(+)	二三	(-)	四七
ダンチヒ	(+)	二	八・八	(+)	二五	(-)	〇八
ポーゼン	(+)	三	五・六	(+)	七九	(-)	三六
アウリヒ	(+)	四	九・六	(-)	一五	(+)	二〇三
オスナブリュック	(+)	五	一三・七	(+)	九八	(+)	七六
オッペルン	(+)	五	五・六	(+)	五〇	(-)	一七
ミュンスター	(+)	三五	五・三	(+)	三八	(+)	三五八

プロイセン全國平均

(+) 六〇 (+) 四六

貯蓄普及度の比較的増進を示してゐるにも拘らず、妊孕率も亦上昇してをり、或はその低下の跡の極めて微弱なる地域中、ブロムベルグ及びポーゼンは波蘭地方の純農村地域であり、ミュンスター及びアルンスベルグはライン・ウエストファールン地方の工業地域である。即ち之らの諸地域が第一の地域的觀察の場合と同様な地域的特殊事情をもつものであることを想像せしむるに足らう(同じく次節を参照)。

尚、右表を前例に倣ひ類別的に概括表示せる結果は左の如くである。

有配偶女子妊孕率の増減差	該當管區數	妊孕率の増減差	預金口數の増減差
増	七	(+) 八・八	(+) 七・九
減	六	(-) 五・八	(+) 七・五
〃	三	(-) 一三・七	(+) 七・六

〃二〇一三〇	八	(-) 二三・二	(+) 一〇・一
〃三〇一四〇	六	(-) 三五・六	(+) 一四・九
〃四〇一五〇	二	(-) 四二・五	(+) 一三・七
〃五〇一	二	(-) 六五・〇	(+) 一五・〇

七、福祉の増進と妊孕率の低下 (3)

— 例外的事例に對する統計的釋明 —

前項、地域的竝に歴史的觀察の結果は、いづれも妊孕率の低下が貯蓄普及度の増進と一致してゐることを、少くとも原則的な傾向として結論せしめたが、個々の數字に於いては猶ほ幾多の例外的現象を見せてゐる。福祉的立場の理論的仕上げの爲には、更に之ら例外的現象に對して然るべき釋明を行はねばならぬ。

がモンベルトによると、之ら例外的事象は概して規則的な類型をもつてゐる。その最も著しいものの一つは預金口數率が比較的高く、乃至は比較的強い上昇傾向を示してゐるにも拘らず、妊孕率は低くなく、また顯著な低下傾向をも示してゐない場合で、ミュンスター、デッセルドルフ、アルンスベルグ等の諸地方に認められるものである。が之らは概ね工業的地域、就中ライン・ウエストファールン地方に見られる現象で、青壯年人口の流入による妊孕年齢人口の年齢構成に於ける變化にその主因を求めるところのできるものである。

上掲プロイセン行政管區別の觀察に於いてミュンスター、デッセルドルフ等の工業的地方が如何に高妊孕率の堅持に有利な有配偶人口年齢構成をもつてゐるかは、有配偶者中三〇歳以下の占むる割合にも之を見ることが出来る。

△有配偶者中三〇歳以下の占むる割合 (百分比)

行政管區	夫		妻	
	一九〇〇年 に對する 増加率 (%)	一九〇〇年 に對する 増加率 (%)	一九〇〇年 に對する 増加率 (%)	一九〇〇年 に對する 増加率 (%)
市				
ミュンスター	二六六 (+) 五七	二六四 (+) 六八	二六四 (+) 六八	二六四 (+) 六八
デュッセルドルフ	二七七 (+) 三九	二七二 (+) 三	二七二 (+) 三	二七二 (+) 三
アルンスベルグ	一九二 (+) 四〇	三〇六 (+) 二九	三〇六 (+) 二九	三〇六 (+) 二九
平均	一五七 (+) 三三	二四七 (+) 一五	二四七 (+) 一五	二四七 (+) 一五
郡				
ミュンスター	二三八 (+) 五三	二三四 (+) 七二	二三四 (+) 七二	二三四 (+) 七二
デュッセルドルフ	二六七 (+) 五五	二六五 (+) 六七	二六五 (+) 六七	二六五 (+) 六七
アルンスベルグ	一九四 (+) 五三	三三三 (+) 五〇	三三三 (+) 五〇	三三三 (+) 五〇
平均	二二〇 (+) 二二	三三六 (+) 二〇	三三六 (+) 二〇	三三六 (+) 二〇

更に妊孕年齢(一五―四五歳)にある妻の内、同じく三〇歳以下の占むる割合を見ると次表の如く、妊孕年齢にある妻の年齢構成に於ける好條件が、それだけで右の諸管區の有配偶女子妊孕率を向上せしむるに足るものであること、或は福祉の増進にも拘らず妊孕率の低下を防止するに十分であることを更に正確に實證することができるわけである。

△妊孕年齢の妻の内三〇歳以下の占むる割合 (百分比)

行政管區	市		郡	
	一九〇〇年 に對する 増加率 (%)	一九〇〇年 に對する 増加率 (%)	一九〇〇年 に對する 増加率 (%)	一九〇〇年 に對する 増加率 (%)
ミュンスター	三六九 (+) 六六	三四九 (+) 七二	三四九 (+) 七二	三四九 (+) 七二
デュッセルドルフ	三七九 (+) 三七	三七六 (+) 七五	三七六 (+) 七五	三七六 (+) 七五

モンベルトの福祉説について(承前・完)

アルンスベルグ	四二二 (+) 四三	四二七 (+) 二七	四六六 (+) 五二	四二二 (+) 四三
平均	三六六 (+) 三〇	三六〇 (+) 六〇	三三八 (+) 一五	三六六 (+) 三〇

右の如き年齢構成の好轉はその原因を之ら工業的諸地方に通有な低い婚姻年齢や高い婚姻率にも負ふてゐるが、根本的な原因としては青壯年人口の流入を擧げねばならぬ。而かも彼等は特に青壯年人口を主體とするばかりでなく、主として東部地方からの移動人口としてその生活水準の比較的低い者たちであることをモンベルトはその福祉説的立場から特に力説強調し、左の如き數字をあげて之を統計的にも確證してゐる。

△ラインランド及ウエストファーレン兩州に於ける

東部地方出生者の増加(一八九〇―一九〇〇年)

出生地	ラインランド		ウエストファーレン	
	一八九〇年	一九〇〇年	一八九〇年	一九〇〇年
東プロイセン	二八、五五一	六四、四八九	三三、六二四	一〇二、二四四
西プロイセン	九、七一七	二二、二四八	一四、五六九	三三、八五二
ポーゼン	七、五六二	二八、二六九	一三、八七五	五七、三四七
シュレジエン	一六、四六〇	二九、五〇五	二二、五九九	四三、〇八六
ポンメルン	五、三八三	八、九〇〇	三、〇二六	八、九〇〇

△ラインランド及ウエストファーレン兩州に於ける

移入人口の年齢階級別比重

行政管區	總人口に於ける移入人口の割合		一六―三〇歳人口に於ける移入人口の割合		三〇―五〇歳人口に於ける移入人口の割合	
	一九〇〇年	一九〇〇年	一九〇〇年	一九〇〇年	一九〇〇年	一九〇〇年
ウエストファーレン	一九・二%	二八・八%	二八・八%	三〇・一%	三〇・一%	三〇・一%
ラインランド	一三・二%	一九・六%	一九・六%	一九・三%	一九・三%	一九・三%

△ライオンランド及ウェストファーレン兩州に於ける
 現地出生人口及び移入人口の年齢構成比較

土地生れの者千の内	移入者千の内	
	一六— 三〇歳	一六— 三〇歳
ウェストファーレン	二四四	二〇三
ライオンランド	二四六	二二〇
		三三四

又、右兩州の移入人口の内には伊太利、露西亞、埃匈國等からの流入労働者が尠くないことも同じ理由で問題となる。特に伊太利人の出稼ぎ労働者が生活程度の低いにも拘らず極めて貯蓄心に富んでゐることをモンベルトは特に注意してゐる。

△ライオンランド及ウェストファーレン兩州に於ける

外國出生者の増加

出生地	ライオンランド		ウェストファーレン	
	一八九〇年	一九〇〇年	一八九〇年	一九〇〇年
埃匈國	四、八九六	二一、四六八	三、八七五	二一、七二三
露西亞	一、二一八	八、九一七	一、〇九七	五、六二九
伊太利	一、四〇九	二、四五七	五四六	七七五

尙、貯蓄行爲の著しい普及にも拘らず妊孕率の却つて上昇せる地方の中には、例之オスナブリュック、アウリッヒ、ダンチヒ等、妻の年齢構成に於ける變化が特に有利に作用したと認定すべき場合が多い（上掲表中傍記の數字を参照）。

反之、年齢構成は却つて悪化し乍らもその妊孕率の却つて上昇せる地方としてはプロムベルグ及びポーゼン等の波蘭的純農業地方がある。之らは、モンベルトによると、貯蓄普及度に見る當該地方の「福祉」の増進も猶

ほ出産抑制的欲望の限度にまで達せざる地方と考ふべきもので、福祉の増進と妊孕率低下との基本的聯關を逸脱する第二の著しい例外的類型を爲すことになる。

總じて純農業的の地方は人口都市集中の當然の結果として、年齢構成に老體化の傾向があり、右農業的の地方に特有な高妊孕率堅持の傾向も之と相殺される場合が多いと考へられる。ケーニヒスベルヒ及びグムビンネンの兩管區の如きその最も著しき事例をなすもので、之を數字に見ると次の如く、預金口數率の増加の僅小なるにも拘らず、妊孕率に相當の低下を餘儀なくされてた事情を釋明するに足るといへよう。

△妊孕年齢妻の内三〇歳以下の占むる割合の増減

(一八八〇年—一九〇〇年)

行政管區	市	郡	部
ケーニヒスベルグ	(+)	一・六%	(-) 一五・八%
グムビンネン	(+)	一・三%	(-) 一〇・三%
プロイセン全國平均	(+)	六・〇%	(+) 四・六%

反則的事例の釋明は基本的原則の存在を一層明確に證據立てる。而かも福祉と妊孕率との間の原則的聯關を攪亂するかに見えた絛上の例外的諸事象は、言はゞ統計的に、或は機械的に釋明せられた。いひかへればそこに何ら別個の原則の援けを借りねばならぬ必要がないわけである。しかし人口現象に於けるこの種の地域的特性に對しては特別の見方をする論者があり、或は之を地域的な人種的構成の相異に、或は宗教的信仰の異同に歸着せしめようとする。之らの諸説に對してもモンベルトは福祉説の立場から一々その採る可からざる所以を明らかにしてゐる。

例へば東部地方のスラブ人種系人口の稠密な地域の高妊孕率は、モンベ

ルトによると、その原因を人種説の主張するが如き人種的相違にもつてゐるものではなく寧ろ彼等の極端に低い生活水準に負つてゐるものと考へねばならぬ。そしてモンベルトは獨逸の他の地域に於いても之ら波蘭人の多い東部地域と同等以上の高い妊孕率を示してゐる事實のあることを指摘してゐる。上掲獨逸全國の地域的觀察にも表示されてゐるやうに、純獨逸的地域と稱すべきオーベル・プファルツやニーダーバイエルンはボーゼン其他の波蘭人の多い地方よりも却つて高い妊孕率を示してゐる。

又、舊教徒の妊孕率が概して新教徒のそれよりも高いといふ事實を據り處として妊孕率の地域的差異を説かうとする一部論者の主張もモンベルトにとつては同様に本末を逆にするもので、舊教的地域に特有の高妊孕率は寧ろそれら地域の文化的後進性に基くと考へねばならぬ。そして文化的に進んだ舊教的地域であるミュンスター地方の如きについては、その高妊孕率は敍上の所論の示す如く別の明白な理由によつて十分に説明せられることになる。尤も舊教的信仰が高妊孕率の堅持に多少の關係あることをモンベルトは否定しないが、しかし之を差別妊孕率の主因とすることに反對するわけで、信仰關係からだけで妊孕力を説明しようとする勝れて舊教徒國たる佛蘭西の顯著な出産減退の事實を説くことができないともいつてゐる。

尙、都市と農村との間に見られる妊孕率の相異についてもモンベルトは、都市的地域に通有な福祉と文化の増進向上の事實にその原因を歸着せしめ、特に都市に於いては同じ福祉の増進もその社會環境を媒介として一層強く出産抑制的方面に作用せざるを得ぬことを注意してゐる。例へば都市生活に於ける貧富懸隔の鋭い對照が福祉の向上を求めようとする欲望をいよゝゝ烈しくする如き事實である。随つて、近代的な妊孕率低下の一要素

因として人口の都市集中傾向を擧げることがモンベルトは決して躊躇しはしないが、しかしそれは都市生活そのものが直接に妊孕率を低下させるといふ意味ではない。都市生活に通有な性病の蔓延や婚姻年齢の遅延等の影響も否定はし難いが限度がある。寧ろより高い福祉と教養とが都市に於いてより多く代表せられ、且つ一般に農村に於けるよりもより強度に出産抑制的方向に作用するといふ事實こそ都市妊孕率の低い根本の理由と考へられるわけで、凡ては結局福祉の増進、文化の向上といふ一本の原則を據り處として説明せられることになる。

従つて、職業的相異の影響についても、モンベルトは特に直接的な關係を認めず、職業別に觀察せられる出産力の相異は寧ろそれらの職業と結びついた社會的及び經濟的地位の相異に歸着せしむべきものとしてゐる。そ

八、結 語

以上モンベルトの多端な論證觀察の跡を回想しながら所謂「福祉説」的主張の理論的結構ともいふべきものを要約してみると凡そ次の如くにいふことができようかと思ふ。

一、十九世紀の末葉に、殆んど凡ての歐洲諸國、就中また獨逸に於いても認められる出産減退の趨勢、特に有配偶女子妊孕率の低下は、十九世紀中葉以前にも見られる同様の現象と較べて、根本的にその性質を異にしてゐる。即ち從來の出産減退は自然的な災厄や社會的不況に伴ふ婚姻の減少を主因として言はゞ機械的必然的に導來された現象であつたのに對し、十九世紀末葉の出産減退は當時の經濟的好況に伴ふ婚姻の著増その他人口統

計に於ける明白な好轉傾向にも拘らず一種の歴史的必然性を以つて惹起されたところの現象である點にその特質を持つてゐる。

(尚、二十世紀四十年間の人口統計は十九世紀末葉に見る如き婚姻事情に於ける顯著な好轉傾向をそのまま持續してゐるとは稱し難いが、そのかはり妊孕率低下の趨勢は一層深刻なる相貌を以つて進行してをり、且つその範圍を全世界の西歐的文化圏内の諸國にまでも擴大してゐる。)

それは女子妊孕力そのものの低下、或は出産意欲そのものの低下として、その因つて來る理由を歴史社會的な觀點から究明されねばならない。

二、各般の統計的觀察の結果は、福祉の増進、文化の向上と共に *mit steigendem Wohlstand und zunehmender Kultur* 出産率、特に有配偶女子の妊孕率は低下するといふ事實を示してゐる。而かもそれは、未開民族と文明國民の間、乃至は富裕階級と貧民階級の間等、その生活様式や文化段階に格段の懸隔ある場合に於いて認められるところの事實であるばかりでなく、同一國民、同一の身分階級の内にあつても、その生活福祉の比較的輕微な差等に應じて同様に檢證せられるところの事實である。

三、また、妊孕率の地方的な差異についても、乃至はその低下傾向の地域的遲速について之を見て、妊孕率の低下は生活福祉の増進と原則的な聯關を示してゐる。そしてかゝる原則的聯關を逸脱するかに見える個々の例外的事象は、妊孕年齢女子の年齢構成に於ける變化や、下層階級人口の流入、乃至は鑛業關係労働者の著増等、一聯の反作用因子によつて十分に、即ち統計的必然性を以つて釋明せられる。それらは決して右の原則的聯關の存在を否定するものではない。

いひかへれば、福祉の増進に伴ふ妊孕率の低下といふ事實は、人種の差異、職業の相異、乃至は信仰の如何に拘らず、それらを買いて檢證せられ

るところの最も基本的なる聯關でなければならぬことになる。

四、が福祉の増進に伴ふ妊孕率の低下とは、必ずしもスペンサー流の文明人性慾退化説に歸着するものではない。かゝる主張は假令理論として謬りではないとしても當面の問題には直接にかゝはるところはない。寧ろ福祉の増進、文化の向上の結果として生まれ、そして逆にまた一層の福祉の増進を欲求することになる心的傾向、即ち近代人に特有な克己熟慮の精神、或は合理主義な經濟的打算の傾向こそが、福祉の増進を産抑制的方向へ作用せしめるのであり、そこに近代的出産減退傾向の近代的特性がある。

五、從つて、この近代的出産減退傾向は近代社會の成立、近代文明の發展と不可分の歴史的必然性をもつてゐるわけであり、所謂「福祉説」の理論的主張は文化の進歩に對する一抹の悲觀主義的思想を暗黙の背景としてゐるともいへよう。少くともそれは近代文化の進歩に對して、人口問題上、一つの疑義を提出するものといふことができ、そこに所謂「福祉説」的理論の一つの文化史的意義を認めることもできると思ふ。

*

その動きのまだ輕度かつ微候的なものであつた十九世紀末葉の出産減退傾向の近代的特性を獨特の統計的分析を驅使して檢出したモンベルトの勞作については、多少の技術的異論は別として、その功績を賞するに異議はない。そして又その「福祉説」的主張がこの近代的出産減退傾向の近代的特性を更に理論的に裏付け確認する所以のものであつたことも亦いふまでもない。たゞその文化悲觀説的な思想的背景へのつながりは我々を驅つて所謂「福祉説」的命題の、明析だがそれだけ一面的な理論的傾向に對して多少の再吟味を加へることを餘儀なからしめる。

「福祉」といふ概念は理論的用語として必ずしも一義的とはいへない。土に汗して糊口をつなぐ封建農民が啓蒙的領主治下の年貢米減免に聖代の春を壽ぐのも、乃至は近代市民が商業主義的商品の大量生産下で多彩な人間の欲望の教化と充足とを満喫するのも、生活福祉の増進たる點に於いては變りはないが、その生活内容には本質的な相異があらう。モンベルトのいふ「福祉の増進」が、「文化の向上」乃至は「社會的地位の上昇」等の對句と屢、併用せられてゐる點からも想像せられるやうに、特に近代資本主義社會に特有な生活様式と結びついた歴史的概念であることはいふまでもない。そういう意味で、それは、より嚴密には、近代經濟の發展と不可分な一般生活水準の不斷の向上傾向を意味するものといつてよいと思ふ。しかしそういう社會經濟的必然性を以つて推進せられる一般生活水準の上昇、或は社會的福祉の増進過程は、同じ社會經濟的必然性を以つて、同時にまた一般大衆の窮乏化的傾向への可能性を懷妊するものであることは蔽ひ難い事實である。事實モンベルトが異常な經濟的好景氣の時代として取り上げた十九世紀末葉期は同時に週期的經濟恐慌の始まつた時代でもあることを我は特に想起する必要がある。社會心理的に之を見ても、福祉の増進を求め、或は不斷に増進する社會的福祉の分有に落伍せざらんとする人間の欲望が、近代人に特有な焦躁感と不安の意識、進んでは一種の近代的な窮乏意識とさへ互に表裏したものであることは否定し難いと思ふ。社會的福祉の増進はそういう社會經濟的矛盾と社會心理的葛藤を背景としてこそ出產抑制的作用として働くことになるわけで、近代文化の發展が惹起する近代人に特有な心理的葛藤はモンベルトの考へるよりも實は遙かに深刻な様相を孕んだものでなければならぬ。近代人の合理主義的な經濟的打算根性も單により多くの福祉を求めようとする明かぬ欲望からだけで濫

モンベルトの福祉説について(承前・完)

用されるわけではない。「福祉」が同時に「窮乏」でもあり、社會的福祉の増進が却つて大衆的窮乏化の過程ともなり得るといふ、この勝れて近代的な歴史的现象は、近代經濟の發展に固有な社會生活の構造的變質過程を土臺としてこそ初めて成立するところの現象であつたわけで、モンベルトが問題とした十九世紀末葉の經濟的好景氣の時代も同時に近代的社會經濟生活の構造的變質過程が漸く全國民的規模に於いて實現せられようとした時代としてこそ其の眞に歴史的な特質を孕んでゐたのである。近代的出產減退傾向の本質を究明するには其處まで問題を掘り下げねばならぬ。そして又そこまで問題の核心を追及しない限り、それ自身極めて該切な統計的分析の諸結果も正しい歴史的感覚を缺いた一種の文化悲觀説的宿命主義を導來するを防止し難いのではないかと思ふ。

要之、福祉説の長所も短所も、「福祉」といふ一つの歴史社會的现象を專一に取り上げて之を統計的分析の對象とし、理論的究明の一觀點にまで概念的に形成し洗練した點にあらう。たゞそういう概念的抽象は、之を歴史社會的實在の一契機として把握し具象化する正しい歴史的感覚を缺く場合には、その概念的硬化のために却つて問題のより深い核心への追及を不能にする危険も亦尠くないといへよう。「人口」とは單に紙上の數字ではない。それは歴史社會的實在の實體として、自らその構造的形態を絶えず再組織しゆくところの生きた、生命ある實在量でなければならぬ。そういう生命に宿命的な内的葛藤、とりわけその危機の表現としてこそ「人口問題」といふものも亦考へられるわけで、近代的出產減退傾向に對する理論的究明も近代社會と近代文化の新生運動への最も切實な指針として要請されるものでなければならぬ。歴史の進行、文化の進歩に對する漠然たる悲觀主義的結論は人口理論の本來の目的とするところではないと思ふ。

がそれは兎もあれ、モンベルトの所謂「福祉説」的理論が、そのやうな理論的難點にも拘らず、或はその抽象的・一面性の故に却つて一層切實に、近代文化に對する一つの深刻な疑義を人口問題の上から提出した成績は没することができない。今日の人口問題は、とりわけ文明批評の問題として、いはゞ福祉説的理論の行き詰るところから、歴史と文化とに對する一層深い批評的意識を以て、更に新しく出發するところにあるともいへよう。我々は單に妊孕率の低下を生活福祉の増進といふ近代の觀念によつて説明するかはりに、寧ろそつといふ近代人に自明な先入觀念そのものを近代的人口現象の特性から反省し吟味せねばならぬ。と同時に妊孕率の低下といふ近代的人口現象の一特性も、單に個々人の心的性向の變化によつて之を理解する以上に、より歴史的、社會的な人口現象の一環として把握される必要があらうと思ふ。例へばモンベルトがその理論の統計的檢證を攪亂する反作用的因子の一例として注目した青壯年人口の都市集中の事實の如きも、寧ろ近代社會生活の構造的變質過程を導來せる最も近代的なる人口現象として、近代的出産減退の事實と不可分に結びついたものでなければならぬ。それは確かに「福祉説」的聯關の一義的な統計的表示を攪亂する一因子には相違ないが、然しそも／＼差別妊孕率の成立も、従つてまた妊孕率の一般的低下傾向も、實はこの人口の都市集中といふ近代的人口現象を根幹としてこそ初めて導來されたのだといふこともできると思ふ。人口の離村向都は人口收容力を劃期的に擴大させた近代社會と近代文明の歴史的功業の一徵表ではあるが、同時に又すべての生活様式や生活理想から自然さといふものを喪つてゆく近代人の生活の最も具象的な一象徴でもあるわけ、そつといふ明暗表裏した、勝れて近代的な歴史社會的傾向の中にこそ近代的出産減退傾向の真相を解明する鍵も潜んでをり、兼ねてまた新しい

當來社會の生活と文化とへの現實的諸條件も亦これを探索することができ
るのではないであらうか。(完)

モンベルトのマルサス批評

(埋め草)

マルサスが唯一の豫防的障害として取り上げた道徳的抑制は、専ら結婚生活に入る際の一層慎重な配慮を意味するに過ぎない。従つて福祉増進の結果がマルサスの立場ではどういふことになるかといふと、それは専ら輕率無慮な結婚を少なくさせ、ために婚姻年齢を上昇させ、婚姻数を減少させることとならう。そしてその結果として初めて出産数の減少を惹き起すことになる。

か様なマルサスの見解も原則的には正しい。我々は文化の向上と共に婚姻年齢が高くなること、そしてその他の事情にして變りがないならば、出産数は減退せねばならぬことを知つてゐる。が併し又我々は、最近十幾年(前世紀末の十年を謂ふ)の、特に躍進の人口動態の中には、その様な作用の片鱗をも認め難いことを明かにした。何故かといつて婚姻關係はマルサスの見解から豫想せられるやうな動きを見せず、従つて出産数を減少させる様な作用を及ぼしてゐないからである。寧ろ之とは正反對に、婚姻数は増大し、婚姻年齢は若くへた如く婚姻事情の變化だけであつたとしたならば、最近十幾年は出産数の持續的増大を見ねばならなかつた筈である。而かも事實は周知の如くその正反對を示してゐるのである。

マルサスは福祉が婚姻に及ぼす影響についてののみ知つてゐるに過ぎないが、併し福祉と妊孕率の高さとの間には猶ほ遙かに直接的な關聯が存在することに氣附かなかつた。即ち福祉の増進と文化の向上とは直接に性衝動や増殖衝動に作用し得るものであることに注意しなかつたのである。

人口の大いさは生存資料の大いさによつて制限されるといふマルサス説の第一命題は、症に自明の道理で、いつの時代にも妥當しよう。………
生存資料の増大するところでは人口は不斷に増大するといふ第二命題も、「何らかの強力有效な障害によつて妨げられざる限り」といふ條件的副命題がついてゐる以上、之また否認し難い。

反之、其の第三命題は、今日に於いては最早適切でない。といふのは道徳的抑制や惡徳及び窮乏の外に、更に他の障害が發生してゐるからである。その一つは人間の生殖能力を侵害する所の生理學的障害であり、更には生殖作用を有意的に性衝動から分離する所の心理的障害である、そしてこの兩障害は、前者は積極的な、後者は豫防的な障害として、共に福祉の増進と共に生長するものである。従つて惡徳と窮乏の外に生殖作用の物理的不可可能性が出現し、道徳的抑制の外に第二の豫防的障害として生殖回避の意志が出現したことになる。

(Bevölkerungsbewegung in Deutschland 46)

出生率の地域的差異の原因に

關する人口生物學的研究

— 千葉縣下に於ける調査 —

横 田 年

一、緒 言

出生率の地域的差異が純然たる社會學的乃至經濟學的的要因のみにより説明し盡され得るものか否かは甚だ困難な問題である。出生率の基礎を爲すものは生物學的集團としての人口に於ける之を構成する個人々々の有する出生力の集積の平均であつて、之が社會生物學的統計學的指標たる出生率として表現される迄には、或は平均婚姻年齢の遲速如何により或は社會的普遍性を有する當該人口の各個人の出産力制限意志及び其の實行の程度如何により著しき變貌を加へられるのである。従つて當初一箇の遺傳生物學的特質として當該人口の有する生殖力も之に社會經濟學的乃至社會心理學的或は思想的要因が過大に作用する時は似ても似つかぬ様相を表現し來るのである。更に之等の重要な二箇の要因——遺傳生物學的及び社會學的——

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

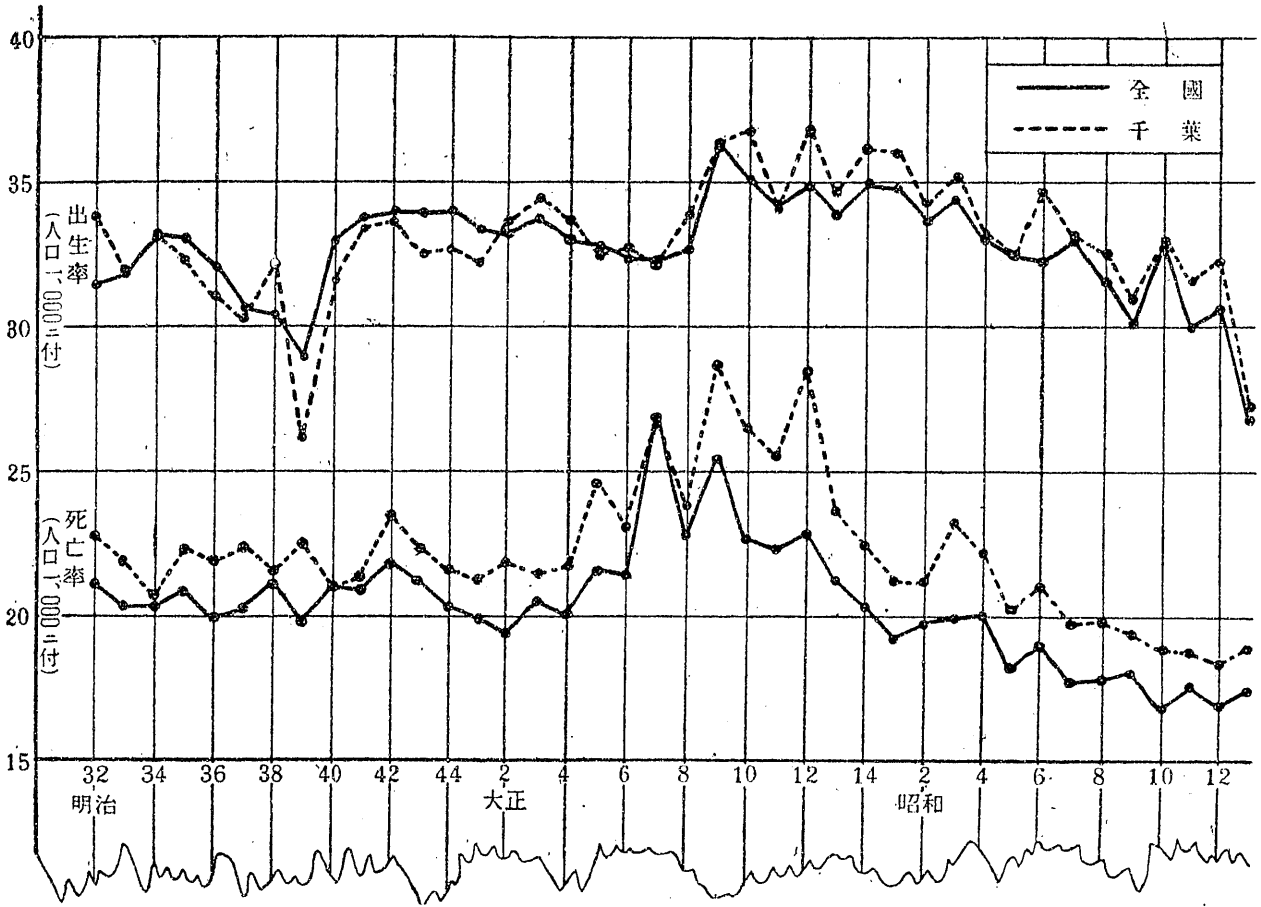
の間に位置を占めるものとして社會生物學的病理學的的要因、例へば性病の蔓延、勞働過重、榮養障碍等があり、之等は人口の生殖力を減弱損耗せしめ原發性又は繼發性不妊、死産、難産、早産等を増加せしめる。其他未だ決定的承認を得られざる諸種の原因例へば精神作業者のリビドー減弱、種々の工業中毒による生殖力低下等が存在する。

扱、出生率の年次的變化を經とすれば其の地域的差異は緯とも稱すべきものであつて、之が原因を究むる事は甚だ重要な課題なりと考へらるゝにも拘らず、今日迄之を實地調査により解決せんと試みた業績は餘り存在しない様である。余が今引用し得る唯一の文獻は H. Warner Eichler 等が獨逸の高出生率都市及び低出生率都市に就て行つた若干の調査であるが、彼等は其の出生率の差異が結局之等の都市を構成する人口の人種的差異に基くものであつて、高出生率都市にはスラブ族の割合が比較的多數を占めてゐる事に起因すると結論してゐるが、其の研究方法は十分科學的なりとは言ひ得ないと思ふ。

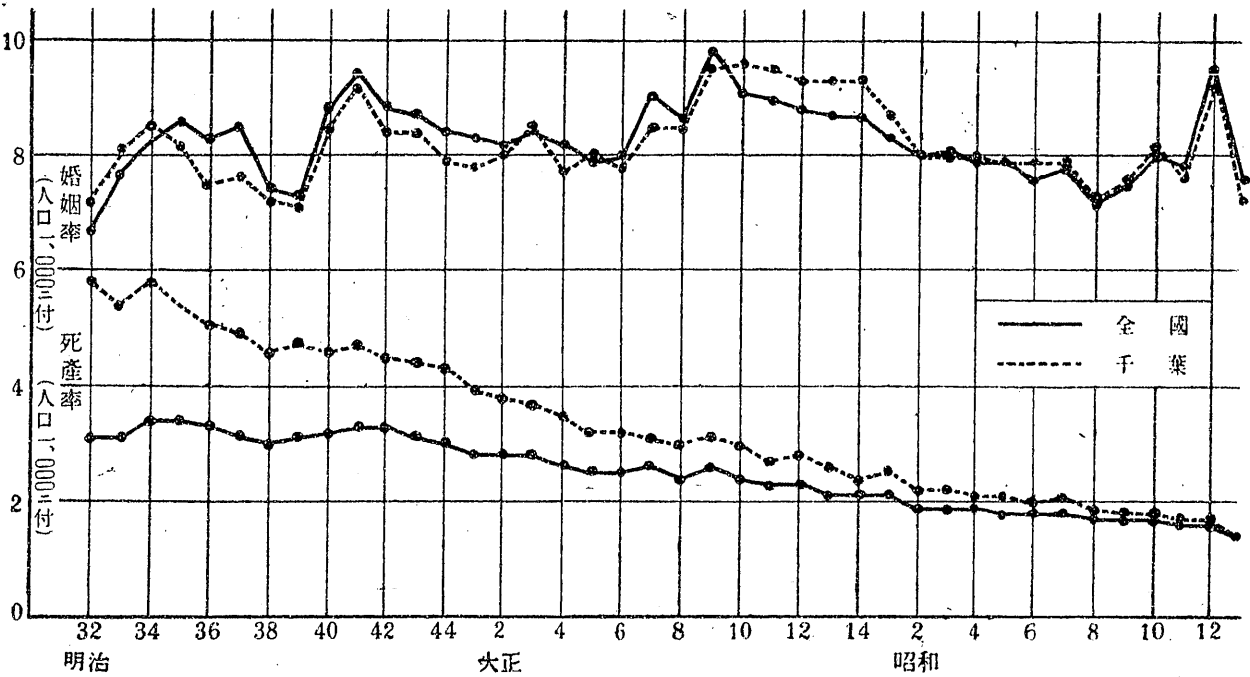
余は昭和十六年九月本邦に於ける低出生率縣の一たる岡山縣下の比較的出生率をなす一箇町と最低出生率の二箇村に於て主として有配偶婦人に就て調査を行つたが、人口生物學の見地からは之等の差異を惹起すべき程の著明な原因を發見し得ず、主として低出生率村に於ける産兒制限(之が社會經濟學的思想的解明は別として)に依るものと推論せざるを得なかつた。

そこで第二回目の調査として、千葉縣下の出生率の分布状態が實に明瞭なる地域性を示して居る事實に着目し、同縣下に於て前回と略、同様の調査を昭和十七年二月行つた。尙、千葉縣下の人口増加率の地域性に關し水卷武氏は經濟學の見地から考察されて居られるが、同氏の論著に於ては人

第一圖 出生率及死亡率推移比較 (人口千對)



第二圖 婚姻率及死產率推移比較 (人口千對)



増加率の分析——出生率、死亡率、人口移動——が行はれてゐないので余の研究の参考とは爲し得なかつた。

二、千葉縣の人口動態

千葉縣の人口動態の年次的變化を全國平均のそれと比較するに(第一圖及び第二圖)、出生率は全國と略、相等しい傾向並に數値を示して居り、大正九年以後に於て本縣の方が幾分高率なる如く見られる。之に對し死亡率は何れの年次に於ても全國平均よりかなり高率であり、從つて自然増加率は稍、劣勢なるを免れない。婚姻率は出生率と同様全國平均との間に著明な差異を認め得ない。死産率(人口千に對する)の傾向に就ては著しき特長が認められ、舊く遡る程甚だ高率であるが、之は舊に往時の本縣婦人が保健衛生知識に乏しかりし爲に起因するのみならず、寧ろ恐らく其の主要なる原因は巷間に傳ふる如く本縣に於て曾て墮胎及び間引の惡習が廣く行はれてゐた事實に存するものではなからうか。

次に縣下の市郡別出生率、大正十四年、昭和五年、昭和十年三箇年平均(第一表)の分布狀況を觀るに最も高率なるは海上郡で、香取、匝瑳、東葛飾

第一表 千葉縣市郡別出生率(人口千對)

千葉市	三九・七二	君津郡	三三・六一	東葛飾郡	三六・一〇
銚子市	三三・五二	長生郡	三三・九二	印旛郡	三三・二九
市川市	二八・三一	山武郡	三三・三五	香取郡	三八・二四
安房郡	二九・三一	市原郡	三四・八二	海上郡	三九・二〇
夷隅郡	三四・二六	千葉郡	三三・五〇	匝瑳郡	三六・三八

大正十四年、昭和五年、昭和十年三箇年平均出生率ハ内閣統計局市町村別人口動態統計ニ據ルモノデ出生ノ場所ニヨル數デアリ、基礎人口數ハ國勢調査時ノ現在人口ニヨル。

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

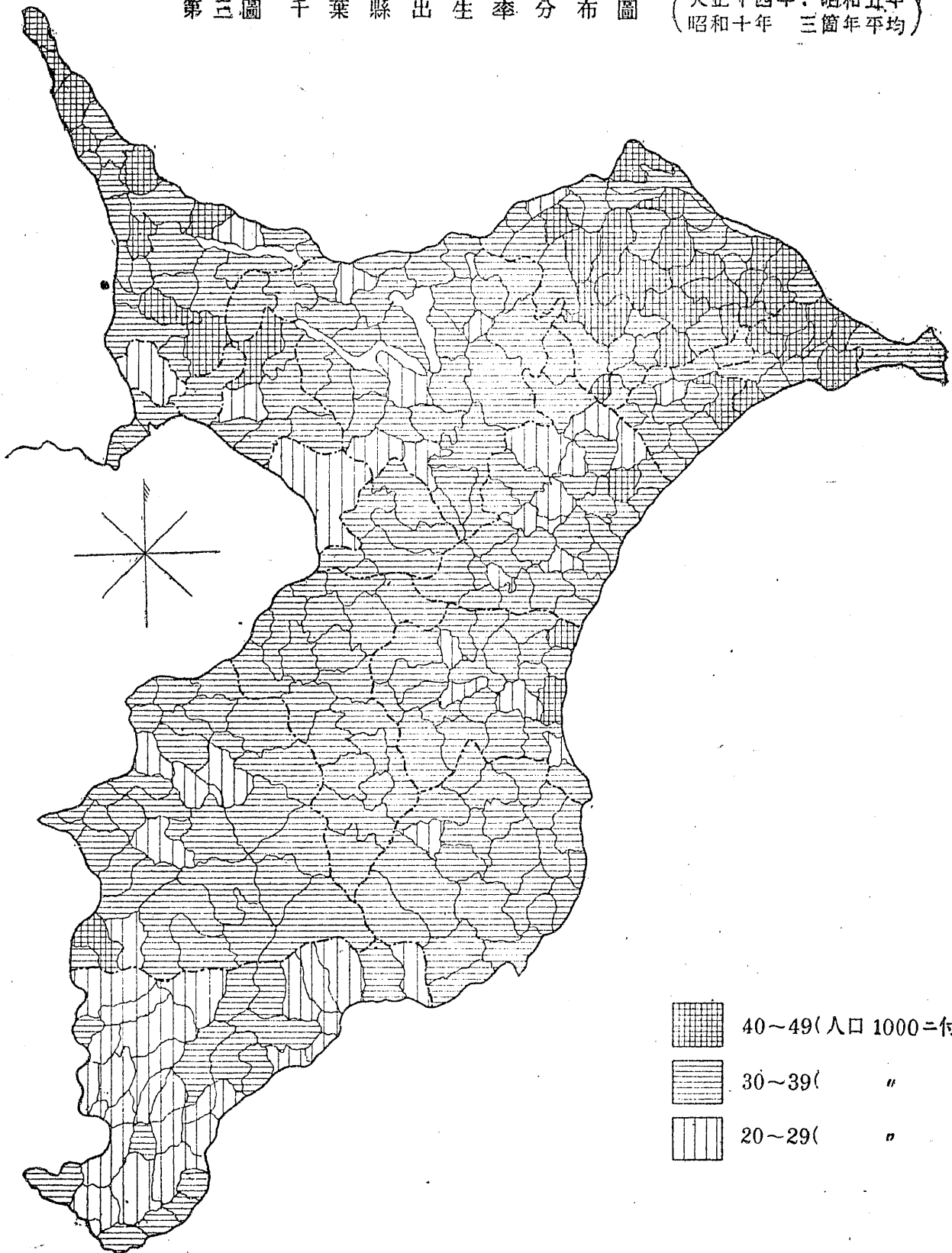
の諸郡之に次ぎ、最も低率なるは市川市で、安房郡及び千葉市が之に次いでゐる。注目すべきは東京市に隣接する東葛飾郡が比較的高率なる事實であつて、大都市との地理的距離が必ずしも出生率を左右する要因となつてゐない事を示す一例と言へやう。又、安房郡が郡部なるにも拘らず最低出生率地域の一を構成してゐることも特に留意を要する點であつて、本調査中の低出生率諸村は皆本郡の内より選んだ。


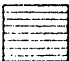

尙、以上を更に市町村別に分けて圖示したものが第三圖であり、明瞭なる地域性を觀取する事が出来る。斯かる出生率分布狀態の地域性に關聯し、前回岡山縣に於ける調査の際同縣下の町村別出生率と町村別自轉車普及率との關係係數を求め $r = 0.495$ なる逆相關を見出したのであるが、本縣に就ても同様の計算を行つた。町村別(市部を除く)出生率は前記の大正十四年、昭和五年、昭和十年三箇年平均であり、町村別自轉車普及率は昭和十四年末現在の各町村自轉車數の人口一、〇〇〇に對する割合である。從つて兩者の間に時間的の喰ひ違ひがあるが、自轉車數は前記年度の實數しか知り得なかつたので止むを得ない。而して求め得た關係係數は

$$r = 0.38 \pm 0.0561$$

であつて有意義の相關を認める事が出来ない。若し自轉車の普及率が町村の文化程度に比例するものならば、本縣の出生率の地域的差異は文化の程度如何と餘り關係が無い譯であるが、自轉車普及率のみを以て文化判定の指標と爲し能はざるは勿論であつて、此の他の種々の社會經濟的指標との相關を求めて再検討をする必要がある。

第三圖 千葉縣出生率分布圖 (大正十四年, 昭和五年)
(昭和十年 三箇年平均)



-  40~49(人口 1000=付)
-  30~39(") 一八
-  20~29(")

三、調査の對象及び方法

縣下の全市町村に就て大正十四年、昭和五年、昭和十年三箇年の平均出生率を計算し、此等の市町村中より純農村のみを選び、其の内の最高級の出生率を有する海上郡A村、香取郡B村及びC村の三箇村並びに最低級の出生率を有する安房郡D村、E村、F村、G村の四箇村、合計七箇村を調査地域に選定した(第二表参照)。

調査時日及び所要日数は昭和十七年二月十一日より同月二十五日迄の十五日間である。

調査の對象は前回岡山縣に於て行ひたるものと同じく四十五歳未満の有配偶婦人であり、之等の有資格婦人を村役場或は學校、集會所等の適當な

第二表 調査村ノ人口及出生率

村	昭和十年 現在人口		出生率 (人口千對)	
	現在人口	出生率	昭和十年	三ヶ年平均
A 村	二八〇六	四二・八八	四六・三二	五〇・六一
B 村	二九〇一	五六・七三	四四・一二	三七・五七
C 村	四二二〇	四八・九八	三九・三七	四六・九二
D 村	一七九四	三一・八六	二二・六六	二〇・六二
E 村	三六八七	二九・四一	二七・一〇	二二・二四
F 村	一五二〇	二七・四七	二三・三二	二五・〇〇
G 村	二二五四	二三・一〇	三三・一四	二〇・四一

出生率ハ出生ノ場所ニヨルモノ
テ、内閣統計局市町村別人口動
態統計ニ據ル、人口數ハ國勢調
査時ノ現在人口デアル。

場所に集合せしめ、岡山に於けると同様の事項(本誌第二卷第十二號五頁参照)に就て問診し、更に血液を採取して微毒血清反應を検査した。問診は

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

余等の指導の下に本研究所及び千葉縣衛生課の職員が之に當り、血液検査は千葉醫科大學皮膚科教室に依頼した。本調査施行に際し一方ならぬ御協力を賜はりたる千葉縣衛生課長村田四郎博士及び同課職員諸氏、竝に千葉醫科大學教授佐藤邦雄博士及び皮膚科職員諸氏に對し茲に深甚なる謝意を表する次第である。

尙、本調査施行と同時に館研究官、上田研究官補及び窪田研究官補の三氏により、之等の諸村の基本調査として昭和十七年二月二十四日現在を以て現在人口、常住人口、竝に過去一箇年間の人口動態調査が行はれた。余は本文に於て右三氏の御好意により其の結果の若干を引用したが、其の詳細に就ては同氏等により改めて報告が爲される筈である。

四、調査地域の概況

調査諸村の内高出生率三箇村は何れも本縣の北東部に位してゐる。而してA村は海上郡の北部に在り香取郡と境を接し、同郡のB村とは一箇村を隔てて近接してゐる。B村は又C村と一箇村を隔てて隣接し、之等の村の周圍の諸村も亦大部分比較的高い出生率を示し、一箇の高出生率地域を形成してゐる。

扱、A村は純農村であつて、土地は半ば丘陵で畑及び山林を以て占められ半ばは低地で水田に富み一般に農家の耕作段數多く、従つて村民は比較的裕かである。本村及び其の附近一圓は昔鐵牛和尙の開拓した所謂干潟新田八萬石の跡であり米穀の收穫に富んでゐる。昭和十年の國勢調査時の現在人口二八〇六で出生率は前述三箇年平均四七・三五である。

B村は香取郡の東南境に位し純農村でありA村と同じく耕地面積廣く經濟狀態も略、同程度である。本村附近は天保水滲傳を以て有名な俠客出沒

の地であつた爲に、會て天保時代には農民の氣風も怠惰酒色に傾き耕地は次第に荒廢する有様であつたが、彼の大原幽學が本村に來住して性理學を説き村風の改革に努力すると共に、其の感化を受けて村民は漸次勤勉な生活を取り戻し、半ば頹廢せんとしてゐた農業も復興するに至つた。天保十一年に幽學の起した先祖株組合は昭和十五年迄百年に亙つて繼續し本村興隆の基をなしたのである。幽學の思想は代々の村民により今日に至る迄纏綿と繼承され、例へば同村國民學校に於ける日常の教育は總て幽學の訓へを中心に行はれてゐるのを見るのである。

本村の昭和十年現在人口二九〇一で平均出生率四五・九〇である。

C村はB村の西隣に位し農山村である。前記二箇村は比較的交通が便利であるが、本村は鐵道沿線より數里も隔つて居り、周圍の村々との交通は山路と以て連絡されてゐる状態である。従つて住民は一般に純朴である。經濟状態は概して良好であつて殊に最近は山林の價格が騰貴した爲村民の經濟力が高まつて來てゐる。本村の昭和十年現在人口四二二〇、平均出生率四五・〇六である。

以上の三箇村に比し他の低出生率四箇村は何れも皆本縣最南部の安房郡に屬し、兩群は距離的にも相當のへだたりがあり、氣候も後者は概して一年を通じて溫和である。而して之等の四箇村を中心とする安房郡の殆ど大部分の市町村は出生率低く、一大低出生率地域を形成してゐる。

D村は安房郡の東北部に在る純農村であるが、平均耕地面積は比較的少く又副業として見るべきものも無く特に擧ぐべき特長のない平凡な村である。併し村民の經濟状態は決して悪くない。昭和十年現在人口一七九四といふ小村で三箇年出生率二五・〇七である。

E村は安房郡の南端に近く、農山村であつて山林に富んでゐる。館山北

條市に隣接してゐる爲此の方面で日傭業を兼ねてゐる者がかなり多い。耕地面積は少いが、蔬菜園藝、山林、木炭等の收入が相當にあり經濟的には中等程度である。本村は昭和七年經濟更生計畫を樹立し以來各種の更生施設を實施し着々と實績を擧げてゐると云ふ。昭和十年現在人口三六八七、三箇年平均出生率二六・三五である。

F村は安房郡の略、中央部に位する純農村で昭和十年現在人口僅か一五二〇の小村である。耕地面積餘り多からず大部分小農家である。三箇年平均出生率二五・二八となつてゐる。

G村は安房郡の西北端に近い農山村で、人口二二五四を算し平均出生率二五・二五を示してゐる。本村は山林多く従つて耕地は前村と等しく餘り多くない。

之等の各村に於ける資料不足の爲現住人口の動態を知る事が出来なかつたが、A、D、E、F、Gの五箇村に就て本籍人口動態の年次別變化の一部を知り得たので第三表及び第四表に之を掲げる。此の内A村は明治四十年以後に就て、其の他は比較的近年の數字のみである。勿論、本籍人口の動態は現住人口の其れとは著しく内容を異にするものであり、而も村によつては統計作成方法の不完全なる爲本籍人口數の不正確なる場合を屢、見ることがあるから、之を以て眞の動態を示すものとは爲し得ないが概略の傾向を知り得よう。

A村に就て明治四十年以後の出生率を見るに年により一上一下することにはあつても大體に於て三五乃至四〇前後を示して居り、昔から本村人は比較的多産の傾向を有してゐることを知る。之に反し、D、E、F、Gの低出生率四箇村はD村の昭和六年に於ける場合を除き皆二〇代であつて年々低出生率状態を續けて居ることが看取される。之に反し死亡率はA村と他

の四箇村との間に有意な差を認め得ない。

第三表 A村ノ本籍人口動態(人口一〇〇〇ニ付)

年 度	出生率	死亡率	年 度	出生率	死亡率
明治四十年	四〇・七五	二八・四三	大正十二年	四〇・八〇	二四・四八
〃四十二年	四一・五一	二四・八三	〃十三年	三六・九六	二五・二〇
〃四十四年	四四・一一	三一・七六	〃十四年	三七・九四	二八・二九
〃四十六年	四一・二三	二三・三七	〃十五年	三七・二八	一九・九五
〃四十八年	四二・七四	二三・二三	昭和二年	—	—
〃五十年	三七・〇八	二〇・〇二	〃三年	四二・二三	二〇・九五
大正二年	四六・八五	二七・四五	〃四年	三七・二五	二三・〇四
〃三年	三六・〇三	三〇・二〇	〃五年	三九・〇一	一九・八一
〃四年	三三・六八	一九・九二	〃六年	四一・五八	一九・七三
〃五年	三六・四七	二七・八〇	〃七年	三七・六五	一九・五七
〃六年	三三・五六	二一・〇九	〃八年	三三・八九	一五・四二
〃七年	—	—	〃九年	四一・六二	二四・二〇
〃八年	—	—	〃十年	四二・七〇	二〇・九一
〃九年	三三・三三	二七・六五	〃十一年	三八・九八	一五・〇八
〃十年	四一・五一	一七・九九	〃十二年	三八・八二	一四・九一
〃十一年	三九・〇六	二八・六九	〃十三年	四〇・二三	一九・七〇

第四表 低出生率諸村の本籍人口動態(人口一〇〇〇ニ付)

年 度	出 生 率				死 亡 率			
	D村	E村	F村	G村	D村	E村	F村	G村
昭和一年	—	—	二五・五八	—	—	—	二五・五八	—
〃二年	—	—	二五・五九	—	—	—	一七・四八	—
〃三年	二九・五三	—	二六・九九	二七・五六	二二・九九	—	二四・四八	二四・八七
〃四年	二二・二六	—	二六・五六	—	一八・五五	—	二九・六二	—

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

〃五年	二二・三五	—	二四・九四	二七・三五	二〇・六一	—	二二・三七	二六・四〇
〃六年	三〇・九三	—	二五・〇五	二八・二七	一五六五	—	一六・八七	一八・八四
〃七年	二三・八四	二五・三五	二七・八九	二四・五九	一七・三三	一九・七六	一五・七二	一六・五〇
〃八年	二三・三六	二七・八二	二四・五六	二五・八六	二二・八〇	二〇・二七	一六・〇四	一八・四七
〃九年	二二・九一	二四・七五	二八・二六	二四・九一	二三・七四	一七・四八	二一・三二	一九・〇七
〃十年	二六・六一	二四・五〇	二六・六八	二〇・五三	一六・〇四	一六・二七	二〇・二六	一五・二二
〃十一年	二六・九五	二八・五九	二五・九七	二三・六一	二二・二〇	一八・四一	一六・六六	一四・三三
〃十二年	二五・八〇	二四・五一	二六・八二	二三・二八	一七・九一	二〇・〇七	一八・五一	一六・二六
〃十三年	二三・六一	二二・六一	—	二三・二八	二三・五九	—	二九・三五	—

五、基本調査の概要

先づ前記、上田、窪田三氏に依つて行はれた基本調査結果の内、本研究に必要な事項の若干に就て述べる事とする。但し本報告作成迄に高出生率村中のA、B兩村に關する資料の整理未完了であつた爲之等を除く他の五箇村のみを引用する。

調査を行つた昭和十七年二月二十日現在の常住人口は第五表に見る如くであるが、之を第二表と比較するに(第二表は現在人口であるが)、高出生率村たるD村は人口増加を見たるに反し、低出生率諸村は何れもかなりの人口減少を見てゐる。又出生率は昭和十六年二月二十日より昭和十七年二月十九日迄の一箇年間のみ数字であるにも拘らず、夫々の率は全く既述の過去の出生率の傾向と一致してゐる。

又、常住人口の年齢構成は第四圖より第八圖迄に見る如く高出生率村たるD村は人口ピラミッドの下部の幅が非常に廣く過去に於ける其の旺盛なりし出生力を越へしむるに充分である。青年層の増加は多くの近代農村人

第五表 調査村ノ人口及出生率(館、上田、窪田三氏ニ據ル)

村	出生率			出生率
	高 C	低 D	出生率	
村 C	四三八九	一七〇三	昭和十六年二月二十日	三一九〇
村 D	一七〇三	三四二四	昭和十七年二月十日	二四・六六
村 E	三四二四	一三六二	昭和十七年二月十日	二〇・七四
村 F	一三六二	二〇六九	昭和十七年二月十日	一八・三六
村 G	二〇六九	一五・四七	昭和十七年二月十日	一五・四七

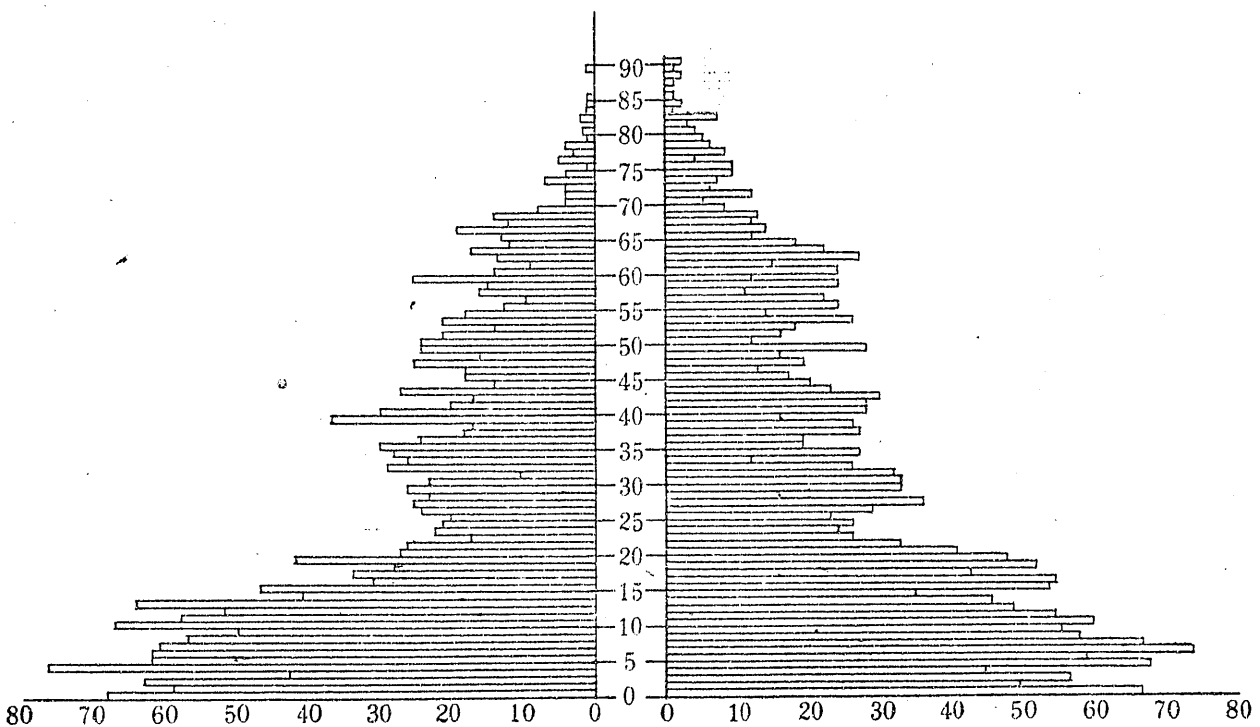
口に於て見受ける處と全く同様で、大都市への出稼又は移住によるものと考へられる。低出生率村たるD村以下四箇村の人口ピラミッドは、何れも前者に比して下部の幅狭く長い間低出生率状態にありし事が之のみにて明瞭に知り得られる。又青年層の陷凹は更に著明で、就中特異な事實は之が女子青年層に於ても相當著しいことであつて、之は後述する如く之等の諸村の青年女子が東京其他へ女中奉公に出づる者が多い爲と思はれる。

次に出生率に最も重要な關係を有する妊孕可能年齢に在る女子人口の割合を見るに(第六表参照)、低出生率村中のD、E兩村は一五歳乃至四九歳の女子人口の常住總人口に對する割合は高出生率村たるC村と殆ど等しく何れも二二%臺であり、他のF村及G村は僅かにC村よりも少く前者は二〇・七%、後者は一九・〇九%である。又、最も妊孕力高しと見られる二〇歳乃至三四歳の女子人口率を比較すると、低出生率村中のD、E兩村は寧ろ

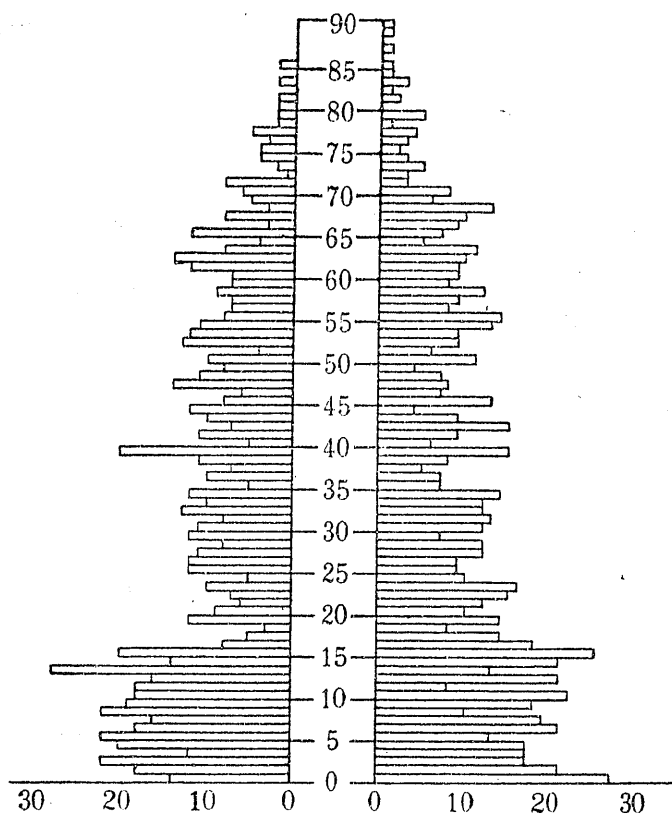
第六表 特殊年齢階級女子人口率比較

年齢階級	高出生率村 C		低出生率村 D, E, F, G			
	村 C	村 D	村 E	村 F	村 G	村
十五歳乃至四十九歳女子人口、常住總人口ニ對スル割合(%)	三三・七四	三三・三〇	三三・四〇	二〇・七〇	一九・〇九	村
二十歳乃至三十四歳女子人口、常住總人口ニ對スル割合(%)	九・五〇	一〇・二八	一〇・〇二	八・八八	七・九七	村

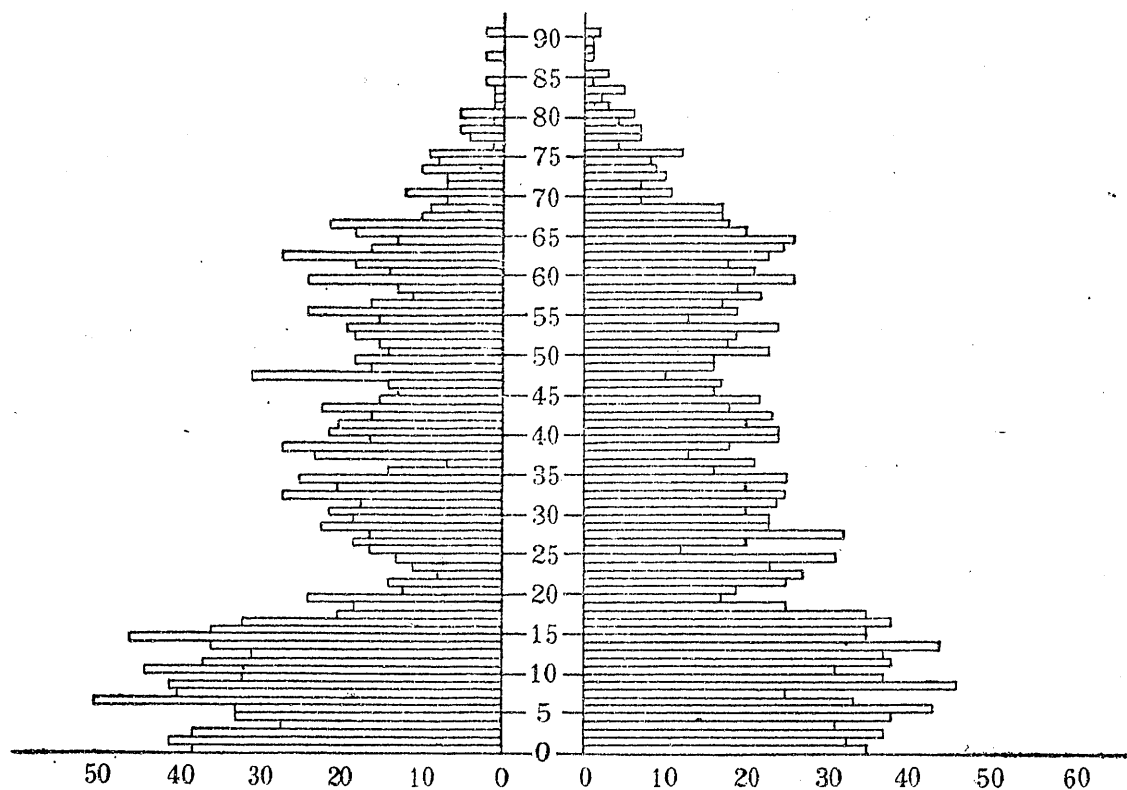
第四圖 C村(高出生率)年齢別人口構成



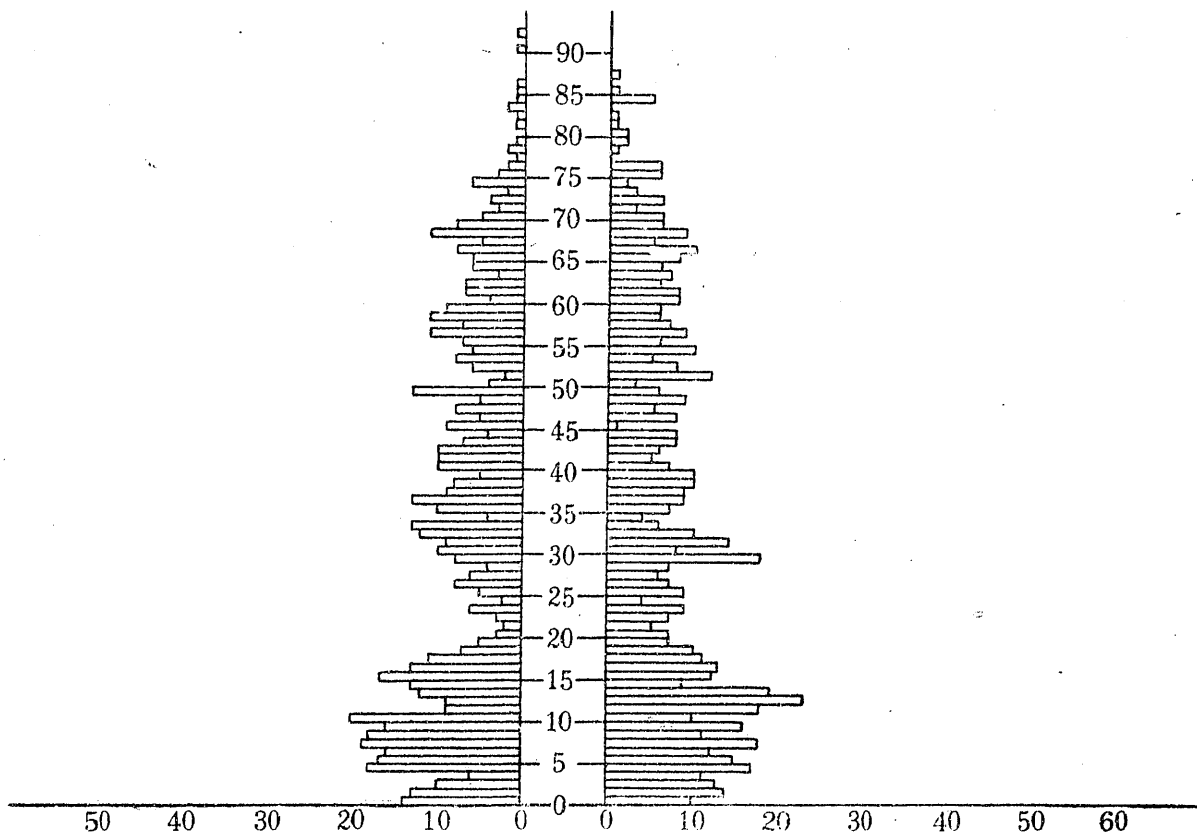
第五圖 D村（低出生率）年齡別人口構成



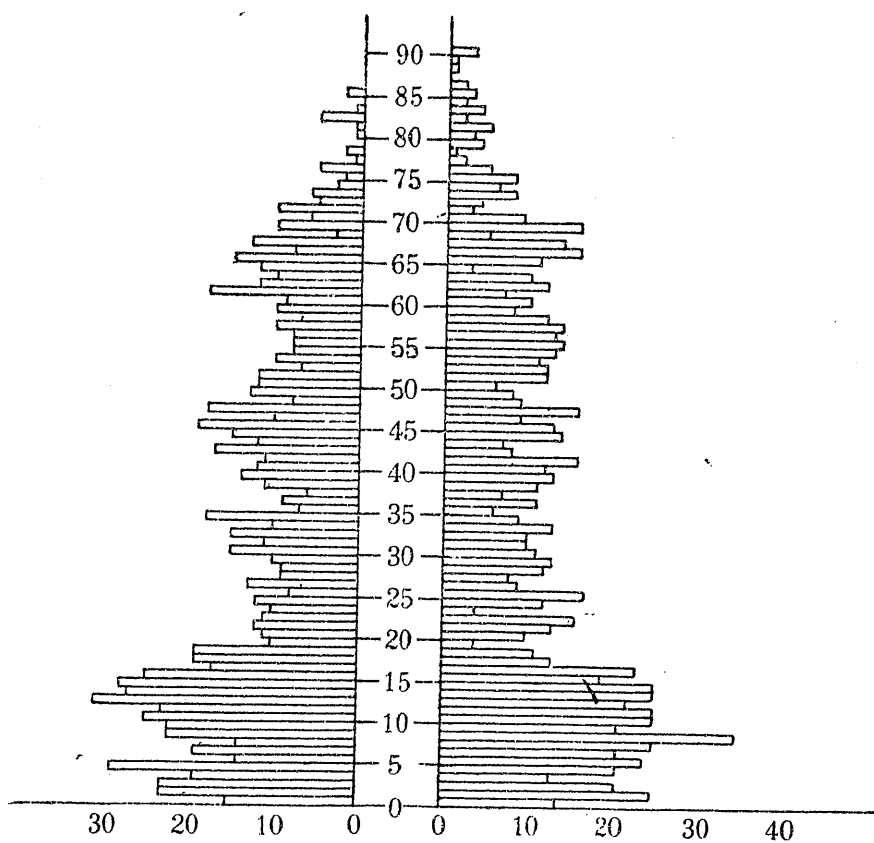
第六圖 E村（低出生率）年齡別人口構成



第七圖 F村年齡別人口構成



第八圖 G村(低出生率)年齡別人口構成



C村よりも其の割合多く、F、G兩村はC村よりも低率である。斯くの如く同じ地域中に在る低出生率諸村たる之等四箇村の特殊年齢階級女子人口率が相互に幾分づゝ相違し、而も高出生率村たるC村の率と相前後してゐる事よりすれば、之等の低出生率諸村の低出生率の原因として女子人口率の異常を擧げる事は不當であらう。

次に妊孕可能年齢に在る女子の有配偶率を年齢階級別に比較するに（第七表参照）、總計に於ては高出生率村たるC村が最も有配偶率低く、其の内一五—一九歳及び二〇—二四歳階級では低出生率村中のE、F、G三箇村はC村よりも低率であるが、其の他の年齢階級では明かな差異を認め得られない。従つて高低兩群の出生率の差異の原因として有配偶率の差異が著しい役割を爲してゐるとは考へられない。

第七表 年齢階級別有配偶女子率比較

年齢階級	高出生率村				
	C村(%)	D村(%)	E村(%)	F村(%)	G村(%)
一五—一九	四・三七	五・〇六	二・六五	一・八九	一・四三
二〇—二四	五・六七	五三・九七	四六・二八	四〇・六三	四二・三一
二五—二九	八六・八六	八三・六七	八三・三三	九三・六二	七九・三一
三〇—三四	九四・六二	九二・〇六	九二・一一	八八・一〇	八六・五四
三五—三九	九〇・六五	九二・八六	九〇・二二	九一・二一	九五・八三
四〇—四四	八五・二七	九五・三五	八一・一三	九一・一八	九二・九八
四五—四九	八六・〇二	八四・六二	七八・六七	八二・七六	九〇・九〇
計	六一・七二	六六・一四	六二・九七	六七・七三	六六・五八

六、有配偶婦人に就て行ひたる調査の結果

前述の如く調査の對象は四五歳未満の有配偶婦人である。調査員数はA

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

村二二八、B村一八八、C村四〇六、以上高出生率村（以後高群と略稱する）合計八一二、D村一七八、E村三四一、F村一五四、G村一四三、以上低出生率村（以後低群と略稱する）合計八一六、總計一六二八である。記述の煩を避ける爲今後特に必要ある場合の他は高群及び低群の二群に纏めて記すこととする。

調査婦人の年齢階級別人員数は第八表に見る如く二〇歳以上四五歳未満の各年齢階級共に夫々大差が無いが、高群に於ては低群よりも二〇—二四

第八表 被検査者現在年齢

年齢	高出生率群		低出生率群		計
	高出生率群	低出生率群	高出生率群	低出生率群	
二〇歳未満	一〇	四	一四	一四	
二〇—二四	一四三	九六	二三九	二三九	
二五—二九	一九三	一八一	三七四	三七四	
三〇—三四	一八九	二二一	四〇〇	四〇〇	
三五—三九	一五六	一七四	三三〇	三三〇	
四〇—四四	一一六	一四九	二六五	二六五	
四五以上	五	一	六	六	
計	八二二	八一六	一、六二八	一、六二八	

年齢階級が多く、四〇—四四歳階級が少い。之は後段に述べる様に前者の方が早婚なる爲と考へられる。尙、本調査は四五歳未満の者を對象としたのであるが、本表にもある様に四十五歳以上の婦人六名が受檢したが敢て省略せずに加へておいた。

(一) 初婚年齢

先づ出生率の差異を惹起する重大要因たる初婚年齢（同棲開始時）に就て觀察する。高群婦人八一二名の内夫妻共に再婚なる者及び夫妻の何れかゞ再婚なる者合計一四八名竝に調査票整理の結果初婚年齢不明なる者五名を

除く六五九名の平均初婚年齢は18.91+0.0826で、之に對し低群では再婚者合計一三二名、初婚年齢不明瞭なる者二名を除く六八二名の平均初婚年齢20.98+0.1005であり後者は前者よりも實に二・〇七年も晩婚である。夫々の年齢分布は第九表の如く其の間に明かな差を認め得る。斯くの如き初婚年齢の差は兩群の出生率の差を惹起した諸原因の内で主要なる位置を占めるものと考へられる。

第九表 初婚年齢分布比較

初婚年齢	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
一三歳	三	〇・四六	—	—
一四歳	七	一・〇六	二	〇・二九
一五歳	二八	四・二五	三	〇・四四
一六歳	七一	一〇・七七	二八	四・一一
一七歳	一二三	一八・六六	五〇	七・三三
一八歳	一一八	一七・九一	七一	一〇・四一
一九歳	一四一	二一・四〇	九五	一三・九三
二〇歳	八六	一三・〇五	一一五	一六・八六
二一歳	三八	五・七七	一〇〇	一四・六六
二二歳	二一	三・一九	八〇	一一・七三
二三歳	六	〇・九一	六一	八・九四
二四歳	八	一・二一	三一	四・五五
二五歳	二	〇・三〇	二二	三・〇八
二六歳	三	〇・四六	一一	一・六一
二七歳	三	〇・四六	八	一・一七
二八歳	一	〇・一五	一	〇・一四
二九歳	—	—	三	—
三〇歳	—	—	一	〇・一四

三一歳	—	—
三二歳	—	—
三三歳	—	—
三四歳	—	—
計	六五九	一〇〇・〇〇
	六八二	一〇〇・〇〇

併し此の高低兩群のみを比較すれば此の様に初婚年齢の差が著しいが、明治四十一年以降の全國平均妻の初婚年齢は二三・八七歳より漸次高まり昭和十三年に於ては二四・四一歳であつて、事實上の婚姻年齢を之より一年早いものとしても、本調査に於ける低出生率婦人群さへ此の全國平均よりも早婚であつて、従つて其の低出生率の原因を専ら晩婚にのみ歸する事は不合理と思はれる。

(二) 出産力比較

先づ被調査婦人中より夫妻共に初婚なるものを選び、更に其の内から婚姻時の不明瞭なるもの及び記載の不明なるもの二三票を除いたものにつき結婚年齢別同棲期間別出産力を算出した。結婚年齢一五歳未満のもの及び二五歳以上のものは何れも甚だ少數であるので觀察から除き(除外數六二)、一五歳以上二五歳未満で結婚せるものを二階級に分ち、更に之を同棲期間別に(五年間隔)分つて夫々の平均出生兒數(死流産を含まず)を求め第十表 初婚年齢別同棲期間別出生力(死流産ヲ含マズ)

同棲期間	高出生率群 (Nハ該當婦人數)		初婚年齢	
	實數	%	實數	%
〇	—	—	四	〇・六二±〇・〇九一
一	—	—	—	—
二	—	—	—	—
三	—	—	—	—
四	—	—	—	—
五	—	—	九	二・三五±〇・一〇八
六	—	—	—	—
七	—	—	—	—
八	—	—	—	—
九	—	—	—	—
一〇	—	—	—	—
一一	—	—	—	—
一二	—	—	—	—
一三	—	—	—	—
一四	—	—	—	—
一五	—	—	—	—
一六	—	—	—	—
一七	—	—	—	—
一八	—	—	—	—
一九	—	—	—	—
二〇	—	—	—	—
二一	—	—	—	—
二二	—	—	—	—
二三	—	—	—	—
二四	—	—	—	—
二五	—	—	—	—
二六	—	—	—	—
二七	—	—	—	—
二八	—	—	—	—
二九	—	—	—	—
三〇	—	—	—	—
三一	—	—	—	—
三二	—	—	—	—
三三	—	—	—	—
三四	—	—	—	—
三五	—	—	—	—
三六	—	—	—	—
三七	—	—	—	—
三八	—	—	—	—
三九	—	—	—	—
四〇	—	—	—	—
四一	—	—	—	—
四二	—	—	—	—
四三	—	—	—	—
四四	—	—	—	—
四五	—	—	—	—
四六	—	—	—	—
四七	—	—	—	—
四八	—	—	—	—
四九	—	—	—	—
五〇	—	—	—	—
五一	—	—	—	—
五二	—	—	—	—
五三	—	—	—	—
五四	—	—	—	—
五五	—	—	—	—
五六	—	—	—	—
五七	—	—	—	—
五八	—	—	—	—
五九	—	—	—	—
六〇	—	—	—	—
六一	—	—	—	—
六二	—	—	—	—
六三	—	—	—	—
六四	—	—	—	—
六五	—	—	—	—
六六	—	—	—	—
六七	—	—	—	—
六八	—	—	—	—
六九	—	—	—	—
七〇	—	—	—	—
七一	—	—	—	—
七二	—	—	—	—
七三	—	—	—	—
七四	—	—	—	—
七五	—	—	—	—
七六	—	—	—	—
七七	—	—	—	—
七八	—	—	—	—
七九	—	—	—	—
八〇	—	—	—	—
八一	—	—	—	—
八二	—	—	—	—
八三	—	—	—	—
八四	—	—	—	—
八五	—	—	—	—
八六	—	—	—	—
八七	—	—	—	—
八八	—	—	—	—
八九	—	—	—	—
九〇	—	—	—	—
九一	—	—	—	—
九二	—	—	—	—
九三	—	—	—	—
九四	—	—	—	—
九五	—	—	—	—
九六	—	—	—	—
九七	—	—	—	—
九八	—	—	—	—
九九	—	—	—	—
一〇〇	—	—	—	—

一五	—	一九	五・六九±〇・一八七	N=九九九	五・九五±〇・三四三	N=二二二
二〇	—	二四	六・八八±〇・二五三	N=九九〇	六・〇〇±〇・五七七	N=九九九
二五	—	二九	七・四三±〇・四一二	N=二二八		N=一一一
三〇	—			N=三三		N=一一一
計			N=四八八		N=一四六	

第十一表 初婚年齢別同棲期間別出生力(死流産ヲ含まズ)
低出生率群 (Nハ該當婦人數)

同棲期間	初婚年齢	一五	—	一九	二〇	—	二四
〇	—	四	〇・九二±〇・一三一	N=二二四	〇・六四±〇・〇七〇	N=九九四	
五	—	九	二・一二±〇・二三四	N=三三三	二・一二±〇・一〇二	N=一〇三	
一〇	—	一四	三・九一±〇・二三八	N=五八	三・二三±〇・一八一	N=七一	
一五	—	一九	四・六五±〇・二九三	N=六〇	四・四六±〇・二六五	N=六八	
二〇	—	二四	五・四一±〇・三一八	N=五八	五・〇〇±〇・三七九	N=四二	
二五	—	二九	五・一七±〇・四八六	N=一八			
計			N=二五一		N=三七八		

めたのが第十表及び第十一表である。此の兩者を比較して明かに知り得ることは、初婚年齢一五—一九歳のものでは同棲期間一〇—一四年迄は高群と低群との間に殆ど差を認め得ないが、一五—一九年以上になると低群の方が著しく平均出生兒數が少なくなつて居ることである。又初婚年齢二〇—二四歳のものでは同棲期間一〇—一四年以後に於て既に低群の方が遙かに低い値を示してゐる。前述の如く低群は高群よりも平均初婚年齢が二・〇七年

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

も遅く、之が兩者の出生率の差を惹起した一大要因なるを思はしめたが、同年齡階級で結婚した者同士を比較しても兩者の出産力に著明な差が認められることより思考すれば、兩者の出生率の差を齎した原因が結婚年齢の如何のみにあるのではないことが明かに證示されてゐると言ひ得よう。

次に若し假りに此の低群の低出生力が其等の婦人の體質が生物學的に低劣なるが爲に起因するものならば、其の婦人群に於ける不妊者の割合(不妊率)が高群の婦人に比して多かるべき事が豫想される。そこで兩群婦人の初婚年齢別同棲期間別不妊率を算出して見た(不妊率算出に際し出生兒無くも死流産有る者は之を不妊者の中に加へず、又現在妊娠中の者も勿論不妊者に算へなかつた。又不妊ならざる者の内問診に際し答申の不正確なりし爲第一子出生時の時日が結婚時よりも前の如き記述ありし調査票高群に於て一一票低群に於て一〇票ありし爲、之等の數の不妊ならざる者に對する割合を計算し、不妊者に於ても之と同様の割合の誤差を含むものとの見込により、各項の不妊者數より此の割合の率を乗じた數を差引き、之を補正したる不妊者數とし之により不妊率を計算した。)

さて第十二表及び第十三表に於て初婚年齢一五—一九歳、同棲一—四年に於て高群の方が却つて甚だ多數の不妊者を見るが、之は恐らく高群に於て結婚後間も無い者を多數に含む爲と考へられる。

第十二表 初婚年齢別同棲期間別不妊率

同棲期間	初婚年齢	高出生率群(死流産有リシ者ハ不妊者ニ加ヘズ)		現在妊娠中ノ者モ勿論不妊者ニ加ヘズ)	
		該當婦人數	上ノ内不妊ノモノ	該當婦人數	上ノ内不妊ノモノ
〇	—	四	五二	一八	一八
			(一七六)	三四・〇〇	五六・五九
			%	五〇	(一七六)
				三五・三六	七六一

五	一〇	一五	二〇	二五	三〇	計
一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五
二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇
二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五
三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇
計	四八八	三一	一四六	二三		

第十三表 初婚年齢別同棲期間別不妊率

初婚年齢	該當婦人實數(補正値)		%
	上ノ内不妊ノ者	下ノ内不妊ノ者	
一五	一	九	一一
二〇	二	四	三三
二五	三	七	三〇
三〇	四	八	三三
計	四八八	三一	一四六

一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	計
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五
二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇
二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五
三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇
計	二五二	一八	一五	一三七	四七	

第十四表 第一子出生時妻ノ年齢別同棲期間別出生力

一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五	計
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五
二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇
二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五
三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇
計	四〇〇	七六	四八	一〇	二七六	四一

五	一〇	一五	二〇	二五	計
一〇	一五	二〇	二五	三〇	三五
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇
二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五
計	一五	一九	二四	二八	三三

第十五表 第一子出生時妻ノ年齢別同棲期間別出生力

一〇	一五	二〇	二五	三〇	計
一五	二〇	二五	三〇	三五	四〇
二〇	二五	三〇	三五	四〇	四五
二五	三〇	三五	四〇	四五	五〇
計	二〇	二四	二八	三二	三六

而して其の他に就ては意義ある著明な差を認め難い。要するに此の結果によれば不妊率に就ては確實な決論は得られない。

次に農村の人口の結婚年齢は屢、不正確なる故に出生力の計算に際しては第一子を出産したる時を基準として其の時の妻の年齢別並に同棲期間別に算出すべきであると云ふ古屋博士の方法(第一出生速度表)に従つて高低兩群の出生力を比較して見たが(第十四表及第十五表)、前述の結婚年齢別に觀察せる場合と全く等しく第一子出生時の妻の年齢の如何を問はず同棲期間の増すと共に低群は高群よりも出生速度が劣つて來る事實を見る事が

出来る。

(三) 夫の職業

調査地域は何れも農村であるので被調査婦人の夫の職業を純農業者、農業と共に他の職業を兼ねたるもの、農業を営まずに他の職業のみなるもの三者に分つて夫々の割合を見るに第十六表の如く高低兩群（高群ではC村のみは時間の都合上調査し得なかつた）何れも大部分は純農業者であ

第十六表 夫の職業

職業別	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
純農	三三二	八一・五三	六四四	七八・九二
兼業農家	五四	一三・三〇	八三	一〇・一七
其他ノ職業	二一	五・一七	八九	一〇・九一
計	四〇六	一〇〇・〇〇	八二六	一〇〇・〇〇

り、農業を営まざる者の割合が低群に於て稍、多數なりと考へらるゝ他は兩者の間に著しい差は見られない。

次に純農業者の耕作段別を二町未満、一町以上二町未満、二町以上の三階級に分つて兩群を比較するに（第十七表）其の間に著明な差異を發見する。即ち高群では一町未満一四・九七%、一町以上二町未満三八・二三%、二町以上四六・八二%であるが、低群では一町未満五・七四%、一町以上二町未満四〇・一六%、二町以上四一・〇%である。即ち高群では二町以上

第十七表 農業者の耕作段別

耕作段別	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
一町未満	四七	一四・九七	三四〇	五五・七四
一町以上二町未満	一二〇	三八・二三	二四五	四〇・一六

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

二町以上	一四七	四六・八一	二五	四・一〇
小計	三二四	一〇〇・〇〇	六二〇	一〇〇・〇〇
不明	一一	—	三四	—
合計	三三五	—	六四四	—

を耕作する者が其の半ばに近きに反し、低群では僅かに4%であり、逆に一町未満の零細なる土地を耕作する者が半数以上を占めてゐる。勿論耕作段數如何のみを以て其の擧げ得る収益と利潤を推測する能はざるは言ふ迄もない處であるし、事實本調査に於ける低群の諸村に於て農業の多角經營（主として蔬菜園藝）及び副業（炭焼竝に主として軍需方面への日傭勞働）等による収益の有る爲一般住民は經濟的に左程貧困なりとは考へられないが、土地收容力の狹隘なることが其の住民の精神状態に壓迫を加へ延いては産兒制限等の手段を執らしむるに至るべきことも推量し得るのである。

(四) 調査婦人の結婚前の職業

高群ではC村のみは時間の都合上職業其他二、三の調査を行ふ事が出来なかつた。他のA B兩村の四〇六名及び低群の八一六名に就て其の結婚前の職業を比較するに（第十八表）、高群では何等かの職業に従事せる經驗を

第十八表 結婚前の職業

職業	高出生率群		低出生率群	
	調査婦人數	八一六	調査婦人數	八一六
女教員	中 四一	一〇・一〇 ± 一・四九五	四〇五	四九・六三 ± 一・七五〇
看護婦	三	—	一	—
看護婦見習	—	—	二	—
産婆	—	—	二	—
事務員	—	—	三	—

第二十表 結婚前ニ女中奉公ノ經驗ヲ有スル者ト何等ノ職業

ニモ就職セルコト無キ者トノ出生力比較 (死産ヲ含マズ)
(第一子出生時ノ本人ノ年齢二〇—二五ノモノノミ)

同棲期間	女中奉公ノ經驗有ル者	就職セルコト無キ者
〇—五	〇・四四±〇・〇八〇 N=四四	〇・三七七±〇・一四〇 N=二七
五—一〇	一・七三三±〇・一四六 N=四八	一・七七七±〇・一五一 N=四四
一〇—一五	三・二四四±〇・一九八 N=四二	二・九〇〇±〇・二四六 N=三八
一五—二〇	四・三三三±〇・二八八 N=四五	四・〇三三±〇・三三九 N=三九
二〇—二五	五・五三三±〇・四九七 N=一五	三・七四四±〇・四七七 N=二三
計	N=一九五	N=一七一

は何等の職業にも従事せざりし者の方が寧ろ却つて平均出生兒數が少い。従つて之等の婦人群の内女中奉公をせる者が約半數も存在する事實を以て低群の低出生率を招來せる主要なる原因と爲す事は不合理と言ひ得よう。

(五) 夫妻の學歷

夫妻の學歷を高低兩群に就き比較するに、夫の學歷は第二十一表に見る如く高群の中等學校及び實業學校卒業者の割合は低群の二倍に及んでゐるが(前者二〇・三%、後者一〇・九%)、調査婦人本人の學歷(第二十二表)では逆に低群の方が四倍に上り(前者二・八%、後者一一・四%)、後者の教育程度幾分高きを思はしめる。併し之等の差は村民の文化の上に決定的の差異を生ぜしめる程の差とは考へられず、従つて此の程度 of 教育程度 of 差が出生率の差異を生ぜしめるに何の位の影響力を有するかは疑問である。

(六) 血族結婚頻度

血族結婚なりや否やは被調査者の大部分に就て調査する事を得たが、高

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

第二十一表 夫ノ學歷

學歷別	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
尋常小學卒	一一五	二九・一	二七二	三四・〇
同上中退	六	一・五	四	〇・五
高等小學卒	一七三	四三・八	三七〇	四六・三
同上中退	一九	四・八	九	一・一
青年學校卒	一	〇・三	一七	二・一
中等學校及實業學校卒	八〇	二〇・三	八七	一〇・九
同上中退	一	—	二九	三・六
大學及專門學校卒	一	〇・三	一一	一・五
同上中退	三九五	一〇〇・〇	八〇〇	一〇〇・〇
計	四〇六	—	八一六	—

第二十二表 本人ノ學歷

學歷別	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
尋常小學卒	二五六	六五四	四一九	五二・一
同上中退	二九	七・四	八	一・〇
高等小學卒	六六	一六・九	二四一	二九・九
同上中退	二八	七・二	二〇	二・五
青年學校卒	一	〇・三	一九	二・四
中等學校及實業學校卒	一一	二・八	九二	一一・四
同上中退	一	—	一	〇・一
專門學校卒	一	—	一	〇・一
同上中退	三九一	一〇〇・〇	八〇五	一〇〇・〇
計	四〇六	—	八一六	—

低兩群共に甚だ高率である(第二十三表)。即ち從同胞、半從同胞、再從同胞に遠縁關係をも含めた血族結婚率は高群二〇・五%、低群二二・一%に及び、其の内の從同胞のみでも高群一〇・六%、低群一一・六%である。厚生省の千葉縣某村に於ける調査でも從同胞結婚率一〇・一五%であるから、一般に千葉縣では高血族結婚率を示してゐるのではなからうか。何れにして

第二十三表 血族結婚頻度

種別	高出生率群		低出生率群	
	實數	頻度(%)	實數	頻度(%)
從同胞	八五	一〇・六±一・一四	九四	一一・六±一・二二
半從同胞	一三	一・六±〇・四五	一一	一・四八±〇・三七
再從同胞	三三	四・一±〇・七〇	三三	三・九±〇・五四
遠縁	三三	四・一±〇・七〇	四一	五・一±〇・五六
結婚	一六四	二〇・五±一・四三	一七九	二二・一±一・四六
非血族結婚	六三七	七九・五±一・四三	六三三	七七・九±一・四六
小計	八〇一	一〇〇・〇	八一	一〇〇・〇
不明	一一	—	五	—
合計	八二二	—	八一六	—

も高低兩群共に高率なる處から考へると本調査に關する限り此の頻度の高低が出生率を左右し得る程の重要な因子に非ざる事が明瞭である。但し逆に血族結婚が全然出産力に關係無しとする能はざるは勿論であつて、本問題に就ては別の觀點から詳細に検討する必要がある。

(七) 調査婦人の體質的妊孕力の指標としての諸種の醫學的調査事項

1 月經に關する事項

イ、初經年齡(第二十四表)

兩群の初經年齡を比較するに、最も多數を占むる年齢階級は何れに於て

も十四歳及び十五歳であり、又平均初經年齡も高群は15.02+0.04、低群は15.11+0.05で略、相等しきものと見て良い。即ち性的成熟の時期に關しては兩群の間に差異を認め得ない。

第二十四表 初經年齡比較

初經年齡	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
一	六	〇・七±〇・三一	一一	一・四±〇・四一
二	二五	三・一±〇・六二	六八	八・四±〇・九七
三	一一五	一四・四±一・二四	一四四	一七・八±一・三四
四	二六八	三三・六±一・六七	二三四	二七・六±一・五七
五	二二五	二八・二±一・五九	二二二	二七・四±一・五七
六	一一四	一四・三±一・二四	八九	一一・〇±一・一〇
七	三六	四・五±〇・七四	三八	四・七±〇・四七
八	五	〇・六±〇・二八	一四	一・七±〇・四六
九	四	〇・五±〇・二五	一	〇・一±〇・一二
計	七九八	—	八一	—

口、月經の順、不順及び週期
C村に於ては調査時間の都合上初經年齡以外の月經に關する調査を省略したので、其の他の六箇村の結果に就て述べる。

高群では四〇六名の被調査婦人の内順、不順の不明のもの四名を除く四〇二名中來潮不順なるもの六〇名で、14.93+1.77%を占めてゐる。之に對し低群では被調査婦人八一六名の内順、不順不明のもの一八名を除く七九八名中不順者五九名で、其の割合は7.30+0.92%であるから前者の約半ばであつて甚だ奇異の感を抱かしめる。之に就て私は、恐らく高群の婦人中月經を見る間も無い程に産を繰返す人があつて、其等の人々が調査に際し不順なりと答へた爲に高群の不順者率が高くなつたものであらうと考へ

てゐる。

月經の順調なるものに就き其の週期を比較して見るに(第二十五表)兩者共三〇日型及び二八日型が大部分を占めて居り、其の割合にも差異を認められない。又、月經持續日數(第二十六表)竝に經血量(第二十七表)に於ても著しい差は存しない。

第二十五表 月經週期

月經週期	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
二四日以下	1	1	2	0.3
二五日	3	0.9	5	0.7
二六日	1	0.3	4	0.5
二七日	1	1	1	0.1
二八日	8	2.4	19	2.5
二九日	12	3.5	5	0.7
三〇日	18	5.4	43	5.9
三一日	5	1.5	16	2.2
三二日	16	4.7	28	3.8
三三日	1	0.3	3	0.4
三四日	1	0.3	1	0.1
三五日	6	1.8	31	4.2
三六日以上	2	0.6	14	1.9
週期不明	23	6.7	3	0.4
計	342	100.0	739	100.0

第二十六表 月經持續日數

持續日數	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
一日	1	1	1	0.1

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

計	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
二日	7	1.8	5	0.7
三日	24	3.0	20	2.7
四日	10	2.5	13	1.8
五日	13	3.2	22	3.0
六日	10	2.5	12	1.6
七日	39	9.7	34	4.6
八日	1	0.1	5	0.7
九日	1	0.1	5	0.7
不明	7	1.7	3	0.4
計	406	100.0	416	100.0

第二十七表 經血量

計	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
多量	33	7.9	6	0.8
中等量	33	8.1	6	0.8
少量	29	7.1	7	0.9
不明	6	1.5	1	0.1
計	406	100.0	416	100.0

月經隨伴症候として腰痛、腹痛、腹部膨滿感、頭痛、眩暈、肩張り、嘔氣、欲眠状態、齒痛等が挙げられるが、之等の症候を有する者の割合は高群では四〇六名中一二二名(29.9%)、低群では八一六名中二一九名(29.3%)であつて之も兩者殆ど相等し。

2 白帶下を有する婦人の頻度

白帶下の有無を以て當該婦人の性器疾患有無判定の指標と爲し能はざる事は岡山縣に關する調査報告に於て述べた通りであるが、一の参考とする爲に問診を行つた。其の結果は第二十八表に見る如く白帶下を有する者の

第二十八表 白帶下有する婦人の頻度

	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
白帶下有る者	一九八	四八・八	四〇六	四九・七
無き者	一九七	四八・五	四〇七	四九・九
不明	一一	二・七	三	〇・四
計	四〇六	一〇〇・〇	八一六	一〇〇・〇
少量	一一一	六二・一	二八九	七二・二
中等量	一九	九・六	三〇	七・四
多量	七	三・五	五	一・二
不明	五一	一二・八	八二	二〇・二
有り	六三	三一・八	六五	一六・〇
無し	九一	四六・〇	二九四	七二・四
不明	四四	一一・二	四七	一一・六

割合は高低兩群共に總數の略、半ばを占めて居り、兩者殆ど相等しく、又之を有する者に就て其の量及び臭氣を比較するに、寧ろ高群の方が多量なる者の割合並に臭氣有る者の割合が幾分多い。

3 妊娠障碍頻度

妊娠障碍としては妊娠と直接的の關係ありと認められる疾患即ち妊娠中毒症たるつはり、惡阻、浮腫、腎臟炎、妊娠腎と子宮外妊娠とに限り、妊娠中の疾患であつても、直接的の關係無き疾患例へば結核、胃腸疾患、氣管枝炎、膽石症、黃疸等は算へなかつた。而して被檢婦人の既往總妊娠數に對する割合を檢したのである(第二十九表)。然るに高群では總妊娠三四〇四中妊娠障碍有りし妊娠數一一八で三・四七%に當り、低群では總妊娠數二七〇五中妊娠障碍有りし妊娠數五〇一で一八・五二%に及んでゐる。即ち後者は前者の約五倍の多きを示してゐる。又後者の頻度は岡山に於ける

第二十九表 妊娠障碍頻度

種別	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
妊娠總數	三四〇四		二七〇五	
つはり及惡阻	七二二	二一・二	四一八	一五・四
浮腫	四〇一	一八・八	一一三	四・一
腎臟炎及妊娠腎	七〇	二・一	八	〇・三
子宮外妊娠	一〇〇	三・〇	二〇	〇・七
二回算(タモノ)	二		四〇	一・五
妊娠障碍合計	一二八	三・七	五〇一	一八・五

調査の低出生率村の妊娠障碍頻度たる二・八%及び一六・二%に近似した値である。

妊娠障碍の内のつはり及び惡阻(此の兩者は問診で嚴格に區別する事は不可能である)の頻度を見るに高群二・二%、低群一五・四五%で後者は前者の約七倍である。併し斯かる疾患の訴は甚だ主觀的なものであつて被

第三十表 現在妊娠者ノ妊娠障碍頻度

現在妊娠數	高出生率群		低出生率群	
	實數	%	實數	%
妊娠障碍種別				
つはり及惡阻	一一	一・四	一九	二・三
浮腫	四	四・九	一一	一・三
二回算(タモノ)	二		四	一・五
妊娠障碍合計	一四	一・七	三二	三・五

調査者の教育程度、過敏性等に影響される處が甚だ大であり、右の様な差異も絶對的のものとは爲し難いが、茲に見られる如き顯著な差異は斯くの如き種々の社會的並に心理的條件のみにより生じたものとは考へられず、恐らく其の醫學的真相を示してゐるものとして差支へないであらう。

以上の如き差異が單に兩群婦人の記憶力の差異に依るものでない事の反證として、右の内現在妊娠中の人々のみに就て妊娠障碍の有無を檢した處、高群では現在妊娠中の者八一名中妊娠障碍有る者四名(一七・二八%)なるに對し、低群では八〇名中二六名(三二・五〇%)であるから後者は前者の二倍に近い割合である事實を擧げる事が出来る。併し兩群共に現在妊娠中の者の妊娠障碍頻度が妊娠總數に對する障碍頻度よりかなり高く、而も高群に於て之が著明である事實は之等の婦人が過去に於ける輕度の障碍を忘却せる爲に依るものと考へねばならない。

4 分娩異常頻度(第三十一表参照)

分娩總數に對する分娩異常の頻度は高群に於ては三四〇四中二二例で、〇・六五%であり、低群に於ては二七〇五中一〇六例で三・九二%に當る。即ち後者は前者の約六倍に及んでゐる。而して其の内譯を見るに胎位異常、鉗子分娩等何れも低群の方が著明に多く、其他長時間を要したる分娩又は單に難産と答へたもの(表に於ては「其他ノ難産」として一括す)が低群に於て甚だ多い。單に難産と言はれるものは被調査者の主觀に左右され

第三十一表 分娩異常頻度

分娩總數	高出生率群		低出生率群	
	種別	實數	實數	%
胎位異常	八〇・二四	〇・〇八四	一六〇・五九	〇・一四七
早期破水	—	—	四〇・一五	〇・〇七四
陣痛微弱	—	—	—	—
鉗子分娩	六〇・一八	〇・〇七三	一一〇・四一	〇・二二三
臍帶纏絡及下垂	—	—	四〇・一五	〇・〇七四
前置胎盤	—	—	—	—
前置胎盤	—	—	一〇〇・三三	〇・〇三〇

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

胎盤癒着 二〇〇・七五 〇・〇五一
 後産娩出困難 六〇・二二 〇・〇九〇
 出血多量 四〇・一五 〇・〇七四
 其ノ他ノ難産 七〇・二一 〇・〇七八
 二回數(タモノ) 一 〇・〇一
 分娩異常合計 二二二 〇・六五 〇・二三八 一〇六 三・九二 〇・三七三
 ことが甚だ大きいので之のみでは明確な結論を下し難いが、之を除く他の分娩異常が何れも低群に於て高群よりも多數を示してゐる事實よりすれば、分娩に關する生物學的體質に就て低群は高群よりも劣弱なるに非ざるやを思はしめる。

5 死産頻度(第三十二表参照)

妊娠七箇月未満の妊娠中絶を流産とし、七箇月以後の其れを死産として夫々の分娩總數に對する割合を見るに、高群は流産率一・五三%、死産一・九七%、死産合計三・五〇%であり、低群は流産三・五五%、死産二・〇〇%、死産合計五・五五%であつて、低群の流産率は高群の二倍以上であり、死産は略、同率である。又流産の内人工流産の割合は低群の方が多數であるが、之を除く自然流産の頻度其のものも低群の方が高い。流産も被調査者の記憶及び之に對する知識の有無により調査の結果が相當影響を受けるものであるが、兎に角本調査の結果に關する限り低群の生殖力が稍、高群よりも劣る如き成績を示してゐる。

第三十二表 死産頻度

分娩總數	高出生率群		低出生率群			
	種別	實數	實數	%		
流産	五二	一・五三	〇・二二〇	九六	三・五五	〇・三五六
死産	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—

子宮外妊娠	一	〇・〇三±〇・〇三〇	二	〇・〇七±〇・〇五一
胎狀鬼胎	一	〇・〇〇七±〇・〇〇五一	二	〇・〇〇七±〇・〇〇五一
内 人工流産	四	〇・二二±〇・〇五九	一	〇・四一±〇・一二二
死 (妊娠七ヶ月以後)	六七	一・九七±〇・二三八	五四	二・〇〇±〇・二七〇
死流産 合計	一一九	三・五〇±〇・三二五	一五〇	五・五五±〇・四四〇

6 微毒血清反應陽性率

微毒血清反應の検査は千葉醫科大學佐藤教授の御好意により皮膚科教室職員諸氏によつて行はれたものである。用ひたる血清反應はワツセルマン氏反應、マイニツケ氏濁濁反應、井出氏反應の三者である。検査は時間の都合により一部施行不可能の人員もあつた。其の陽性率は第三十三表に見る如く高低兩群共に驚くべき高率を示し、高群一三・五%、低群一一・二%で前者の方が寧ろ高い(詳細は(5)小田嶋、橋詰兩氏論文に有り)。余の同

第三十三表 微毒血清反應陽性率

被 檢 者 數	高出生率群	低出生率群
陽 性 者 數	五四一	七二三
陽 性 率(%)	一三・五±一・四七	一一・二±一・一七

山に於て調査せる同地方有配偶婦人井出氏反應陽性率(七・九%、一・九%、四・四九%)よりも遙かに高率である。本調査地域の風紀の好ましからざるを思はしめるが、今出生率との關係のみに就て考ふれば、以上の結果を以てすれば兩群の出生率の差を惹起せる原因の一として微毒を擧げることは不當である。併し微毒陽性率如何のみを以て他の性病就中淋病の蔓延状況のそれを知る事は出来ないので、性病が全然關係無しと斷言し能はざるは勿論である。又個々の例を検討すれば、微毒陽性者に死流産率及び不妊率高きを見るは前回報告に於けると全く同様である。

次に既往症(問診)に於て性器疾患、膀胱尿道疾患、性病に罹患せる者の割合を比較するに、第三十四表の如く高群六・二%、低群一一・九%で、後者は前者の殆ど二倍近い頻度を示してゐるが、此の内の幾何迄が眞に性病に原因せるものなるかを知る事は出来ない。

第三十四表 既往症トシテ性器疾患、膀胱尿道疾患、性病ヲ有スル者ノ頻度

婦 人	數	高出生率群	低出生率群
右記ノ疾患ヲ既往ニ有スル者	%	六・二±〇・八四	一一・九±〇・七七
實 數		八一二	八一六
		五〇	九七

七、總括及結論

以上述べ來つた處を總括し高低兩出生率群の出生率の差を招來せる原因を按ずるに、先づ社會經濟的見地より觀れば、何れも純農村又は農山村であるが、農業者の耕作段數を比較する時兩群の間に著しき差異が見られ、高群は比較的耕地多く低群は土地狭小であり、此の差が直ちに各村經濟狀態其のものを具象してゐるとは考へられぬとしても、兩群住民の精神生活及び思想傾向に相當顯著な影響を與へて居ると考へられる。斯くして低群地方の青年人口は村を離れて東京其他へ出稼又は永久移住を爲し、從つて低群の人口の年齢構成は甚だ不規則な形態を示し、又男女共に結婚年齢の比較的遅延を來し、更に結婚後も生活根據たる土地の狹隘は彼等の妊娠出産を控へしめる結果を生ぜしめる事が想像される。併し余が低群諸村に於て見聞せる處では之等の地域の住民が何等かの方法による産兒制限手段を講じてゐるが如き事實を發見する事は出来なかつた。

由來千葉縣は徳川時代に於て墮胎及び間引の陋習激しかりし土地であつ

て、種々の記録に就て此の事實を確める事が出来る。例へば(6) 御書付抄抄卷一に「明和二年乙酉十月十五日赤兒を壓殺するの陋習を嚴禁す」と題して「布令して曰く農民の輩の子女多き者にして子を擧げれば産所に於て之を壓殺するの陋習ある國ありと云ふ。不仁の極と謂ふべし。今後村吏は言を俟たず農民も亦相互に注意し以て此等の陋習を脱すべきなり。常陸、下總二國は殊に甚だしと聞く。今後若し佗より發覺せばそれ嚴罰に處せん」とあり、本縣に於ては餘程顯著であつたものと思はれる。明治時代に入つてからも尙此の惡習が残存してゐた事は我々の屢、聞いた處であつて、既に本文の最初に説明した如く本縣の年次別死産率の趨勢を全國平均と比較すると明治年間には著しく高率であり、之が漸次低下して今日に於ては全國平均と殆ど相等しき率を示して居る事に依つても、恐らく明治時代には尙屢、嬰兒壓殺が行はれ死産として届出でられたものではなからうか。併し今日は高低兩群何れの地域に於ても此の様な風習の存する事實を聞く事が出来なかつた。

扱、前述の如き事情により低群は高群よりも平均二年の初婚年齢遅延を來してゐるが、其の平均初婚年齢は二〇・九八年であつて他の地方に比して特に晩婚なりとは言ひ難く、又高低兩群の婦人の内同年齡階級に於て結婚せる者の出産力を比較するも尙低群の方が著しく平均出生兒數が少い事實を以てすれば、初婚年齢の差のみを以て出生率の差の原因の大なるものとする事は出来ない。勿論相當の影響を與へてゐることは事實であらう。

低群の年齢構成は出稼等により著しく歪められてゐるが、妊娠可能年齢女子人口率及び有配偶女子率は高低兩群の間に特記すべき差異を認め得られない。低群の一部に於ては稍、低率なるものも存するが、全部に共通なる普遍的事實ではない。

出生率の地域的差異の原因に關する人口生物學的研究

低群に於ては社會的經濟的事情により有配偶婦人の約半數は東京其他の地方に女中奉公に出でた經驗を有してゐるが、女中奉公を爲せる者と爲さざる者との平均初婚年齢に著しき差無く、又前者の方が寧ろ高い出産力を有する事よりすれば、之等の事情が重要な原因を爲すものとも思はれない。

學歷にも著しき差異無く従つて兩群住民の文化の程度にも著明な相違有りとは言へない。

次に調査婦人自身の體質的妊孕力を觀るに、初經年齢其他の月經に關する調査事項、白帶下頻度には意義有る差が無いが、妊娠障礙頻度、分娩異常頻度及び流産頻度の三者は何れも低群に於て顯著に高く、之等の婦人の體質が素因により又は他の何等かの環境的影響により相違を來し居るに非ざるやと考へられる。此の體質の相違が遺傳と環境の何れに主として起因するものかは輕々に判斷する事は出来ないが、高低兩群何れも血族結婚頻度が相當に高率なる事より考ふれば、兩群住民は昔より長い間夫々の狭い地域内で同族結婚を續けて來たものに相違無く、従つて兩者は人體體質的にかんがりの差異を有するであらうと考へられ、之が兩者の婦人の妊孕力の差異を形成してゐる大なる因子であらうと思はれる。併し之を確める爲には人種學的及び體質研究的な計測を行ふ必要があるので、他日機會を得て更に詳細なる調査を行ひ度いものと考へて居る。

尙、妊孕力を阻害する社會生物學的環境的因子の一たる梅毒の罹患率は高低兩群共に同程度に高率であつて、兩群の出生率を左右する決定的要因とは考へられなかつた。

要するに結論として余は千葉縣下高低兩出生率地域の出生率の差異を惹起せる要因は、第一は等しく農業を生業とする兩地域住民の生活根據たる

土地の廣狹の差異であり、第二は兩者の未確定の體質的差異—恐らくは遺傳生物學的—であると推定するものである。

引用文獻

- (1) 館 稔、人口再配分計畫の基礎として見たる人口増殖力の地域的特性 人口問題研究三卷二號 特に三一頁(二)及三三頁(七)の項參照
- (2) Hans Werner Eichler; Unterschiede zwischen deutschen Grossstädten mit hoher und niedriger Geburtenzahl.
Theo Seiwert; Untersuchungen über Ursachen der Unterschiede in den Geburtenziffern von 10 Städten des rheinisch = westfälischen Industriegebietes.
Friedrich Erhard Haag; Ergänzung der Vorliegenden Ergebnisse.
Archiv. f. B. W. u. B. P. XI. Jg. I. 1941
- (3) 横 田 年 出生率の地域的差異に関する一考察 人口問題研究二卷十二號
- (4) 水 卷 武 地政學一卷八號及十號
- (5) 小田嶋信四郎、橋詰常博、千葉縣下無醫村の梅毒調査 體性二十九卷十二號
- (6) 日本經濟大典第五十四 徳川理財會要四〇六頁

健康保險保險醫等の療養擔當規程に
關する厚生省告示

健康保險保險醫、保險齒科醫及び保險藥劑師の療養
擔當規程は昭和十八年三月十二日付官報を以て告示せ
られ、孰れも昭和十八年四月一日より施行せらるゝこ
となつた。

健康保險保險醫療養擔當規程

(昭和十八年三月十二日)
厚生省告示第百五號

第一章 總則

第一條 保險醫(齒科醫師タル保險醫ヲ除ク以下同ジ)
ハ健康保險法令ニ依ルノ外本規程ニ依リ健康保險ノ
被保險者及被扶養者ノ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ擔當
スベシ

第二條 保險醫ハ健康保險ノ診療ニ關シ日本醫師會及
道府縣醫師會ノ指導ヲ受クベシ

第二章 診療ノ範圍

彙報

第三條 保險醫ガ被保險者ノ療養ノ給付及被扶養者ノ
療養ニ關シ爲スベキ診療ノ範圍左ノ如シ

一 診察

二 藥劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 病院又ハ診療所ヘノ收容

第三章 診療方針

第四條 健康保險ノ診療ハ被保險者及被扶養者ノ健康
ノ保持増進上最モ妥當適切ナルモノタルコトヲ要シ

醫師トシテ治療ヲ要スト認メラルル程度ノ傷病ニ對
シ之ヲ爲スベシ

第五條 保險醫ハ被保險者及被扶養者ノ診療ニ當リテ
ハ懇切丁寧ヲ旨トシ療養上必要ナル事項ハ了解シ易
キ様説示スベシ

第六條 保險醫ハ前二條ニ依ルノ外左ノ方針ニ從フベ
シ

一 診察

イ 診察ハ特ニ被保險者又ハ被扶養者ノ職業的特
性ヲ顧慮シ之ヲ爲スコト

ロ 診斷上行フ各種ノ検査ハ必要アリト認メラル
ル場合ニ之ヲ爲スコト

ハ 往診ハ傷病ノ治療上必要アリト認メラル場
合ニ之ヲ爲スコト

ニ 被保險者ノ申出ナキニ拘ラズ濫ニ事業所ニ出
張シテ診療ヲ爲サザルコト

二 投藥

イ 投藥ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲シ
治療上數劑ヲ投與スルノ必要アリト認メラルル
場合ニ於テハ數劑ヲ投與スルコト

ロ 投藥量ハ豫見シ得ベキ藥劑ノ必要期間ニ從ヒ
テ之ヲ決定スルモノトシ概ネ左ニ依ルコト

(一) 内服藥ハ普通一回二日分ヲ標準トシテ投
與スルコト

(二) 外用藥ハ普通一回五日分ヲ限度トシテ投
與スルコト

(三) 歸郷療養等特殊ノ事情ニ依リ必要アリト
認メラルルトキハ旅程其ノ他ノ事情ヲ考慮シ
一回十二日分ヲ限度トシテ投與スルコト

ハ 投藥ハ必要ナル診察ヲ爲サズシテ濫ニ之ヲ反
復セザルコト

ニ 榮養、安靜、運動其ノ他衛生上ノ注意ヲ爲ス
コトニ依リ治療ノ效果ヲ收メ得ルモノト認メラ
ルル場合ハ之等ニ關スル指導ヲ爲シ濫ニ投藥ヲ
爲サザルコト

三 注射

イ 注射ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲ス
コト

ロ 臨床上明ニ微毒ト診斷シタル場合又ハ微毒症
狀ナキモ血清反應陽性ナル場合ハ驅微療法ヲ行
フコトヲ得ルコト此ノ場合砒素劑ノ注射ハ特別
ノ事由ナキ限り一週一回ヲ標準トシテ之ヲ行フ
コト

四 手術及處置

イ 手術ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲スコト

ロ 處置又ハ繙帶交換ハ必要ノ程度ニ之ヲ爲スコト

ハ 「マツサージ」ノ如キハ特ニ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲スコト

五 理學的療法

理學的療法ハ投藥、處置又ハ手術ニ依リテ治療ノ效果ヲ收ムルコト難ク且其ノ療法ヲ最モ適切ナリト認メラルル場合又ハ本療法ヲ併用スル必要アル場合ニ之ヲ爲スコト

六 特殊療法、特殊藥等

特殊療法、特殊藥等、特殊藥等ハ醫學上一般ニ其ノ價值ヲ認メラレタルモノヲ使用スルコト

第四章 診療取扱手續

第七條 保險醫ハ自己ノ定メタル診療時間ニ於テ診療ヲ爲スノ外必要アル場合ハ被保險者ノ爲ニ便宜ナル診療時間ヲ定ムベシ

第八條 保險醫ハ被保險者又ハ被扶養者ヨリ被保險者

證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ヲ提出シテ診療ヲ求メラレタルトキハ診療ヲ受クルノ資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ爲スベシ

保險醫ハ診療ヲ受クルノ資格アルコト明ナル被保險者又ハ被扶養者ニシテ已ムヲ得ザル事由ニ依リ被保險者證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ノ提出ヲ爲スコト能ハザルモノニ付テハ其ノ

提出ナキト雖モ診療ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テ

ハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ヲ提出セシムベシ

第九條 保險醫ハ被保險者ニ付結核性疾病ニ關シ六月

ヲ超エテ診療ヲ爲サントスルトキハ當該給付開始前三月以上引續キ被保險者タリシコトヲ被保險者證ニ依リ確メタル後之ヲ爲スベシ

第十條 保險醫ガ診療ヲ爲シタルトキハ保險醫又ハ之

ヲ使用スル者ハ其ノ都度被保險者ニ付テハ一部負擔金ノ支拂ヲ、被扶養者ニ付テハ健康保險法施行令第八十七條ノ四ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當スル金額ノ支拂ヲ受クベシ但シ一部負擔金ノ支拂ヲ要セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 保險醫ハ被保險者又ハ被扶養者ニ對スル左

ノ保險給付ヲ爲スコトヲ必要ト認ムル場合ニ於テハ速ニ被保險者ヲシテ其ノ手續ヲ執ラシムルニ必要ナル助力ヲ爲スベシ

一 病院又ハ診療所ヘノ收容

二 看護

三 移送

第十二條 保險醫ハ療養證明書、家族療養證明書其ノ

他保險給付ヲ受クルニ必要ナル證明書、意見書等ノ交付ヲ求メラレタルトキハ無償ニテ之ヲ交付スベシ

第十三條 保險醫ハ被保險者及被扶養者ニ關スル診療

録ヲ其ノ他ノ診療録ト區別シ様式第一號ニ依リ調製

シ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十四條 保險醫ハ健康保險ノ診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ五年間保存スベシ

第十五條 保險醫ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ意

見ヲ附シ遲滞ナク之ヲ所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ通知スベシ

一 健康保險法施行規則第四十五條ノ二第三項ノ事業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因ルモノト認メラレタルトキ

二 事故ガ被保險者ノ鬭爭、泥醉又ハ著シキ不行跡ニ因リ生ジタルモノト認メラレタルトキ

三 被保險者又ハ被扶養者ガ正當ノ理由ナクシテ診療ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ

四 被保險者又ハ被扶養者ガ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ診療ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキ

第五章 診療報酬ノ請求

第十六條 保險醫又ハ之ヲ使用スル者ハ診療報酬ノ請求ヲ爲サントスルトキハ様式第二號又ハ様式第三號

ニ依ル診療報酬請求書ヲ病院又ハ診療所所在地ノ道府縣醫師會ヲ經由シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ提出スベシ

前項ノ診療報酬請求書ハ各月分ニ付翌月十日迄ニ道府縣醫師會ニ送付スベシ

健康保險 被保險者 診療錄
被扶養者

No.

様式第一號(表面)

彙報

被保險者證	記號		受診者	氏名		保險者	縣所合				
	第 號			住所			府出張組				
	被保險者ノ氏名	資格取得		職業	被保險者ノ續柄		事業所ノ名稱		事業所ノ所在地		
				男女	明治大昭和		年 月 日生				
傷 病 名			業務	發病	初診	開始	終了	轉歸	診療日數	期間滿了豫定	
			上外	月 年日	月 年日	月 年日	月 年日		日	年 月 日	
			上外	月 年日	月 年日	月 年日	月 年日		日	年 月 日	
			上外	月 年日	月 年日	月 年日	月 年日		日	年 月 日	
既往症、主要症狀、經過等						處方、手術、處置等					

備考

- 一 「初診」欄ニハ本診療録記載ノ保険醫ニ於テ初メテ診察ヲ爲シタル年月日ヲ記載スベシ
- 二 「開始」欄ニハ健康保險ノ診療ヲ爲シタル最初ノ年月日ヲ記載スベシ
- 三 「轉歸」欄ニハ治療ノ期間滿了、轉醫、死亡等ノ別ヲ記載スベシ
- 四 「診療日數」欄ニハ現實ニ診療ヲ爲シタル日數ヲ記載スベシ例ヘバ内服藥ニ付二日分宛隔日ニ繼續投與シタルモノハ通算日數、間隔アルモノハ其ノ日數ヲ控除シタル日數、外用藥ニ付使用期間ヲ定メタルモノハ其ノ日數又外科的處置及注射ニシテ診療方法ニ於テ間隔期間ヲ置ケモノハ其ノ間隔期間ヲ包含シタル日數、投藥、處置、注射ヲ併用シタル場合ハ何レカ最も多キ日數ヲ記載スベシ
- 五 「處方、手術、處置等」欄ニハ投藥ハ其ノ處方内容、注射ハ藥名、用量、濃度(單位、號數)等ヲ記載シ、手術、處置ヲ爲シタルトキハ其ノ施術ノ月日、種類、程度等ヲ記載スベシ尙處方箋及療養證明書又ハ家族療養證明書ヲ交付シタルトキハ發行ノ月日ヲ記載スベシ
- 六 「投藥、注射、處置其ノ他診療ノ事實」欄ノ記載ニ付テハ左ニ依ルベシ
 - イ 往診、藥劑、注射、處置、手術、入院等各種別毎ニ其ノ事實ヲ記載スベシ
 - ロ 「點數」欄ニハ診療報酬點數表ニ依リ當該點數ヲ記載スルノ外藥劑、注射、處置ニ在リテハ其ノ劑數又ハ回數ヲ記載スベシ尙藥劑ニ付テハ散藥ハ「散」、水藥ハ「水」、頓服藥ハ「頓」、含嗽藥ハ「含」、洗滌藥ハ「洗」、塗法藥ハ「塗」、浴藥ハ「浴」、塗布藥ハ「塗」、撒布藥ハ「撒」、膏藥ハ「膏」、坐藥ハ「坐」、眼藥ハ「眼」、點耳藥ハ「耳」等、注射ニ付テハ皮下注射ハ「皮」、筋肉注射ハ「筋」、靜脈注射ハ「靜」等ヲ夫々略字ヲ用ヒテ其ノ種別ヲ記載スベシ
 - ハ 「負擔金額」欄ニハ被保險者ノ場合ハ一部負擔金額ヲ、被扶養者ノ場合ハ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ヲ記載スベシ但シ被保險者ノ場合ニシテ業務上ノ傷病若ハ診察料、検査料等一部負擔金額ノ支拂ヲ要セザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

No.

昭和 年 月分健康保險診療報酬請求書

⑤

被保險者 姓名 住所 男女 治昭和 年 月生	保險醫ノ氏名		診療日數 轉歸 當療 月日	終了 年月日	開始 年月日	初診 年月日	發病 年月日	業務 上外	傷病名	事業所 所在地	事業所 名	被保險者 證 號	被保險者 姓名 住所 男女 治昭和 年 月生
	保險醫ノ氏名												
種別	種類	請求點數 業務上	審査決定點數	一部負擔金額	道府縣	所屬會 社	金額 受行局 指定郵便 指入	入院	外院	合計	備考		
								初診	診	往診		藥劑	注射
北 海 道 廳 長 官 監 驗 警 視 總 知 事 何 府 縣 知 事 何 府 縣 知 事 何 健康保險組合理事長													
請求者住所氏名													

樣式第三號

備考

- 一 「初診」欄ノ記載ニ付テハ樣式第一號備考一ニ準ズベシ但シ前月ヨリ繼續シテ診療ヲ爲シタル場合ハ「繼續」ト記載スベシ
- 二 「開始」欄ノ記載ニ付テハ樣式第一號備考一ニ準ズベシ
- 三 「終了」欄ニハ診療ヲ終リタル年月日ヲ、診療ガ翌月ニ瓦ルトキハ「繰越」ト記載スベシ
- 四 「当月診療日數」欄ノ記載ニ付テハ樣式第一號備考四ニ準ズベシ
- 五 「轉歸」欄ノ記載ニ付テハ樣式第一號備考三ニ準ズベシ
- 六 「種類」欄ニハ診療報酬點數表ニ依ルノ外左ニ依ルベシ
 - イ 「往診」欄ニ在リテハ片道ノ里程、回數等ヲ記載スベシ
 - ロ 「藥劑」欄ニ在リテハ其ノ種別、日數、回數等ヲ、尚「水藥」ハ「水」、「散藥」ハ「散」、「點眼藥」ハ「點」等ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ
 - ハ 「注射」欄ニ在リテハ藥名、濃度（單位、號數）、用量、回數ヲ記載スベシ
 - ニ 注射藥ニ種類以上混合シテ使用シタル場合ハ夫々ニ付亦同ジ但シ最低點（皮下、筋肉）三點、靜脈内四點ノ注射ニ限リ濃度、用量ノ記載ヲ省略スルコトヲ得尚「皮下注射」ハ「皮」、「筋肉注射」ハ「筋」、「靜脈内注射」ハ「靜」等ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ
 - ニ 「處置」欄及「手術」欄ニ在リテハ處置名、手術名、回數等ヲ記載スベシ
 - ホ 「六點超過」ニ在リテハ之ガ明細書ヲ添附スベシ
- 七 結核性疾病ニ關シ延長診療ヲ爲シタル場合ハ「傷病名」欄ニ略號ヲ記載スベシ
- 八 請求者ガ保險醫ナル場合ハ「保險醫ノ氏名」欄ノ記載ハ省略スルコトヲ得

No. _____ 昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 分健康保險家族診療報酬請求書														
被保險者證ノ號及番			所轄廳府縣(出張所)又ハ健康保險組合ノ名稱			被保險者ノ資格取得年月日			昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日			事業所ノ所在地		
被保險者ノ氏名			職 業			被保險者トノ續柄			男女			道醫師會		
事業所ノ名稱			氏 名			生年月日			年 _____ 月 _____ 日			保 險 醫 名		
療養ヲ受ケル被扶養者			報 酬 指 定 額			金 銀 行 局			領 受 局			所 屬 會 所		
傷 病 名			發 病			初 診			開 始			終 了		
			年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日		
			年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日		
			年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日			年 _____ 月 _____ 日		
種 別			療 養 ニ 要 ス ル 費 用			審 査 決 定 點 數			備 考					
初 診														
往 診			里 回 同 家 屋											
藥 劑														
注 射														
處 置														
手 術														
入 院			日 數			日								
六 點 超 過														
計												被扶養者額		
北 海 道 廳 長 官 監 事 官 殿			請 求 者			住 所 氏 名								
警 視 廳 總 務 課 長 官 殿														
何 府 縣 知 事 官 殿														
何 健 康 保 險 組 合 專 事 長 官 殿														

備考

- 一 「初診」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考一ニ準ズベシ但シ前月ヨリ繼續シテ診療ヲ爲シタル場合ハ「繼續」ト記載スベシ
- 二 「開始」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考二ニ準ズベシ
- 三 「終了」欄ニハ診療ヲ終リタル年月日ヲ、診療ガ翌月ニ互ルトキハ「繰越」ト記載スベシ
- 四 「常月診療日數」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考四ニ準ズベシ
- 五 「轉歸」欄ノ記載ニ付テハ様式第一號備考三ニ準ズベシ
- 六 「種類」欄ニハ診療報酬點數表ニ依ルノ外左ニ依ルベシ
 - イ 「往診」欄ニ在リテハ片道ノ里程、回數等ヲ記載スベシ
 - ロ 「藥劑」欄ニ在リテハ其ノ種別、日數、回數等ヲ、尚「水藥」ハ「水」、「散藥」ハ「散」、「點眼藥」ハ「點」等ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ
 - ハ 「注射」欄ニ在リテハ藥名、濃度(單位、號數)、用量、回數ヲ記載スベシ注射藥二種類以上混合シテ使用シタル場合ハ夫々ニ付亦同ジ但シ最低點(皮下、筋肉三點、靜脈内四點)ノ注射ニ限り濃度、用量ノ記載ヲ省略スルコトヲ得、尚「皮下注射」ハ「皮」、「筋肉注射」ハ「筋」、「靜脈内注射」ハ「靜」等ト略字ヲ用ヒテ記載スベシ
 - ニ 「處置」欄及「手術」欄ニ在リテハ處置名、手術名、回數等ヲ記載スベシ
 - ホ 「六點超過」ニ在リテハ之ガ明細書ヲ添附スベシ

七 結核性疾病ニ關シ延長診療ヲ爲シタル場合ハ「傷病名」欄ニ之ノ略號ヲ記載スベシ

- 八 請求者ガ保險醫ナル場合ハ「保險醫ノ氏名」欄ノ記載ハ省略スルコトヲ得
- 九 本様式ハ第二回以降ノ請求ノ場合ニ使用スルモノトシ第一回ノ請求ニ在リテハ事業主ノ發行スル家族診療券又ハ保險醫ノ發行スル家族療養證明書ニ「保險醫ノ氏名」欄以下ノ印刷アルヲ以テ之ニ該當事項ヲ記載ノ上提出スベシ

健康保險保險齒科醫療養擔當規程

(昭和十八年三月十二日 厚生省告示第百六號)

第一章 總則

- 第一條 保險醫(醫師タル保險醫ヲ除ク以下同ジ)ハ健康保險法令ニ依ルノ外本規程ニ依リ健康保險ノ被保險者及被扶養者ノ疾病又ハ負傷ニ付診療ヲ擔當スベシ
- 第二條 保險醫ハ健康保險ノ診療ニ關シ日本齒科醫師會及道府縣齒科醫師會ノ指導ヲ受クベシ

第二章 診療ノ範圍

- 第三條 保險醫ガ被保險者ノ療養ノ給付及被扶養者ノ療養ニ關シ爲スベキ診療ノ範圍左ノ如シ

- 一 診察
- 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
- 三 處置、手術其ノ他ノ治療(補綴ヲ含ム)
- 第三章 診療方針

- 第四條 健康保險ノ診療ハ被保險者及被扶養者ノ健康ノ保持増進上最モ妥當適切ナルモノタルコトヲ要ス
- 第五條 保險醫ハ被保險者及被扶養者ノ診療ニ當リテハ懇切丁寧ヲ旨トシ療養上必要ナル事項ハ了解シ易キ様說示スベシ

第六條 保險醫ハ前二條ニ依ルノ外左ノ方針ニ從フベシ

- 一 投藥
 - 投藥ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲スコト
- 二 注射
 - 拔齒ノ際以外ノ注射ハ特ニ必要アリト認メラルル場合ニ限リ之ヲ爲スコト
- 三 手術及處置
 - イ 手術ハ必要アリト認メラルル場合ニ之ヲ爲スコト
 - ロ 處置又ハ繃帶交換ハ必要ノ程度ニ之ヲ爲スコト
- 四 充填及鑲嵌
 - 充填ハ齒冠回復又ハ保存ノ見込ナキ齒牙ニ對シテハ之ヲ爲サザルコトトシ鑲嵌ハ複雑窩洞ニ限リ之ヲ行ヒ日本齒科醫師會ガ厚生大臣ノ承認ヲ經テ指定シタル銀合金ヲ使用スルコト
- 五 補綴
 - 補綴ハ「ゴム」床義齒、合成樹脂床義齒、陶齒冠繼續及白齒金屬冠トシ左ニ依ルコト
 - イ 補綴ハ齒牙ノ喪失又ハ齒冠ノ崩壞(充填ニ依リ齒冠ノ回復ノ見込ナキ程度)ガ業務上ノ事由ニ因ル場合及左ニ該當スル場合ニ於テ之ヲ行フコト
 - (一) 三齒以上ノ場合
 - 連續三齒以上、大白齒三齒以上
 - (二) 四齒以上ノ場合
 - 大白齒及小白齒各二齒以上

(三) 五齒以上の場合

何レノ部分ヲ間ハズシテ合シテ五齒以上

口 智齒ノ補綴ハ之ヲ行ハザルコト

ハ 白齒金屬冠、陶齒冠繼續ハ治療ノ結果充填ニ依リ齒冠回復ノ見込ナキモノニ限ルコト

ニ 鈎ハ一床二鈎ヲ原則トスルコト但シ智齒ニ鈎ヲ要スル場合ハ成ルベク「ゴム」ヲ使用スルコト

ホ 白齒代用金屬齒ハ咬合低位ノ場合ニ限ルコト

補綴ノ材料ハ左ノ標準ニ依ルコト

(一) 「ゴム」床義齒又ハ合成樹脂床義齒ニ於ケル陶齒ハ「アロイピン」附程度以上ノモノヲ使用スルコト

(二) 陶齒冠繼續ニ於テハ全陶齒冠ヲ使用スルコト但シ咬合ノ關係上前裝陶齒又ハ有釘陶齒ヲ使用シ得ルコト

(三) 鈎ハ日本齒科醫師會ガ厚生大臣ノ承認ヲ經テ指定シタル代用合金ヲ使用スルコトトシ已ムヲ得ズ金鈎ヲ使用スル場合ハ金位十八「カラット」以上ノモノヲ使用スルコト

(四) 金冠ハ金位二十「カラット」以上厚徑三十番以上ノモノヲ使用スルコト

(五) 代用金屬冠ハ日本齒科醫師會ガ厚生大臣ノ承認ヲ經テ指定シタル代用合金ニシテ其ノ厚徑三十番以上ノモノヲ使用スルコト

(六) 合成樹脂床ハ日本齒科醫師會ガ厚生大臣ノ承認ヲ經テ指定シタル合成樹脂ヲ使用スルコト

六 特殊療法、特殊藥等

特殊療法、特殊藥等ノ使用ハ醫學上一般ニ其ノ價

値ヲ認メラレタルモノヲ使用スルコト

七 左ノ診療ハ之ヲ爲サザルコト

イ 患齒ニ非ザル過剰齒、轉位齒ノ拔齒(著シキ障害アルモノヲ除ク)

ロ 膿漏齒治療後ノ固定裝置

ハ 齒列矯正

第四章 診療取扱手續

第七條 保險醫ハ自己ノ定メタル診療時間ニ於テ診療ヲ爲スノ外必要アル場合ハ被保險者ノ爲ニ便宜ナル診療時間ヲ定ムベシ

第八條 保險醫ハ被保險者又ハ被扶養者ヨリ被保險者證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ヲ提出シテ診療ヲ求メラレタルトキハ診療ヲ受クルノ資格アルコトヲ確メタル後診療ヲ爲スベシ

保險醫ハ診療ヲ受クルノ資格アルコト明ナル被保險者又ハ被扶養者ニシテ已ムヲ得ザル事由ニ依リ被保險者證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ノ提出ヲ爲スコト能ハザルモノニ付テハ其ノ提出ナキトキト雖モ診療ヲ爲スベシ此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證若ハ療養證明書又ハ家族診療券若ハ家族療養證明書ヲ提出セシムベシ

第九條 保險醫ガ診療ヲ爲シタルトキハ保險醫又ハ之ヲ使用スル者ハ其ノ都度被保險者ニ付テハ一部負擔金ノ支拂ヲ、被扶養者ニ付テハ健康保險法施行令第八十七條ノ四ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當スル金額ノ支拂ヲ受クベシ但シ一部負擔金ノ支拂ヲ要セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十條 保險醫ハ療養證明書、家族療養證明書其ノ他

保險給付ヲ受クルニ必要ナル證明書、意見書等ノ交付ヲ求メラレタルトキハ無償ニテ之ヲ交付スベシ

第十一條 保險醫ハ被保險者及被扶養者ニ關スル診療録ヲ其ノ他ノ診療録ト區別シ様式第一號ニ依リ調製シ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ

第十二條 保險醫ハ健康保險ノ診療ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ五年間保存スベシ

第十三條 保險醫ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ意見ヲ附シ遲滞ナク之ヲ所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ通知スベシ

一 健康保險法施行規則第四十五條ノ二第三項ノ事業主ノ證明書ノ提出ナキモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因ルモノト認メラレタルトキ又ハ事業主ノ證明書ノ提出アルモ其ノ傷病ガ業務上ノ事由ニ因ラザルモノト認メラレタルトキ

二 事故ガ被保險者ノ闘争、泥醉又ハ著シキ不行跡ニ因リ生ジタルモノト認メラレタルトキ

三 被保險者又ハ被扶養者ガ正當ノ理由ナクシテ診療ニ關スル指揮ニ從ハザルトキ

第五章 診療報酬ノ請求

第十四條 保險醫又ハ之ヲ使用スル者ハ診療報酬ノ請求ヲ爲サントスルトキハ様式第二號又ハ様式第三號ニ依リ診療報酬請求書ヲ病院又ハ診療所所在地ノ道府縣齒科醫師會ヲ經由シ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ提出スベシ

前項ノ診療報酬請求書ハ各月分ニ付翌月十日迄ニ道府縣齒科醫師會ニ送付スベシ

〔別掲様式表省略〕

健康保険保險醫藥劑師療養擔當規程

(昭和十八年三月十二日
厚生省告示第百七號)

第一條 保險藥劑師ハ健康保險法令ニ依ルノ外本規程ニ依リ健康保險ノ被保險者及被扶養者ニ對シ保險醫又ハ保險者ノ指定スル者ノ交付シタル處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ爲スベシ

第二條 保險藥劑師ハ健康保險ノ藥劑ノ支給ニ關シ日本藥劑師會及道府縣藥劑師會ノ指導ヲ受タベシ

第三條 保險藥劑師ハ被保險者又ハ被扶養者ヨリ保險醫又ハ保險者ノ指定スル者ノ交付シタル處方箋ヲ提出シテ藥劑ノ支給ヲ求メラレタルトキハ藥劑ノ支給ヲ受クルノ資格アルコトヲ確メタル後之ヲ爲スベシ

第四條 保險藥劑師ガ藥劑ノ支給ヲ爲シタルトキハ保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ハ其ノ都度被保險者ニ付テハ一部負擔金ノ支拂ヲ、被扶養者ニ付テハ健康保險法施行令第八十七條ノ四ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ニ相當スル金額ノ支拂ヲ受クベシ但シ一部負擔金ノ支拂ヲ要セザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 保險藥劑師ハ被保險者及被扶養者ニ關スル調劑記録ヲ其ノ他ノ調劑記録ト區別シ様式第一號ニ依リ調劑シ必要ナル事項ヲ之ニ記載スベシ

第六條 保險藥劑師ハ健康保險ノ藥劑ノ支給ニ關スル帳簿及書類ヲ其ノ完結ノ日ヨリ三年間保存スベシ

第七條 被保險者又ハ被扶養者が詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケ又ハ受ケントシタルトキハ保險藥劑師ハ遲滞ナク之ヲ所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)又ハ當該健康保險組合ニ通知

スベシ

第八條 保險藥劑師又ハ之ヲ使用スル者ハ調劑報酬ノ請求ヲ爲サントストキハ様式第二號ニ依リ調劑報酬請求書ヲ藥局所在地ノ道府縣藥劑師會ヲ經由シ厚生大臣又ハ當該健康保險組合ニ提出スベシ

前項ノ調劑報酬請求書ハ各月分ニ付翌月十日迄ニ藥局所在地ノ道府縣藥劑師會ニ送付スベシ

〔別掲様式表省略〕

家計調査施行規則中改正の件公布

家計調査施行規則中改正の件は、昭和十八年四月九日付官報を以て左の如く公布せられた。

家計調査施行規則中改正ノ件

(昭和十八年四月九日
閣令第九號)

第二條中「内閣」ヲ「内閣總理大臣」ニ改ム

第八條及第二十條中「内閣統計局長」ヲ「統計局長」ニ改ム

別表一 給料生活者世帯ノ部中

〔宮古市〕二八五五三

〔小坂町〕一〇

〔秋田縣〕

〔小坂町〕二〇

〔秋田縣〕二〇一三二五

〔太田町〕二〇

〔太田町〕二〇

〔太田町〕二〇

〔太田町〕二〇

〔太田町〕二〇

〔燒津町〕二七五三四五

〔靜岡縣〕二八二八

〔飯塚市〕一五五二八

〔宮古市〕一〇一三三三

〔宮古市〕二〇一三三三

〔宮古市〕三〇一三三三

〔宮古市〕四〇一三三三

〔宮古市〕五〇一三三三

〔宮古市〕六〇一三三三

〔宮古市〕七〇一三三三

〔宮古市〕八〇一三三三

〔宮古市〕九〇一三三三

〔宮古市〕一〇〇一三三三

〔宮古市〕一一〇一三三三

〔宮古市〕一二〇一三三三

〔宮古市〕一三〇一三三三

〔宮古市〕一四〇一三三三

〔宮古市〕一五〇一三三三

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ別表一 給料生活者世帯ノ部及四 商家ノ部ノ改正規定ハ昭和十九年家計調査ヨリ之ヲ適用ス

家計調査施行心得中改正の件公布

家計調査施行心得中改正の件は、昭和十八年四月九日付官報を以て左の如く公布せられた。

家計調査施行心得中改正ノ件

(昭和十八年四月九日
内閣訓令第一號)

第一條中「内閣統計局長」ヲ「統計局長」ニ、「實収入」ヲ「基本給」ニ、「十五割」ヲ「二十割」ニ改ム

第二條中「實収入」ヲ「基本給」ニ改ム

第三條、第五條、第六條、第八條、第十四條、第十六

條及第十七條中「内閣統計局長ヲ一統計局長ニ改ム

附則

本訓令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第一條（内閣統計局長ニ關スル部分ヲ除ク）及第二條ノ改正規定ハ昭和十九年家計調査ヨリ之ヲ適用ス

厚生省人口局の昭和十八年度健民運動實施要綱の決定並に之に關する地方長官宛附帶通牒

皇國人口政策の根幹として特にその全國民的運動への展開を目標に昨昭和十七年以來實施せられた健民運動の昭和十八年度に於ける實施要綱は昭和十八年四月厚生省人口局に於いて決定を見、健民運動の強化徹底に關する件、部落會、町内會健民部の整備に關する件等と併せて各地方長官宛通牒を見るに到つたが、之を掲ぐれば左の如くである。

皇國人口政策の根幹として特にその全國民的運動への展開を目標に昨昭和十七年以來實施せられた健民運動の昭和十八年度に於ける實施要綱は昭和十八年四月厚生省人口局に於いて決定を見、健民運動の強化徹底に關する件、部落會、町内會健民部の整備に關する件等と併せて各地方長官宛通牒を見るに到つたが、之を掲ぐれば左の如くである。

昭和十八年度健民運動實施要綱

一、趣旨

大東亞戰爭を完遂し大東亞圈を建設して其の悠久にして健全なる發展を圖るは皇國の使命なり。之が目的達成の爲には、我が民族が永遠に發展すべき民族にして而かも大東亞圈の確立並に發展の指導者たるの矜持と責務とに對する國民的自覺を促すの要ありと共に、我が國人口の急激にして永續的なる發展増殖と其の資質の飛躍的向上とを圖ることにより戦力並に生産力の増強を企圖するの要切なるものあるを以て、茲に本運動を展開し聖戰目的完遂の一助たらしめんとす。

二、名稱

健民運動

三、期間

五月一日より五月十日に至る十日間を強調期間とし五月八日（大詔奉戴日）を以て最高潮に達する如く指導すること。尙之を契機として今後永續的運動たらしむること。

四、目標

皇國の使命達成は士風の昂揚を圖り、質實剛健なる生活體制を確立し、之を基底として皇國民族の量的及質的増強を期するを以て基本條件とするの認識を徹底せしめ、更に之を基本として國民的實踐に迄押し進めること。

五、實施要項

本運動の徹底を圖る爲特に

- 一 皇國民族精神の昂揚
 - 一 戰爭生活の徹底
 - 一 出生増加と結婚の奨励
 - 一 母子保健の徹底
 - 一 國民心身の錬成
 - 一 結核及性病の豫防撲滅
- に重點を置き地方の實情に即し時に應じ右の内適切なる事項を選択し各其の實踐強調に勉め以て實效を收むること。

六、實施方法

本運動實施に當りては左の諸點に留意すること。

- (一) 本運動を一時的運動たらしめず、永續的運動たらしむること。
- (二) 健民施策と有機的關連を保ちつつ着實なる實踐效果を擧ぐるに努むること。

踐效果を擧ぐるに努むること。

- (三) 國民生活の實情と腕み合せ宣傳方法、内容等に細心の注意を拂ひ苟くも逆效果を生ぜしめざるやう努むること。

- (四) 本運動を下より盛り上る國民運動として展開するため適切な實行計畫を樹つること。

- (五) 官廳、學校、會社、工場、産業團體、鍊成團體、保健衛生團體、醫療團體、厚生團體、婦人團體等相互連絡を密にし其の協力の下に夫々適切な實行計畫を樹て本運動の徹底を期すること。

- (六) 部落會、町内會等に於ても夫々の實行計畫を樹立し國民全般に本運動を徹底せしむること。

- (七) 大政翼贊會は關係機關及團體の連絡を圖り本運動の強力なる綜合的展開を推進すること。

- (八) 官廳、學校、會社、工場其の他各種團體に於ては本運動第一日を期し昭和十四年四月二十八日皇后陛下より賜はりたる結核豫防に關する令旨の捧讀を行ひ御趣旨の透徹を期すること。

- (九) 從來實施し來れる各種の健康増進に關する運動、兒童愛護運動等保健衛生、國民厚生を目的とする運動は健民運動の一環として之を行ふこと。

- (十) 前項に關し主要なる問題に付ては各地の實情に應じ本運動中に於て成るべく其の強調期日を豫め設定する等各種運動が競合に互らざるやう特に留意すること。

健民運動具體的事例

一、皇國民族精神の昂揚

皇國民族の永遠に發展すべき民族たるの自覺を鞏

面にすると共に個人を基礎とする世界観を排して家と民族とを基礎とする世界観の確立徹底を圖ること。

一、戰爭生活の徹底

國民をして皇國生活觀に徹底せしめ簡素剛健なる生活體制を確立し以て刻下の喫緊事たる戦力増強に積極的に寄與せしむるは大東亞戰爭完遂上緊要の事たるを以て左の事項の徹底を期すること。

- 一、皇國生活觀の確立
- 二、戰爭衣生活の實行
- 三、戰爭食生活の實行
- 四、簡素剛健明朗なる國民生活の徹底
- 一、出生増加と結婚の奨励

國力の根源を爲す人口の増強は結婚と出生の増加に依るに鑑み男子二十五歳迄女子二十一歳迄の結婚を奨励し一夫婦の出生数は五兒以上に達することを目標とし左の事項の徹底を期す。

- 一、結婚報國思想の啓蒙
- 二、早期結婚及健全結婚奨励
- 三、公共團體に於ける結婚相談施設の設置
- 四、會社、銀行、工場等に於ける結婚斡旋施設の設置

- 五、結婚斡旋機關相互の聯絡
- 六、結婚行事の改善と結婚費用の徹底的軽減

一、母子保健の徹底

- イ、母性の保護
 - 一、母性保護知識及母性保護思想の普及宣傳
 - 二、勤勞女性の健康相談及指導
 - 三、妊婦に對する奉仕診療
 - 四、母性の過勞防止及榮養増進

五、妊産婦手帳の活用

- ロ、乳幼児の育成
 - 一、育兒知識及愛育思想の普及宣傳
 - 二、乳幼児の健康相談及育兒指導
 - 三、乳幼児保育施設の擴充
 - 四、母乳榮養の奨励
 - 五、乳幼児の榮養確保

- 一、國民心身の練成
 - 一、決戰態勢下に於ける心身鍊成の趣旨の周知徹底
 - 二、生活鍛鍊と戦意の昂揚
 - 三、勤勞生活に於ける體育の實踐(徒歩通勤、體操、武道、厚生遊戯等)
 - 四、青少年の鍛鍊實行(體力章檢定種目、武道、行軍等)
 - 五、全國武德祭及日本體操大會の實施
 - 六、體力科學に對する關心の昂揚と實行態度の反省

- イ、結核の豫防撲滅
 - 一、結核豫防知識の涵養
 - 二、集團檢診の徹底
 - 三、患者家族に對する結核豫防の徹底
 - 四、採光換氣の改善及外氣生活の奨励
- ロ、性病の豫防撲滅
 - 一、性病撲滅知識の普及
 - 二、血清検査の勵行(殊に結婚に際し)

健民對策ノ強化徹底ニ關スル件

(昭和十八年四月八日
各地方長官宛厚生次官通牒)

質實剛健なる國民生活を基調とし皇國民の飛躍的且

永續的増強を企圖するは時局下喫緊の要務たるに鑑み今般之が一方途として部落會、町内會に健民部等の機構を整備し以て所期の目的達成に努むることと相成候も更に各職域に於ても健民會等の組織を整備し相呼應して健民對策の強化徹底を圖る様致度尙之等健民實踐體の運営に關しては概ね左記要領に依り其の機能發揮に努むる様致度。

記

一、健民實踐體は強兵健民を自途とする政府の健民方策に呼應し質實剛健にして明朗なる生活態勢の確立に依る皇國民の心身一如的向上發展を自途とする自主的國民實踐組織なるを以て之が指導に當りては地方の實情に即し之が適切なる自治的活動の促進に重點を置き其の本來の使命達成に遺憾なからしむる様指導上特に留意すること。

二、健民對策の強化徹底する爲の機構として地域的に健民實踐體の整備を必要とする場合に於ては別途「部落會、町内會健民部の整備に關する件内務次官並に厚生次官依命通牒」に基き之を整備すべきも、職域的には官公衛及常時五十人以上の勤勞者を有する團體、會社、商店、工場、事業場等に於て之を單位として健民實踐體を整備し健民實踐の實を擧げしむる様指導すること。

三、職域に於て健民實踐體の整備を必要とする場合に於ては當該職域を單位として健民會を設けしむることとするも既に産業報國會の組織有る場合は産業報國會をして健民會の機能を営ましむる様指導すること。

四、健民會の組織及實踐事項等に關しては部落會町内

會の健民部の組織及實踐事項等に準じて之を指導すること。

五、同一人が同時に健民部及健民會の組成員たる場合には例へば體力検査等は職域に於て行はしめ地域に於ては免除せしむる等實踐事項の性質に應じ適當に配し實踐の徹底を期すること。

六、健民實踐體に於ける實踐事項は各地方の實情に即し重點的に事業を實施せしめ苟くも着手したる事項に關しては實踐の徹底を圖るに努むること。

七、健民實踐體毎に週、旬又は月を定めて實踐事項の申合せを行はしめ以て之が必行を期せしむること。

八、健民實踐體の實踐事項中自主的體力管理の實施に當りては左の諸點の實現に努むること 但し法令に依り實施するものあらば之を以て充つる様指導すること。

イ、毎年一回健康診斷を全員に行ふこと
ロ、學齡以上の者に對してはツベルクリン検査を行ひ陽性者以外一年二回之を行ふこと

ハ、検査の結果健康者に對しては不罹患心身の鍛錬に努めしめ弱者(例へば筋骨薄弱者、結核要注意者)に對しては適當なる保健指導を受けしめ病者に對しては療養の方途を講せしむること

ニ、身體に異常有る者は速に健康診斷を受けしむること
ホ、妊娠の徵候有る者は速に妊産婦手續規程に依り届出で診察を受けしむるの他醫師又は助産婦に就き少くとも妊娠第五、六ヶ月頃及第八、九ヶ月頃の二回診察を受けしむること

ヘ、妊婦に對しては可成尿検査、血壓検査及血清檢

査を受けしむること

ト、新たに會員と爲りたる者に對しては必ず健康診斷を受けしむること
チ、其の他必要と認むる體力向上に關する措置及疾病豫防の措置を行ふこと

部落會、町内會健民部の整備に關する件

(昭和十八年四月八日 各地方長官宛内務厚生次官通牒)

皇國民の永續的増強を圖り戰時下實質剛健なる國民生活態勢を確立するの要態、緊切なるに鑑み、部落會、町内會に健民部等の機構を整備し、以て健民對策の育成強化を圖り汎く國民をして健民實踐の實を擧げしむるは極めて適當と被存候條、之が整備を必要とする部落會、町内會に付ては、概ね左記の要領に依り夫夫地方の實情に即し適切なる方途を講せしめらるゝ様致度。

記

一、部落會、町内會に健民部等の機構を設けることとし、土地の事情に依り必要あるときは町内會聯合會に於ても健民部を設けること従來之に相當する部制を有する部落會、町内會(町内會聯合會を含む以下同じ)に於ては其の事業を之に統合すること。

二、健民部には部長一名、要すれば委員若干名を置くこと、
部長及委員は部落會員又は町内會員中より部落會長又は町内會長之を選任すること。

委員は部長を輔け成るべく保健衛生、結婚獎勵、母子保護、體力鍊成等必要なる事務を分任するを建

前とすること。

部長及委員の選任に付ては健民對策に付識見と熱意とを有し、率先垂範其の實踐育成に専念し得る人物を得るに努むること。

三、健民部に於ては概ね左の事項を實踐すること。

イ、體力検査其の他健康診斷に關する事項
ロ、武道及體鍊、修鍊其の他體力向上に關する事項
ハ、結核其の他傳染病の豫防に關する事項
ニ、母子保健に關する事項
ホ、出生増加の獎勵及結婚の獎勵斡旋に關する事項
ヘ、榮養の改善に關する事項
ト、環境衛生に關する事項
チ、其の他實質剛健なる國民生活の確立に關する事項

四、健民部の活動に當りては區域内の醫師、齒科醫師、藥劑師其の他健民對策の實踐指導上適當なる者をして率先之に當らしむるやう指導すること。

五、健民部の指導に當りては地方の實情に即し之が適切な自治的活動の促進に重點を置き、形式的整備に流れざるやう留意すること。

六、從來の衛生組合にして地方の實情に應じ部落會、町内會に統合するを適當と認むるものは之を統合せしめ、其の行ふは事業部落會、町内會の健民部をして實施せしむるやう指導すること。

厚生省人口局の季節保育所設置補助要綱の決定並に之に關する地方長官宛通牒

農繁期等に於ける季節保育所の昭和十八年度に於ける一層の普及を目的として厚生省人口局に於いては季

節保育所設置補助要綱を決定し、昭和十八年四月一日各地方長官宛通牒を發するに到つたが、之を掲ぐれば左の如くである。

季節保育所設置助成に關する件

(昭和十八年四月一日)
地方長官宛厚生次官通牒

農繁期等に於ける季節保育所は近時著しく普及しつつあるも特に其の必要を認めらるゝ満三歳未満の乳幼児を保育するもの僅少なるに鑑み決戦下努力不足の緩和と乳幼児の健全なる育成に資せしむる爲別紙要綱に依り昭和十七年度と同様本年度に於ても之が設置助成を圖ることと相成昭和十八年度に於て貴道(府、縣)に對し之が助成に要する經費として金 圓交付可相成見込に付來る四月末日迄に國庫補助申請相成度依命此段及通牒候也

追而 本件實施に關しては道府縣等に於ても可成助成の方途を講じ施設の創設運営を遺憾なからしむる様特に御配意相成度

尙昭和十六、十七の兩年度に於て設置助成を受けたる季節保育所は之を除外相成度

〔別紙〕

季節保育所設置補助要綱

第一 満三歳未満の乳幼児を含む季節保育所にして左の各號に該當するものを設置せんとするときは豫算の範圍内に於て國庫補助金を交付すること

一 市町村の設置するもの又は地方長官に於て確實なりと認むる團體若は個人の設置するもの

二、満三歳未満の乳幼児一日平均十人以上を保育す

るもの

三 保育時間は土地の狀況に依り眞に努力不足の緩和と乳幼児の健全なる育成に實效を收め得べきものにして保育日数は特別の事情なき限り一回十日を下らざるもの

四 保育期間中成るべく一回以上醫師の健康診断を行ふものとす

五 保育従事者中乳幼児の保育に經驗ある者一名以上を有するもの

六 創設後毎年引續き開設する見込あるもの

第二 國庫補助金は第一に掲ぐる季節保育所の創設費にして左に掲ぐる物品購入費又は建物設備費に付支出する道府縣の補助金に對し道府縣に之を交付すること但し別に國庫より補助金又は助成金の交付を受くべき場合は此の限に在らざること

一 毛布、枕、蓆、襪、襪籠、嬰兒籠又は嬰兒用簡易寝臺等

二 哺乳瓶、乳首

三 黒板、飯臺、食器、洗面器、バケツ

四 乳幼児用遊具類

五 應急藥品

道府縣前項に掲ぐるもの以外の物品の購入費に付支出する道府縣の補助金に對し國庫補助金の交付を受けんとするときは其の理由を具し豫め協議すること

第三 國庫補助金の額は一施設當平均參拾圓を限度とする

第四 國庫補助金の交付を受けんとする道府縣は申請書に左に掲ぐる書類を添付し四月三十日迄に之を提出すること

一 季節保育所設置計畫書(別記様式)

二 本補助に關する道府縣豫算書

三 補助に關する規程又は要綱

第四 道府縣第四の書類に記載したる事項に重要な變更を加へんとするときは豫め承認を受くべきこと

第五 國庫補助金の交付を受けたる道府縣は事業終了後直ちに事業成績書(別記季節保育所設置計畫書に準じて作成すること)を、年度終了後十日以内に收支決算書を夫々提出すること

第六 道府縣左の各號の一に該當する場合に於ては國庫補助を取消し又は既に交付したる國庫補助金の全部若は一部の返還を命ずることあるべきこと

一 本要綱に違反したるとき

二 國庫補助金交付の條件に違反したるとき

三 事業施行の方法不適當と認めたるとき

各道府縣内政部長宛厚生省人口局
母子課長通牒 (昭和十八年四月一日)

拜啓 春暖之候、御清穆之段奉賀候

陳者季節保育所設置助成に關する件本日別途次官通牒相成候處助成金額及助成施設數に夫々制限有之而も當省としては之を以て季節保育所の施設數の可及的增加を希望致居候間其の選擇に當りては左記御留意の上御配相煩度候

記 一、從來季節保育所の設置せられたることなき部落にして新に補助要綱第一に該當する季節保育所を設置せんとするものを第一順位として選定すること

二、前項に該當するものの希望數が助成豫定施設數に

達せざる場合従来満三歳以上の幼児のみを保育せる季節保育所にして新に補助要綱第一に該當する季節保育所たらんとするものを第二順位として選定すること

三、前二項に該當するものの希望数が猶助成豫定施設數に達せざる場合従来満三歳未満の乳幼児十人未満を含め保育せる季節保育所にして新に補助要綱第一に該當する季節保育所たらんとするものを第三順位として選定すること

四、同順位にあるものに付ては一年間の開設回数、保育日數、保育兒數及保育時間の多きものより順次選定すること

五、同一市町村内に補助要綱第一に該當する季節保育所施設を創設せんとするときは敷施設に對して助成するも差支なきこと

六、補助要綱第三の限度は同一道府縣内の助成額を助成施設數を以て除したるとき參拾圓を超えざることを要するのみにして個々の施設に對する助成額の限度を示すものには非ざることを

七、補助要綱第一第三號の保育日數は特別の事情に依り十日より短きものは可成之を十日以上に延長せしむる様指導すること

八、助成を爲したる季節保育所は春季一回のみの開設に止まることなく秋季其の他必要と認めらるる時季毎に開設せしむる様指導すること

九、補助要綱第二に掲ぐる物品購入費及建物設備費は出來得る限り持寄り又は材料持寄りの上勞力奉仕を爲さしむる様指導すること

十、補助要綱第二に掲ぐる物品は全國略、共通的と思

料せらるるものにして最少限度必要なりと認めらるるもののみを掲げたるものなるを以て其の選擇及右物品以外に必要な物品の調達に當りては當該施設の事情を詳察の上適切なる指導を行ふこと

十一、補助要綱第四の豫算書は國庫補助申請期日迄に議決未済の場合に在りては豫算案を提出し置き議決済の上當該豫算書を追送すること

厚生省人口局の兒童保護思想の啓發に關する件の決定

厚生省人口局に於いては兒童保護思想の啓發に關し昭和十八年四月十二日左の如き各地方長官宛通牒を發した。

兒童保護思想の啓發に關する件

(昭和十八年四月十二日 地方長官宛人口局長通牒)

子女の健全なる育成を期し之が保護の徹底を圖らんが爲過く兒童保護思想を啓發するは時局下喫緊の要務なるに鑑み昭和十八年度に於ても特に左記經費に充當するものとして金 圓不日配付可相成候條右御了知の上貴廳に於ても相當經費支出の上其の地方の實情に即したる有效適切なる方途を講じ以て之が徹底に努められ度 追て本件實施狀況に付ては別記様式に依り右經費の使途を明示すると共に項目別に可成具體的なる事業成績書を作製し明年四月末日迄に御報告相成度

記

一、兒童保護思想啓發に關する講演會、協議會、懇談

會又は座談會等に要する經費

二、兒童保護思想啓發に關する調査、研究又は選奨等に要する經費

(別記様式省略)

厚生省人口局の昭和十八年度優良多子家庭子女育英費補給要綱の決定に關する件

厚生省人口局に於いては昭和十八年四月、昭和十八年度の優良多子家庭子女育英費補給要綱を決定、その具體的内規と併せて各地方長官宛通牒を發するところあつたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

優良多子家庭子女育英費補給要綱

第一 厚生大臣の表彰を受けたる優良多子家庭の子女にして左の各號に該當するときは豫算の範圍内に於て其の修學に必要な學費の全部又は一部の補給を爲すことを得ること

一 表彰を受けたる父母の子女にして其の家庭に於て養育せらるる者なること

二 學費不足の爲中等教育以上の教育を受くること困難なる者なること

三 他の施設に依り學費の補給を受けざる者なること

四 身體強健、性行善良にして其の志操堅實なる者なること

五 學力優秀にして將來成業の見込ある者なること

第二 補給額は中等學校及之に準ずるものに在學する

者に在りては一人年額二百圓以内、高等學校、專門學校、大學及之等に準ずるものに在學する者に在りては一人年額五百圓以内なること

第三 學資の補給を受けんとする者は四月二十日迄に左の書類を具し市(區)町村長を經由し地方長官に之を提出すること

一 學資補給願(別記第一號様式)

二 履歷書(別記第二號様式)

三 既に履修したる最近三年間に於ける學業成績及性行に關する證明書(別記第三號様式)

四 身體検査書

五 家族調書(別記第四號様式)

入學前に前項の出願を爲したる者其の入學確定したるときは直に別記第五號様式に依り地方長官に之を届出づること

第四 學資補給の決定を受けたる者は其の通知を受けたる日より二週間以内に別記第六號様式に依る誓約書を地方長官に提出すること

第五 學資の補給を受くる者又は其の父母若は父母に代る者左記各號の一に該當するに至りたるときは其の事由の發生したる日より二週間以内に其の旨地方長官に届出づること

一 學資の補給を受くる者又は其の父母若は之に代る者死亡、轉籍、改姓、其の他身分關係に異動ありたるとき

二 學資の補給を受くる者の父母又は之に代る者其の職業及住所を變更したるとき

三 學資の補給を受くる者轉校又は休學し若は停學、退學又は放校處分を受けたるとき

第六 學資の補給を受くる者所定の學校を卒業したるときは當該學校長の卒業成績證明書を具し地方長官に之を届出づること

第七 學資の補給を受くる者已むを得ざる事由に依り轉校、休學又は退學せんとするときは其の事由を詳具し豫め地方長官の承認を受くること

第八 學資の補給を受くる者左記各號の一に該當するときは學資補給の停止、廢止若は補給金の全部又は一部の返納を命ずることあるべきこと

一 學資の補給を受くる者成業の見込なきに至りたるとき

二 學資の補給を受くる者休學し又は轉校理由認められざるとき

三 學資の補給を受くる者停學、退學若は放校處分を受けたるとき

四 所定の届出を懈怠したるとき

五 虚偽若は不正の届出を爲したるとき

學資補給願

本籍

現住所

戸主 何某何男(女) 氏 名

年月 日生

私儀

何々學校何學年ニ入學希望(在學中)ニ付テハ學資補給相受度別紙關係書類相添父(母)(兄)ト連署此段相願候也

年月 日

現住所

右本人父(母)(兄) 氏 名 印

何々府(縣)知事

何 某 殿

(別記)第二號様式

履歷書

本籍

現在所

年月 日生

學業

一、年月 日 何學校入學

一、年月 日 何學校卒業(何學年在學中)

職業

一、何々(就職シタルコトアルトキハ詳細具體的ニ之ヲ記載スルコト)

賞 罰

一、何々

右之通相違無之候也

年月 日

右

氏 名 印

(別記)第三號様式

學業成績及性行ニ關スル證明書

氏 名

年月 日生

學年	學科目及性行						性行	席次	備考
	何々	何々	何々	何々	何々	何々			
第何學年									
第何學年							何人(中)		
第何學年							何番(優)		

右之通相違無之候也

何學校長 氏 名 圃

備考

一、最近三ヶ年間ニ學校ヲ異ニシタル者ニ付テハ各學校別ノ學業成績及性行ニ關スル證明書ヲ提出スルコト
(別記第四號様式)

家族調書

氏名	續柄	生年月日	學歷	職業	收(年額)入	現住所	備考
	戶主						
	(父)(兄)						
	(母)妻						
	長男						
	次男						
	長女						
	何々						
	何々						
	何々						
	何々						
	何々						
	何々						

備考 一、家族中死亡者アルトキハ其ノ死亡理由及死亡年月日ヲ備考欄ニ附記シ置クコト

(別記)第五號様式

入學屆書

本籍

現住所

戶主 何某何男(女) 氏 名

年 月 日生

私儀

今般何々學校第何學年ニ入學致候ニ付テハ父(母)(兄)ト連署此段届出候也

年 月 日

右本人 氏 名 圃

現住所

右本人父(母)(兄) 氏 名 圃

何々府(縣)知事

何 某 殿

(別記)第六號様式

誓約書

私儀

今般何々學校ニ於テ修學スルニ付學資補給相成候ニ就テハ御規程ヲ遵守シ必ズ成業ヲ期スベク萬一御規程ニ依リ補給金ノ返納ヲ命ゼラレルモ何等異議無之ニ方辨償ノ責ニ任ズベク父(母)(兄)ト連署此段誓約候也

年 月 日

現住所

本人 氏 名 圃

本籍

現住所

右本人父(母)(兄) 氏 名 圃

何々府(縣)知事

何 某 殿

昭和十八年度優良多子家庭の子女
の育英に關する件 (昭和十八年四月十三日
地方長官宛厚生次官通牒)

優良多子家庭の子女にして學資不足の爲中等教育以上の教育を受けること困難なる者に對し昭和十八年度に於ても別記要綱(上掲)に依り之が學資を補給し以て優良多子家庭の經濟的援護の一方途と爲し國家有爲の人材の養成を圖ると共に多産完育の獎勵に資することと相成候に就ては左記各項御了知の上之が實施に關し萬遺憾なきを期せられ度依命此段及通牒候也

記

- 一 被補給者は貴官に於て之を決定せらるべき義なるも右決定に當りては別記様式(省略)に依り五月末日迄に豫め之を當省に協議すること
- 二 補給額の貴縣配當見込豫算額は金 圓に
して右は前項の協議終了後貴官に支出委任可致こと

昭和十八年度優良多子家庭の子女
の育英に關する件 (昭和十八年四月十三日
地方長官宛人口局長通牒)

標記の件に關しては本日別途次官通牒相成候處之が實施に當りては特に左記各項御了知の上之が運用の適正を期せられ度

記

- 一 配當見込豫算額は繼續竝に新に詮議すべき者に對

する補給年額なること

- 二 補給額豫定年額は豫算額竝に出願者員數等に關係あるべきも之が決定に當りては中等學校及び之に準ずるものに在學する者に在りては一人平均年額百圓程度、専門學校及び之に準ずるもの以上に在學する者に在りては一人平均年額二百五十圓程度に於て考慮せられ度こと

- 三 補給額は學資補給の規定ある學校(師範學校、陸軍士官學校、同幼年學校、海軍兵學校、通信講習所其他之に類するものを含む)等に入、在學する者又は他の施設に依り學資の補給を受けつゝある者に付ては當該支給又は補給額が前項の標準額に満たざるとき其の差額の範圍内に於て之を決定せられ度こと

- 四 被補給者の成績は最近三學年間各三分の二以内なること

- 五 補給出願者の保護者の年收二千六百圓未満なること
- 六 被補給者は一家庭一人を原則とし特別の事情ある場合と雖も一家庭二人に止められ度こと猶なるべく地理的分布に付ても配意せられ度こと

- 七 被補給者は前各項に依るの外なるべく實業學校其の他之に準ずる技能關係の學修者を優先的に詮議し尙豫算の關係上現に補給を受ける學校の卒業を以て原則として一應補給打切の方針とせられ度こと

- 八 現に補給を受ける者にして新學年に於て繼續補給を受けんとする者に付ては其の學年に於ける當該學

校長の學業成績證明書を添へ願出でしめ要綱第三の

第二號以下の書類添付を省略せしむるを得ること

- 九 前各項に依るの外本豫算額等の關係上補給豫定年額の査定若は被協議者の一部に對しての補給詮議相成ことあるべきこと

- 十 補給出願者中未だ入學確定せざる者あるときは之が協議に當りては其の旨補給額調書に附記し置き其の入學確定したるとき直に之を報告せられ度こと
- 十一 學資補給の停止、廢止又は補給金の全部若は一部の返納を命じたるときは其の事由を具し報告せられ度こと

農林省農村計畫委員會の標準農村設定要綱の決定

皇國農村確立運動の中心施設たるべき標準農村設定の根本方針に關する農林大臣の諮問に答へ、農林省農村計畫委員會に於いては昭和十八年四月七日左の如き標準農村設定要綱を決定した。

標準農村設定要綱

一、標準農村設定方針

標準農村に於ては農業立地の具體的條件に即し耕種、養畜養蠶、農産加工等を通じ適正なる農業經營の確立を圖り生産力を擴充すると共に適當なる自給部面を確保し保健衛生施設等の普及徹底と相俟ち農家生活を健全明助ならしめ、農民をして農業に専念

せしむるため各農家の農業經營及び部落、村全體を通ずる農業組織に互り自作農創設土地及び水利の改良、各種共同施設、分村等諸般の事項につき當該地方の實情に即し綜合計畫を樹立實行せしめ一方附近農村をして右計畫樹立實行の實績を自村における建設事業の參考となさしめ標準農村設定の擴大に伴ひ

順次當該地方における農村建設の進捗を圖らんとす

二、標準農村における建設の目標皇國農村確立の根本は畢竟するところ國家の要請に照應する如く適正なる農業經營をなし、毅然として永く農業に精進する農家の維持育成に存するものにして、標準農村における建設の目標は適正經營農家が當該村における農業上の中核となり村全體が隣保共助の精神により安定且つ調和せる農村を確立するにあり、而して適正經營農家は各地方の立地條件に即して定まるべきものなるが概ね左の如き要領によるものなりとす

- (一) 專業自作經營なること
- (二) 經營の基本を健全なる構成の家族勞力に置くこと
- (三) 農地の規模が當該地方の立地條件に即し適當なること
- (四) 原則として主要食糧の生産を根幹とし家畜飼養を伴ふ經營なること
- (五) 農業技術高度にして生産能率の大なること
- (六) 適度の自給經濟により簡素なるも充實せる生

活をなし農に即せる固有の文化を培養し得る如き餘裕あるものなること

(七) 國家要請に即應するを經營の根本理念とし農業の國家的眞義に徹し農家として永續して農業に専念すること

三、標準農村における建設計畫

標準農村においては右目標の達成を期し當該村の實情に即し概ね左の事項を考慮し綜合的建設計畫を樹立するものとし

- (一) 部落構成における適正經營農家の目標戸數に關する事項
- (二) 自作農創設に關する事項
- (三) 農地の交換分合及び小作關係の調整に關する事項
- (四) 土地及び水利の改良に關する事項
- (五) 勞力調整に關する事項
- (六) 共同施設の整備に關する事項
- (七) 負債整理、貯蓄増強、厚生施設その他農村生活の安定に關する事項

四、標準農村における計畫の樹立實行方法

標準農村における計畫の樹立實行には農民の創意要領を尊重し中堅農家の旺盛なる推進力を活用し飽くまでも當該農民の熱意に基く自主的活動によるを本旨とし計畫の樹立については當該村經濟更生委員會これに當るものとし、同委員會に建設計畫部を設

け部長には建設事業の實際上の中心人物をもつてこれにあて且つ村内各部落の代表的中堅農家を右部に参加せしむる等村内の建設的意圖を結集し得る如く適當なる措置を講ずることとし計畫の實行については關係機關協力してこれに當り建設計畫部の緊密なる連絡の下に圓滑なる遂行を圖るものとし

五、標準農村の選定

標準農村の設定は特別の條件を具ふる農村のみを対象とせず、逐次これを擴大するものなるが差當り昭和十八年度においては三百村を指定する關係上各道府縣毎に農民が農村建設に對し積極的なる熱意を有し事業完遂の意圖強固にして本事業實行の推進力たるべき指導的中心人物の存在する農村中より適當數の農村を選定するものとし、而して標準農村の指定は道府縣の推薦する候補村の中より農林省においてこれをなすものとし

**農林省の農林水産業調査規則に依る
昭和十六年八月一日現在基本調査結果の發表(承前)**

農林省が農林水産業調査規則に基き昭和十六年八月一日現在を以つて行つた基本調査結果の概要については既に本誌前號本欄に紹介せる如くであるが、更に右調査の主要事項に關し全府縣別集計結果を掲ぐれば以下の如くである。

專業兼業別農業者數 (昭和十六年八月一日現在)

一、農業者

道	種	總數		第一種兼業		第二種兼業	
		實數	總數	實數	總數	實數	總數
全國		5,330,731	3,105,716	2,101,315	9,330,316	1,108,819	1,163,401
北海道		1,685,575	952,334	499,955	2,012,977	296,558	452,729
青森		955,567	535,210	321,400	1,413,355	182,655	212,210
岩手		1,097,771	780,335	577,129	2,099,918	361,331	200,906
宮城		1,075,552	605,533	377,579	1,771,755	200,404	220,954
秋田		1,020,046	591,339	393,389	1,787,070	221,519	197,750
山形		1,063,811	540,049	340,052	1,880,171	152,251	199,997
福島		1,530,933	800,839	557,661	2,780,525	277,956	250,076
茨城		1,852,276	830,058	494,957	2,486,621	250,915	331,011
栃木		1,115,578	540,879	333,385	1,400,649	193,321	210,494
群馬		1,200,001	600,381	390,896	1,413,355	257,761	200,485
埼玉		1,655,529	817,661	500,386	2,069,955	290,691	313,755
千葉		1,657,790	824,121	484,234	2,812,008	200,026	341,178
東京		538,857	333,232	181,155	7,433,979	100,676	151,117
神奈川		700,124	422,744	233,940	7,577,979	160,361	180,804
新潟		2,060,200	1,317,699	900,401	3,465,511	557,550	413,368
富山		740,654	540,890	400,257	1,270,099	275,548	140,633
石川		750,951	540,632	360,996	1,888,855	181,111	170,636
福井		630,964	490,211	300,609	1,000,788	200,531	180,602
山梨		790,812	490,622	330,353	1,440,666	180,887	160,268
長野		2,040,730	1,212,921	850,792	3,620,008	490,584	360,129

沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	廣島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜
八七,二二七	二二八,六六八	九一,六六八	一一五,二〇九	一三九,〇〇二	一〇八,九〇〇	六五,一六一	一四〇,九五六	七八,五四〇	一一三,一〇三	八二,一九五	七七,七〇四	一〇九,七四九	一七一,八三三	一五五,二一一	九七,五四七	五五,八一	七五,六六三	六二,一五一	一七七,三〇二	七六,四一五	七六,一一三	八六,九五二	一三四,六〇七	一七八,九五八	一六八,三二五	一三一,六〇一
五九,一三六	一一五,七〇六	二五,六六六	四五,五九〇	六七,八六〇	四六,四〇三	二八,二一五	六五,四〇九	二二,九七六	四一,九三一	三三,八三三	二六,七五五	五二,四七一	六六,四七一	六四,七五二	三一,三四〇	二二,一五八	二六,〇一〇	二七,九五七	五七,〇三九	三三,〇二九	二九,〇〇三	三七,八九五	四六,二七五	八〇,四二九	六六,五七九	四二,七六七
六七八	五〇六	二八・〇	三九・六	四八・八	四二・六	四三・三	四六・四	二九・三	三四・一	四一・二	三四・四	四七・八	三八・七	四一・七	三九・七	三四・四	四五・〇	四三・二	四三・二	四三・二	三八・一	四三・六	三七・一	四四・九	三九・六	三三・五
二八,〇八一	一一二,九二三	六六,〇〇二	六九,六一九	七一,一四二	六二,四九七	三六,九四六	七五,五四七	五五,五六四	八一,一七二	四八,三六二	五〇,九四九	五七,二七八	一〇五,三六二	九〇,四五九	六六,二〇七	三三,六五三	四九,六五三	三四,一九四	一二〇,二六三	四三,三八六	四七,一一〇	四九,〇五六	七八,三三二	九八,五二九	一〇一,七三六	八八,八三四
二二,二三七	七五,一一〇	四五,〇五〇	四六,八三六	四五,二六八	四〇,五六六	二二,九九一	四七,五〇四	三三,〇二五	五三,八八五	三〇,二五四	三二,九八九	三六,〇二四	六四,一四六	五八,七〇七	四五,二〇六	二二,二〇七	二五,四一八	一七,三三八	七九,六五一	二二,五五三	二九,六四七	二九,九九三	四四,〇一一	六二,六六四	五九,八八二	六二,五八七
一三六,四八八	三五,三四五	二八,六三〇	二六,三九四	二五,一九五	二三,二二一	二二,二一四	二二,九五八	一七,五一〇	二八,二八八	一三,三二四	一五,八〇五	二一,〇三一	二五,七八八	二三,二二三	二四,二四六	一〇,一五二	一二,二四五	九,一六四	二九,八七八	八,〇八三	一〇,九五五	一四,〇七九	二〇,八五一	二六,七三五	二七,〇四八	二七,九五七
七,五八九	三九,七六五	一六,四二〇	二〇,四四二	二〇,〇七三	一七,三四五	一一,七七七	二五,五四六	一四,五一五	二五,九九七	一六,九三〇	一七,一八四	一四,九九三	三八,三五八	三五,四八五	二〇,九六〇	一一,〇五五	一三,一七三	八,一五四	四九,七七三	一四,四七〇	一八,六九二	一五,九一四	二三,一六〇	三五,九二九	三二,八三四	三四,六三〇
六,八四四	三七,八一三	二〇,九五二	二二,七八三	二五,八七四	二二,九三一	一三,九五五	二八,〇四三	二三,五三九	二七,二八七	一八,一〇八	一七,九六〇	一一,二五四	四一,二六	三一,七五二	二一,〇〇一	一一,四四六	二四,二三五	一六,八七六	四〇,六一二	二〇,八三三	一七,四六三	三三,三二一	三五,八六五	四一,八五四	二六,二四七	二六,二四七
三,七九一	一八,五二三	一〇,九二七	一一,六八五	一二,四九五	一一,一〇一	六,〇三九	一一,六八〇	一一,〇八〇	一一,二五三	八,四六七	七,三七三	一〇,八七三	一五,六五五	二二,八一七	一〇,三一一	四,八九七	一〇,六八〇	七,〇七〇	一五,七二〇	七,三四七	一七,四六三	一九,三二二	一五,二四三	一五,〇一一	一七,二五一	一一,二〇九
三,〇五三	一九,二九〇	一〇,九二五	一一,〇九八	一二,三七九	一一,〇八二	七,九一六	一六,三六三	一二,四五九	一六,四六一	九,六四一	一〇,五八七	一〇,三八一	二五,五六一	一八,九三五	一〇,六八〇	六,五四九	一四,一七七	九,八〇六	二四,八九二	一三,四八六	一〇,四三六	九,七五一	一九,〇七八	二〇,八五四	二四,六〇三	一四,〇三六

兼業 第一種兼業 第二種兼業

全	北	青	岩	宮	秋	山	福	茨	栃	群	埼	千	東	神	新	富	石	福	山	長	總	兼業		兼業	
																						第一種	第二種	第一種	第二種
五、四九八、八三六	一八五、六八〇	九五、三八八	一〇九、〇七四	一〇六、六五一	一〇一、七二八	一〇五、七二六	一五二、四四二	一八四、四六一	一一一、二四五	一一九、五五三	一六五、〇一五	一六四、七八三	五三、六九〇	六九、九四〇	二〇五、一三七	七四、四三四	七五、七二八	六三、五五六	七九、三六八	二〇二、九九七	總數	第一種兼業	第二種兼業	兼業	
二、三〇三、九〇一	九一、〇五七	四一、九〇三	三一、三七五	四六、一九八	四二、六二〇	五二、三三二	七二、七四二	一〇二、一九八	五六、六九八	五九、二三四	八三、六六八	八三、三七一	二〇、四九八	二七、二五二	七三、五四〇	一九、六五七	二一、一七五	一四、五二二	二九、八四四	八一、四一四	總數	第一種兼業	第二種兼業	兼業	
三、一九四、九三五	九四、六二三	五三、四八五	七七、六九九	六〇、四五三	五九、一〇八	五三、三八四	八〇、七〇〇	八二、二六三	五四、五四七	六〇、三一九	八一、三四七	八一、四二二	三三、一九二	四二、六八八	一三一、五九七	五四、七七七	五四、五五三	四九、〇三四	四九、五二四	一一、五八三	總數	第一種兼業	第二種兼業	兼業	
二、〇〇〇、一〇三	四九、八一九	三二、三九七	五七、一一〇	三七、五四三	三九、三七六	三四、〇五二	四九、九五五	四九、九六五	五五、七一六	三三、三八三	三九、八六五	五〇、三八二	一八、一〇四	二二、九三七	九〇、三五七	四〇、二五六	三六、九六四	三三、五九五	三三、三四八	八五、七〇六	總數	第一種兼業	第二種兼業	兼業	
九三、八二四	二〇、一六一	一四、一三一	二〇、九八九	一七、一三九	一七、八五七	一八、八〇一	二四、八六〇	一四、八六二	二七、七六〇	一四、一〇四	二八、二〇八	二〇、六九一	七、四二八	七、五七六	三四、六〇七	一一、七〇八	一八、六五三	一〇、〇六四	一四、四六一	三六、一二二	總數	第一種兼業	第二種兼業	兼業	
一、一〇八、二八九	二九、六五八	一八、二六五	三六、一三一	二二、四〇四	二二、五一九	一五、二五一	二五、〇九五	一九、三二一	二七、九五六	二五、七六一	二九、六九一	二〇、〇二六	一〇、六七六	一六、三六一	五五、七五〇	二七、五四八	一八、一一一	二〇、五三一	一八、八八七	四九、五八四	總數	第一種兼業	第二種兼業	兼業	
一、一五八、八三三	四四、八〇四	二一、〇八八	二〇、五七九	二二、九一〇	一九、七三二	一九、三三二	三二、三〇八	二二、一六四	二四、九八四	二〇、四五四	三三、一七八	三三、一七八	一五、〇八八	一八、七五一	四一、二四〇	一四、五二一	一七、五八九	一八、四三九	一六、一七六	三五、八七七	總數	第一種兼業	第二種兼業	兼業	
四九八、七九三	二八、二五四	一〇、六八五	八、三〇七	九、三一	六、三五〇	九、六〇三	一三、一五〇	八、〇三四	一一、〇三三	七、二一六	一一、八三六	一七、三四三	六、二五二	六、二五六	一六、六〇八	四、九七九	七、七七〇	八、九一九	七、九三二	一四、二六五	總數	第一種兼業	第二種兼業	兼業	
六五六、〇三〇	一六、五五〇	一〇、四〇三	一一、二七二	一三、五九九	一三、三八三	九、七二九	一九、九五二	一三、一三〇	一三、九五二	八、三三九	八、八三六	一七、三四三	八、八三六	一一、四九五	二四、六三二	九、五四二	九、八一九	九、五二〇	八、二四四	二二、六二二	總數	第一種兼業	第二種兼業	兼業	

彙

五九

沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	熊崎	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	德島	山口	山根	岡山	廣島	島根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	靜岡	岐阜
八七、一六五	三三七、四七七	九一、〇六九	一一四、三〇七	一三八、三八八	一〇八、六六〇	六四、五一九	一四〇、三六二	七八、四〇二	七二、七九四	一一二、七九四	八二、九七五	七七、四九三	一〇八、九八〇	一七一、一六五	一五三、九五九	九六、九四八	五五、三六一	七五、四三七	六二、九四二	一七六、八五六	七六、二二六	七五、六七九	八六、一五五	一一三、七六四	一七八、二四三	一六七、九三五	一三〇、九六九	
五九、〇八四	一一四、八三三	二五、三九八	四四、八一六	六七、五〇七	四六、一九四	二七、六二四	六五、一八〇	三三、八九〇	四一、七三一	四一、〇六三	三三、七二九	二六、七五五	五一、八五〇	六五、九七一	六三、七七五	三〇、八五四	二一、七八〇	二六、〇〇七	二七、七六九	五六、七二九	三二、九二五	二八、八三一	三七、三三二	四五、六六一	七九、八七七	六六、三二四	四二、二六七	
二八、〇八一	一一二、六四四	六五、六七一	六九、四九一	七〇、八八一	六二、四六六	三六、八九五	七五、一八二	五五、五二二	八一、〇六三	八二、〇六三	四八、二四六	五〇、七三八	五七、一三〇	一〇五、一九四	九〇、一八四	六六、〇九四	三三、五八一	四九、四三〇	三四、一七三	一一〇、一二七	四三、三二一	四六、八四八	四八、九三三	七八、〇七三	九九、三六六	一〇一、六一一	八八、七〇二	
二二、二三七	七四、九六六	四四、九八一	四六、八二四	四五、二四八	四〇、五五八	二二、九七六	四七、四九〇	三二、〇一七	五三、八六二	三〇、二四三	三二、九八〇	三五、九六六	六四、〇九九	五八、九六三	四五、二〇四	四二、二四四	二二、一九七	二五、四一七	一七、三〇七	七九、六二九	二二、五一一	二九、六四二	二九、九七六	四三、九七〇	六二、六三〇	五九、八五四	六二、五四七	
一三、六四八	三五、二〇一	二八、五六一	二六、三八二	二五、一七五	二二、二二三	一一、一九九	二二、九四四	一七、五〇二	二八、二六五	一三、三一三	一五、七九六	二〇、九七三	二五、七四一	二二、一七八	二四、二四四	一〇、一四二	一一、二四四	九、一五三	二九、八五六	八、〇四一	二九、八五六	一〇、九五〇	一四、〇六二	二〇、八二〇	二六、七〇一	二七、〇二〇	二七、九一七	
七、五六九	三九、七六五	一六、四二〇	二〇、四四二	二〇、〇七三	一七、三四五	一一、七七七	二五、五四六	一四、五一五	二五、五九七	一六、九三〇	一七、一八四	一四、九九三	三三、三五八	二〇、九六〇	二〇、九六〇	一一、〇五五	一三、一七三	八、一五四	四九、七七三	一四、四七〇	一八、六九二	一五、九一四	二二、一六〇	三三、一六〇	三五、九二九	三二、八三四	三四、六三〇	
六、八四四	三七、六七八	二〇、六九〇	二二、六六七	二二、〇七三	二二、九〇八	一五、九一九	二七、六九二	二二、四九五	四一、〇九五	一八、〇〇三	一七、七五八	二二、一六四	三二、五二二	二〇、八九〇	二一、三八四	一六、八六六	二四、〇二三	一六、八六六	四〇、四九八	二〇、八一〇	一七、二〇六	一八、九五七	三四、一〇三	三五、七三六	四一、七五七	四一、七五七	二六、一五五	
三、五九八	一七、九九八	九七、六九五	一〇、五三〇	一一、二四五	一一、〇八一	五、九九七	一〇、九五三	一〇、九七三	一五、五一一	七、五九八	七、一七一	九、六九八	一一、五八六	一〇、二二〇	四、八三五	六、四三一	九、八三一	四、八三一	一五、四五八	七、三二四	六、七六七	九、一三四	一四、七八六	一四、五五七	一七、二四	一七、二四	一一、〇一九	
三、二四六	一九、六八〇	一一、二四五	一一、一四七	一三、三八八	一〇、八二七	七、九四三	一六、七三九	一一、五三二	二五、五八四	一〇、四〇五	一〇、五八七	一一、四六六	一八、九三三	一〇、六八〇	六、五四九	一〇、四三五	一四、一八二	一四、一八二	一五、四五八	一三、四八六	一〇、四三九	九、八二三	一九、三二七	二二、一七九	二四、六三三	二四、六三三	一四、〇四六	

三、農家割合

四、準農家

地域	總數		兼業農家		總數		兼業	
	農家	%	第一種	第二種	兼業第一種	兼業第二種	兼業第三種	兼業第四種
全國	100.0%	49.1%	37.1%	12.0%	35,956	26,155	9,791	12,318
北海道	100.0	49.1	50.9	26.8	1,401	895	506	1,401
青森	100.0	49.9	56.1	33.0	1,791	1,179	612	1,179
岩手	100.0	48.7	55.3	28.9	6,977	4,621	2,356	3,267
宮城	100.0	49.3	56.7	32.3	9,011	5,831	3,180	4,651
秋田	100.0	49.9	58.1	32.7	3,811	2,477	1,334	1,811
山形	100.0	49.5	55.3	28.3	6,651	4,311	2,340	3,261
福島	100.0	47.1	53.9	26.5	6,511	4,211	2,300	3,111
茨城	100.0	45.4	51.6	27.1	8,151	5,311	2,840	3,711
栃木	100.0	45.0	50.0	27.0	3,331	2,111	1,220	1,611
群馬	100.0	46.6	50.4	27.1	4,411	2,861	1,550	2,011
埼玉	100.0	47.7	50.9	28.5	5,411	3,511	1,900	2,511
千葉	100.0	46.9	52.3	28.1	10,071	6,511	3,560	4,711
東京	100.0	46.2	51.8	28.7	1,271	811	460	611
神奈川	100.0	49.0	52.0	28.8	1,841	1,211	630	811
新潟	100.0	49.9	54.0	29.1	8,811	5,711	3,100	4,111
富山	100.0	46.4	51.6	27.1	3,301	2,111	1,190	1,611
石川	100.0	46.0	51.3	27.2	3,331	2,111	1,220	1,611
福井	100.0	47.7	51.1	27.0	4,411	2,861	1,550	2,011
山梨	100.0	47.6	51.4	27.0	4,411	2,861	1,550	2,011
長野	100.0	47.1	51.9	27.3	1,731	1,131	600	831
岐阜	100.0	47.3	51.7	27.7	1,731	1,131	600	831
静岡	100.0	47.5	51.5	27.6	1,731	1,131	600	831
愛知	100.0	48.4	51.5	27.1	7,511	4,911	2,600	3,411
三重	100.0	46.9	51.1	27.6	8,411	5,511	2,900	3,811

彙報

地域	農家	兼業第一種	兼業第二種	兼業第三種	兼業第四種
滋賀	100.0	45.8	33.0	7.6	1.6
京都	100.0	46.9	33.7	4.4	1.7
大阪	100.0	45.6	33.5	1.7	2.5
兵庫	100.0	46.9	33.9	4.6	1.3
奈良	100.0	49.1	27.2	2.0	1.0
和歌山	100.0	45.5	33.7	3.8	1.3
鳥取	100.0	49.7	33.6	4.5	1.0
島根	100.0	46.3	32.6	5.9	1.1
岡山	100.0	46.6	32.6	12.5	1.1
広島	100.0	46.4	37.4	6.6	1.3
山口	100.0	47.6	35.0	7.6	1.4
徳島	100.0	45.5	33.9	3.1	1.9
香川	100.0	42.1	36.9	3.0	1.5
愛媛	100.0	46.6	33.3	3.0	1.6
高知	100.0	43.7	38.8	1.8	1.4
福岡	100.0	46.5	35.8	5.9	1.4
佐賀	100.0	43.8	35.6	3.6	1.5
長崎	100.0	43.5	37.3	2.3	1.3
熊本	100.0	44.8	37.7	1.5	1.3
大分	100.0	43.2	36.8	1.9	1.6
宮崎	100.0	47.1	33.7	1.9	1.6
鹿児島	100.0	45.5	33.9	1.5	1.3
沖縄	100.0	47.7	33.3	1.7	1.3

備考 一、農業者トハ農家及準農家ヲ謂ヒ、農家トハ世帯員中農業ヲ營ムモノアル世帯ヲ謂ヒ、準農家トハ組合、倉庫、学校、試験場ニシテ農業ヲ營ミ其ノ生産物ヲ常ニ販賣ニ供スルモノヲ謂フ。

二、兼業農家トハ農家ノ世帯員中ニ農業以外ノ業ニ従事スルモノナキ世帯ヲ謂フ。

三、兼業農家トハ農家ノ世帯員中ニ農業以外ノ業ニ従事スルモノアル世帯ヲ謂フ。

四、賃労働者タルモノトハ農業、林業、工業等ノ事業體ノ作業及雑役ニ従事スルモノ、其ノ他組合、團體、官廳等ノ雑役ニ従事スルモノ又ハ他人ノ家事等ニ賃金ヲ得テ従事スルモノアル世帯ヲ謂フ。

五、職員タルモノトハ各種事業體、組合、團體、官廳等ニ於テ事務又ハ技術ニ従事スルモノアル世帯ヲ謂フ。

自作小作別農家數 (昭和十六年八月一日現在)

一、農家總數

總數 自作 小作 自作兼小作 兼小作 土地ヲ耕スル農家

Table with columns for Prefecture (e.g., 全國, 北海道, 青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 神奈川, 新潟, 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡) and rows for farm types (Total, Self-cultivated, Part-cultivated, etc.).

二、專業農家

Table with columns for Prefecture (e.g., 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 廣島, 山口, 德島, 香川, 愛媛, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿兒島, 沖繩) and rows for farm types (Total, Self-cultivated, Part-cultivated, etc.).

總數 自作 小作 自作兼小作 兼小作 土地ヲ耕スル農家

北海道	九一、〇五七	三〇、九四八	一五、九四五	六、七九四	三七、一六九	二〇一	和歌山	二六、〇〇七	九、九七九	五、九三一	四、九二八	五、〇〇一	一六八
青森	四一、九〇三	一〇、三九八	九、一一一	九、四〇八	一、二九三	六三	鳥取	二一、七八〇	四、〇九四	五、三五六	六、四二三	五、八九二	一五
岩手	三一、三七五	一一、八七一	八、九七一	五、九九八	四、五〇〇	三五	島根	三〇、八五四	九、二五七	六、五四四	七、〇七九	七、九二九	四五
宮城	四六、一九八	六、七一六	八、八〇六	一一、七五一	一七、七五八	一六七	岡山	六三、七七五	一九、四四六	一八、〇六二	一五、三七七	一〇、七四〇	一五〇
秋田	四二、六二〇	七、七〇四	八、四三六	一一、三〇九	一四、九五七	二二四	廣島	六五、九七一	二八、二八七	一六、五一三	一一、三四四	九、六七三	一五四
山形	五二、三三二	八、九四五	一〇、一四六	一四、五三三	一八、六五二	五六	山口	五一、八五〇	二一、〇九七	一二、八〇〇	九、七七三	七、八九九	二八一
福島	七二、七四二	二、三三九五	一八、〇五六	一四、五五六	一五、六五九	七六	徳島	二六、七五五	一〇、二五三	六、六八一	五、五一三	四、二五三	五五
茨城	一〇二、一九八	二一、九九七	二〇、九〇八	三三、一〇一	三六、〇二〇	一七二	香川	三三、七二九	四、七八〇	七、三八四	一〇、一七六	一一、三三四	五五
栃木	五六、六九八	一三、〇二六	一二、五五〇	一三、七八二	一七、二七八	六二	愛媛	四一、七三一	一三、四七一	九、六九四	八、九四〇	九、五四六	八〇
群馬	五九、二三四	一五、〇八九	一五、六二九	一三、九〇一	一四、五七四	四一	高知	二二、八九〇	八、四七九	五、九二九	四、六八九	三、七三四	五九
埼玉	八三、六六八	一八、一二九	一九、〇八〇	二〇、八五三	二五、四三七	一六九	福岡	六五、一八〇	一九、〇一五	一六、六三〇	一四、六八六	一四、五六四	二八五
千葉	八三、三七一	一八、一六八	一七、七八六	二〇、三九八	二六、八五八	一六一	佐賀	二七、六二四	七、一七〇	七、九六四	七、七一九	四、六六八	一〇三
東京	二〇、四九八	五、三六六	四、二五八	四、三三七	五、八七四	六六三	長崎	四六、一九四	一七、一七八	一一、二一五	九、一四七	六、九九九	一五五
神奈川	二七、二五二	七、三八二	六、三三七	六、三七七	六、九五二	二〇四	熊本	六七、五〇七	一五、八四〇	一六、二二〇	一六、五四六	一八、七二一	一九〇
新潟	七三、五四〇	一四、六五〇	一五、一一九	二一、〇六一	二二、四九九	二二一	大分	四四、八一六	一五、七九〇	一〇、五六六	八、七九四	九、四六二	一八四
富山	一九、六五七	三、一八八	四、二二三	六、三六七	五、八〇〇	六九	宮崎	二五、三九八	六、一三五	七、三三五	六、五〇四	五、四四九	八五
石川	二一、一七五	六、三二九	五、五五四	五、〇八一	四、一二四	八七	鹿児島	一一、四八三	四六、〇〇七	二九、九三一	一九、九四〇	一八、六八五	二七〇
福井	一四、五三二	五、四五三	三、一〇九	三、〇九六	二、七九一	七三	沖繩	五九、〇八四	三、八五〇	一〇、九五七	四、八八一	四、三三四	六二
山梨	二九、八四四	六、七五九	七、七六五	八、一一一	七、一九〇	九							
長野	八一、四一四	二六、二八〇	二二、〇〇六	一七、八一	一五、一七八	一三九							
岐阜	四三、二六七	一一、四七七	九、四七一	一〇、三四七	九、八九九	七三							
静岡	六六、三三四	一七、九四四	一八、〇五六	一七、五一六	二、五八七	二二一							
愛知	七九、八七七	二二、六三六	二二、八八二	一九、六一一	一四、〇四六	七〇〇							
三重	四五、六九一	一五、四二六	一一、二一一	一〇、五二六	七、二五七	二七一							
滋賀	三七、二二三	一一、一四九	九、六一五	九、一五三	七、二三四	七一							
京都	二八、八三一	九、九四四	六、八三一	六、一九八	五、八〇七	五一							
大阪	三二、九一五	七、三四九	五、七五四	六、八六八	一一、三三四	六一〇							
兵庫	五六、七二九	一六、五四四	一三、六七六	一三、五三六	一一、四七八	四九五							
奈良	二七、七六九	八、四四二	六、一九九	六、三二八	六、六八〇	一三〇							
							山形	三〇、〇三二	五、八一	五、三三三	五、四〇三	七、五八八	一三三
							秋田	三九、三七六	二、二二六	五、七三三	七、〇三二	九、七〇四	一四三
							宮城	三七、五三三	二、二二四	六、四七二	六、〇一九	七、九一六	一四三
							岩手	五七、一三〇	二、三三六	一、九六九	一、三三六	一〇、一四五	一一、一四四
							青森	三三、三九七	二、二七四	七、八一	七、三三六	六、七七二	九、七七一
							北海道	四九、八一九	五、八九三	一、四四七	六、九四七	三、三三三	一、九〇三
							全 國	二、〇四、一〇一	二、五八、六三四	四、四四、四三九	四、六六、三九	五、三二、六一	四、五、六
							總 數						
							貸付耕地						
							町歩以上						
							土地所有者						
							ニシテ農業						
							ヲ營ムモノ						
							自作						
							自作兼						
							小作兼						
							小作						
							土地ヲ耕						
							作セザル						
							農 家						

三、第一種兼業農家

總 數

貸付耕地一町歩以上ノ土地所有者ニシテ農業ヲ營ムモノ

山口	三,九六六	一,九〇〇	一〇,七六六	八,五三〇	七,四三七	七,七九七	一,五六	群馬	三〇,四四四	八,八七	四,四三八	二,三二二	二,六九八	一〇,〇六六
廣島	六,四〇九	一,八四二	一八,九九四	一六,二九〇	一三,六五九	一三,一七五	一四〇	栃木	三三,一六四	一,一三一	四,六三三	二,四四三	二,七五	一〇,四九九
岡山	五,八六三	二,一〇六	一三,八二五	一六,一六六	一四,六一一	一四,九五四	六一	茨城	三三,三六三	二,三九五	五,六九五	三,四四五	三,七五	七,七五
島根	四,五〇四	二,〇五八	一一,二二六	九,五六六	一〇,一三七	一三,〇七	三〇	福島	三九,八六五	一,〇六六	一〇,八五六	二,四五六	二,九七	九,七五
鳥取	三,二一七	一,四六四	三,三九九	四,四九二	六,一五八	六,六七四	三〇	山形	一,九三三	一,三七	三,二四三	二,一三三	三,〇〇〇	一〇,四五一
和歌山	二,五四二	一,〇三三	九,一〇一	五,二八五	四,五三三	五,三九九	五	秋田	一,九七三	五六一	三,五八九	二,一六	三,一八	一〇,〇四九
奈良	一,七三〇	九〇四	五,三三〇	三,六七三	三,五八九	三,八〇八	四	宮城	三,三九〇	八四五	六,一九四	三,〇七五	二,四七六	一〇,九七〇
兵庫	七,九六二	二,七三六	一七,八一	一八,一九三	二二,〇二二	二〇,三二七	一八九	岩手	三,〇五七	七五〇	七,三三六	二,一〇三	二,四七六	七,九三三
大阪	三,三一一	七三三	四,五二七	三,三八八	四,一六〇	九,五四五	二二	青森	二,〇八八	九三二	七,三九五	二,五六四	二,四六	七,六七
京都	二,九六四	一,二四九	八,八九〇	七,五三六	六,一九五	五,七五五	一七	北海道	四,四〇四	八四四	一四,三三七	四,五四九	三,〇〇〇	三,五七〇
滋賀	二,九七六	二,一九七	七,二一七	六,二六七	七,〇三三	七,三三三	三	全 國	一,八四八,三三三	五,一〇,一〇〇	一四,七四,四三三	一四,八,二四〇	一四,七,七三三	一四,四,七三三
三重	四,九七〇	一,七七七	一三,九三六	一〇,七九〇	九,三二五	八,一四〇	七〇	總 數						
愛知	六,三三〇	三,八八八	一四,七九九	一六,〇七八	一四,五二八	一三,〇三九	三〇八							
靜岡	五,八五四	三,八〇六	一六,四九六	一四,八七七	一三,七五九	一三,五七九	三三							
岐阜	六,三五四	三,〇三三	二〇,〇〇六	一三,六八九	一三,七三七	一三,五七八	三三							
長野	八,七〇六	四,一九	三三,〇〇一	三〇,七三三	一八,九六九	一九,九八九	一九三							
山梨	三,三三九	一,〇八七	七,四〇九	八,一〇九	八,一四五	八,五七七	三二							
福井	三,〇九五	二,〇三四	八,七四七	六,一四七	六,七七六	六,八七七	一四							
石川	三,六六四	一,九五四	九,三三八	九,〇八二	八,八八五	七,七六三	四							
富山	四,〇三五	三,〇三五	五,九八一	七,三六六	一,七七八	一,二一六	一九							
新潟	九,〇三三	六,〇〇〇	一六,三九一	一七,一七	三三,二四	二八,五〇九	一六							
神奈川	三,三九七	一,六六六	四,九六六	四,八八〇	五,一一三	七,三〇〇	五							
東京	一,八二〇	九八三	四,三七一	三,〇八七	三,二三五	六,三七一	七							
千葉	四,八三四	六,一〇七	八,四二二	八,六八二	一〇,三三九	一四,六七一	四							
埼玉	五,〇三二	五,九三二	七,九五四	八,六二五	一〇,八五六	一六,八五三	三							
群馬	三,九八五	二,六六一	七,三三六	八,一〇六	八,七八六	一三,〇二四	三							
栃木	三,三六三	三,四三三	五,九〇〇	五,六四	六,七〇一	一,六五五	七							
茨城	四,九五五	六,一五六	六,九九九	八,三八〇	一〇,四三六	一七,九三六	六							
福島	五,七二六	三,四八四	一三,四九九	一,九三三	一,六七五	一六,一〇八	七							
德島	三,九八〇	一,〇七八	二,七三九	一,九三三	二,七五	三,三三	七							
香川	三,〇三三	一,三三六	三,八三三	一,〇四三	一,七九三	二,七三六	六							
愛媛	五,八六三	一,六六一	一七,五三	一,七五五	二,一五一	九,七三	三							
高知	三,〇一七	一,〇八四	四,七四〇	二,四五六	一〇,九五四	八,一九七	三							
福岡	四,七四九	二,四五六	九,七五四	五,七〇四	六,〇〇〇	五,八二一	七							
佐賀	三,九七六	一,二三六	四,五五八	九八〇	一,六三六	六,七〇〇	四							
長崎	四,〇五八	一,九四八	五,四八八	三,四八八	一,三三六	九,七九	六							
熊本	四,八三四	一,九四五	四,六八三	一,四四五	一〇,六六〇	九,三九	六							
大分	四,九六一	一,六二二	一三,五三	一三,五六五	二,三三四	九,九三	六							
宮崎	七,四九六	二,四六四	二,九九六	一八,七六	一三,九三	一三,三六	一							
鹿児島	三,三三七	四七	二,六五八	四,三三	一,六二	二,八七	七							
沖繩														

一、第一種兼業下第二種兼業ノ區別ハ純收入又ハ投下労働量ガ當時主トシテ農業ニ依存スルモノヲ第一種兼業トシ主トシテ他ノ業ニ依存スルモノヲ第二種兼業トセリ。

四、第二種兼業農家

貸付耕地一町歩以上ノ土地所有者ニシテ農業ヲ營ムモノ

自作 自作兼 自作兼 自作兼 自作兼

土地ヲ耕作セザル農家

青森	九五,三八八	二五五	三,二〇一六	二二,一〇六	二八,九三八	一五,五三六	六,六五六	八五〇	三一
北海道	一八五,六八〇	九五三	三,一一九七	一一,四九四	一五,七〇〇	二〇,五六二	四一,八二九	四三,一八三	一九,七六二
全國	五,四九八,八三六	二四,三一九	一,八三三,五五〇	一,六四七,六八〇	一,四七二,四六二	一,二八,四六一	四九,九三三	三〇,〇七九	

總數

土地ヲ耕作セザル農家

五段未滿

五段以上

一町以上

二町以上

三町以上

五町以上

一〇町以上

經營耕地面積別農家數 (昭和十六年八月一日現在)

一、農家總數

島根	二〇,八九〇	九五六	六,八三四	二,八八九	七,四三四	一,三三八			
島取	一一,五六四	六九七	二,六三七	一,三三三	一,四三六	五,二九七	九		
和歌山	二四,〇二二	五七三	一〇,〇二六	二,七五八	二,九〇〇	七,六二五	一四五		
奈良	一六,八六六	五八二	六,七七七	二,三三三	一,九六六	五,三三九	八		
兵庫	四〇,四九八	一,六二八	一三,〇六四	五,〇七	六,三三七	一五,〇七二	四三〇		
大阪	二〇,八二〇	六四六	四,九五四	一,七八一	一,八〇一	二,四〇六	三三		
京都	一七,三〇六	七九	六,三四	二,五八	二,四四三	五,一四五	五		
滋賀	一八,九七七	一,三三六	六,九四九	二,四五一	二,五三三	五,五五九	一五〇		
三重	三〇,一〇三	一,三二九	一四,八六七	四,三四	三,八三三	九,五九	四〇		
愛知	三三,七三六	二,三〇一	一〇,四九二	四,八九五	四,七三三	二,二七二	五四四		
靜岡	四一,七五七	一,六三四	一三,〇五三	六,四三六	一四,九三三	三,六六	三六		
岐阜	三六,一五五	一,五五三	八,五六八	三,四四一	三,三三二	九,三三	二六		
長野	三三,八七七	一,六四九	九,四三三	四,七九八	五,三三一	一四,四四八	二四		
山梨	一六,一七六	六〇〇	三,九三三	二,四五一	二,三三八	六,八九五	八		
福井	一八,四九九	一,二〇八	六,五二五	二,六九二	二,六九九	五,二六六	四〇		
石川	一七,五八九	七三三	五,四五六	二,四七七	二,八二六	五,六二二	三五		
富山	一四,五三三	一,一〇〇	三,〇三三	一,七〇一	二,三三四	六,三九九	九		
新潟	四二,三〇〇	二,九四一	九,八七九	四,五五〇	五,七〇九	一七,八三	三六		
神奈川	一八,七五一	八三四	五,〇〇六	二,四〇〇	二,三九九	七,九八	三四		
東京	一五,〇八八	三六六	四,三三〇	一,八一	一,五六九	六,八二	一八		
千葉	三三,一七九	二,三〇〇	八,九二九	三,六三六	四,〇三三	一四,〇三六	一八		
埼玉	三〇,三九九	二,一〇九	六,〇〇八	三,七三	四,〇三三	一四,〇三六	一六		

備考

一、貸付耕地一町歩以上ノ土地所有者ニシテ農業ヲ營ムモノトハ自己所有ノ耕地ヲ一町歩以上小作セシムルト共ニ自らモ農業ヲ營ムモノヲ謂フ。
 二、自作トハ總耕地面積ノ中自己所有ノ耕地方九割以上ノモノヲ謂フ。
 三、自作兼小作トハ總耕地面積ノ中自己所有ノ耕地方五割以上九割未滿ノモノヲ謂フ。
 四、小作兼自作トハ總耕地面積ノ中自己所有ノ耕地方一割以上五割未滿ノモノヲ謂フ。
 五、小作トハ總耕地面積ノ中自己所有ノ耕地方一割未滿ノモノヲ謂フ。
 六、土地ヲ耕作セザル農家及租農家トハ家畜、家禽、蠶繭、家雞等ノ飼養又ハ温泉ノ經營等ヲ業トスルモノニシテ土地ヲ耕作セザルモノヲ謂フ。

鳥	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛	靜	岐	長	山	福	石	富	新	神	東	千	埼	群	栃	茨	福	山	秋	宮	岩
歌	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	野	梨	井	川	山	瀨	川	京	葉	玉	馬	木	城	島	形	田	城	手
取																												
五五,三六一	七五,四三七	六一,九四二	一七六,八五六	七六,二二六	七五,六七九	八六,一五五	一三三,七六四	一七八,二四三	一六七,九三五	一三〇,九六九	二〇二,九九七	七九,三六八	六三,五五六	七五,七二八	七四,四三四	二〇五,一三七	六九,九四〇	五三,六九〇	一六四,七八三	一六五,〇一五	一一九,五五三	一一一,二四五	一八四,四六一	一五二,四四二	一〇五,七二六	一〇一,七二八	一〇六,六五一	一〇九,〇七四
一〇一	三四二	一五五	一,一三六	九五八	一一一	二四四	七三三	一,四七〇	六七九	七六〇	五七八	九七	一二八	二九六	一六六	六八六	四九一	九三三	三八八	四八六	一八八	三三三	四七〇	三五二	二三一	三六二	七六二	三六九
一六,三七二	三六,五二二	二七,一一九	七,〇七四	三三,七二〇	二七,九一五	二七,七四〇	四九,九七四	五五,一三六	六六,八九四	四九,六一四	六七,二二二	三三,七五九	一九,二五五	二四,二〇二	一三,七〇二	四八,五八九	二二,七五八	二二,九八九	四一,五〇六	四六,八〇〇	三四,二六六	二六,六八四	四三,五〇九	三三,九四四	二二,七四三	二二,二六二	二六,二九五	二六,〇七二
一七,八七八	二二,九四〇	二二,四二八	七,一五四〇	二七,三三三	三〇,二五八	二八,三九八	三六,三六八	六一,一九五	五一,二八六	四六,六五四	七二,三七六	二九,四七一	二〇,六九一	二四,九九四	一九,五五三	五七,四九九	二〇,七二五	一四,四一九	三七,一六七	四七,六七三	三七,三二九	二五,九六四	四三,八四七	三九,六四一	二六,三三三	二二,四二五	二二,八四二	二六,六三二
一九,三三六	一三,三五九	一一,八〇七	三一,七八〇	一三,三〇三	一六,五八四	二八,六〇八	三六,〇一九	五五,七五〇	四二,九四八	三二,二一〇	五七,一三三	一四,八〇九	一九,八四五	二二,三〇八	三一,四二六	七〇,六三三	二二,二九七	一一,六四五	六〇,七三二	五七,四一〇	三九,六七二	三四,九四九	六五,四八七	五三,七二二	三四,七九九	三三,七七八	三一,一七六	三八,三四六
一,五三六	一〇,三三四	三九六	一,五〇八	七一九	六九四	一,一二七	四,三八三	四,三八〇	五,一三〇	一,五五八	五,九一五	一,〇三一	三,三八七	四,三九七	八,三二八	二,〇一六	三,三三四	二,一五〇	二〇,九一〇	一一,四九三	七,〇三五	一六,五一三	二五,一七三	一九,九三四	一三,四四二	一六,一〇五	一五,四六二	一三,五六八
一一二	二〇七	三〇	一三八	一五五	九四	三五	二七〇	二九七	八八,一	一四二	七〇九	一六三	二四五	五一九	一,三三一	五,五三五	三二〇	四九六	三八四七	一一,一一二	九九八	六,四三〇	五,六〇六	四,六一八	六,二八六	五,三六六	七,八四二	三,八六七
二	三〇	六	九	四五	一一	三	一六	二二	一〇四	三九	五一	三一	五	一一	三七	一七二	二一	五九	二四	六一	六〇	三八六	三四二	二三五	八九二	四二八	一,二三五	二〇九
五	一	一	八	四	二	一	一	四	一三	二	三	二	一	一	一	七	四	一〇	九	一	五	七	二七	七	一〇	二	三七	一一

全	沖	鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	關	岡	島
國	繩	島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	口	島	山	根
(北海道 ヲ除ク)																
五、三三三、四六六	八七、一六五	二二七、四七七	九一、〇六九	一一四、三〇七	一三八、三八八	一〇八、六六〇	六四、五一九	一四〇、三六二	七八、四〇二	一二二、七九四	八一、九七五	七七、四九三	一〇八、九八〇	一〇一、一六五	一五三、九五九	九四、九四八
二、三、一七六	三三三	八三五	六三〇	二六六	一、〇、三七七	七八二	三三九	九七六	五〇二	六八二	二八七	一八〇	六五三	七四三	五三二	二〇三
一、八〇〇、一五三	四八、三二七	一〇〇、五〇四	三〇、五二三	四二、八一七	四三、二〇七	四八、〇七四	一七、六五五	四二、九三七	三二、七四〇	一五、三五五	三五、〇七四	三四、九〇五	三八、〇七四	八五、一五六	五四、八五〇	三六、六四九
一、六三五、一八六	二四、八九〇	七四、〇三九	二七、〇一九	四二、四二二	三六、四七五	三二、三〇五	一七、五八四	四四、五八九	二四、二三六	四一、八三八	三三、〇八一	二六、二九四	三五、四九五	五七、六〇九	四三、八四六	三三、五四五
一、四五五、七六一	一〇、二三四	四〇、九三三	二四、九三八	二六、一七六	四二、四一七	二二、四三九	二二、九四九	四二、一六〇	一七、六四二	二五、四八三	一一、九一八	一四、二六八	三〇、四九五	二六、三三三	四〇、三一一	二五、一四七
三、五、一八一	二、四四三	八、九六〇	六、三六二	二、三六一	一一、三二五	三、五二八	五、九三一	八、八五三	二、七五八	二、七一八	五一一	一、六五〇	四、〇〇九	一、一二六	三、一四一	一、三〇九
七、六三二	八二二	一、九七四	一、四五四	二、三三二	三、五六六	一、〇一三	四、八六	七、八四	四、八九	六〇五	八七	一、八二	二、八〇	一〇、五	二、七六	九三
六、七四〇	一三七	一、七七〇	一、三三	二八	三四七	三八	四五	五七	三一	一一二	五	九	九	三〇	一一	二
三、六	九	二	二〇	五	一四	八	三	六	四	一	二	五	一	一一	一	一

二、同上割合

全	北	青	岩	宮	秋	山	福
國	海	森	手	城	田	形	島
	道						
一〇〇、〇〇〇%	一〇〇、〇〇〇%	一〇〇、〇〇〇%	一〇〇、〇〇〇%	一〇〇、〇〇〇%	一〇〇、〇〇〇%	一〇〇、〇〇〇%	一〇〇、〇〇〇%
耕種 土地 作七 ザル 農家	耕種 土地 作七 ザル 農家	耕種 土地 作七 ザル 農家	耕種 土地 作七 ザル 農家	耕種 土地 作七 ザル 農家	耕種 土地 作七 ザル 農家	耕種 土地 作七 ザル 農家	耕種 土地 作七 ザル 農家
五段 未 滿	五段 未 滿	五段 未 滿	五段 未 滿	五段 未 滿	五段 未 滿	五段 未 滿	五段 未 滿
一、八〇〇、一五三	一、八〇〇、一五三	一、八〇〇、一五三	一、八〇〇、一五三	一、八〇〇、一五三	一、八〇〇、一五三	一、八〇〇、一五三	一、八〇〇、一五三
二、三、一七六	二、三、一七六	二、三、一七六	二、三、一七六	二、三、一七六	二、三、一七六	二、三、一七六	二、三、一七六
一、六三五、一八六	一、六三五、一八六	一、六三五、一八六	一、六三五、一八六	一、六三五、一八六	一、六三五、一八六	一、六三五、一八六	一、六三五、一八六
一、四五五、七六一	一、四五五、七六一	一、四五五、七六一	一、四五五、七六一	一、四五五、七六一	一、四五五、七六一	一、四五五、七六一	一、四五五、七六一
三、五、一八一	三、五、一八一	三、五、一八一	三、五、一八一	三、五、一八一	三、五、一八一	三、五、一八一	三、五、一八一
七、六三二	七、六三二	七、六三二	七、六三二	七、六三二	七、六三二	七、六三二	七、六三二
六、七四〇	六、七四〇	六、七四〇	六、七四〇	六、七四〇	六、七四〇	六、七四〇	六、七四〇
三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六	三、六
九	九	九	九	九	九	九	九

人口問題研究 第四卷 第四號

沖繩	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	德島	山口	廣島	岡山	鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	靜岡	岐阜	長野	山梨	
1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	
0.00	0.00	0.07	0.12	0.07	0.07	0.05	0.07	0.06	0.06	0.04	0.03	0.06	0.04	0.03	0.03	0.03	0.05	0.03	0.06	0.01	0.02	0.03	0.06	0.08	0.04	0.06	0.03	0.01	
5504	4011	3355	3755	3313	4011	2704	3006	4181	4281	4281	4551	3091	4981	3566	3781	2966	4604	4381	4000	4000	3691	3313	3713	3901	3981	3791	3313	4351	
266	335	297	371	264	297	271	318	309	341	403	359	280	337	356	346	346	371	362	405	399	400	330	294	294	266	266	266	271	287
27	180	274	339	307	266	260	300	335	307	158	184	280	154	262	259	14	177	191	180	174	09	29	29	29	29	29	29	29	187
28	39	70	11	83	33	92	63	35	22	06	21	37	06	21	14	28	14	06	08	09	09	13	13	13	13	13	13	13	13
0.9	0.9	1.6	0.2	2.6	0.4	1.0	0.6	0.6	0.5	0.1	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

全國 (北海道ヲ除ク) 1000 0.04 33.9 30.8 27.4 5.9 1.5 0.1 0.0

三、專業農家

愛知	靜岡	岐阜	長野	山梨	福井	石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森	北海道	全國
79,877	66,334	43,367	82,424	29,844	14,533	22,175	29,657	73,540	27,153	20,948	83,371	83,668	59,234	56,696	103,196	71,743	53,133	43,630	46,196	33,375	42,935	91,057	2,809,011
644	331	115	21	9	7	9	6	1	2	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7,660,491
22,299	10,617	8,091	15,585	6,771	1,761	2,859	9,377	5,607	2,918	3,388	8,101	10,004	8,684	5,911	2,819	7,675	3,756	3,005	2,855	2,371	3,355	1,049	6,604,444
28,133	22,811	15,193	30,050	6,719	2,176	5,666	11,215	15,050	2,918	6,233	15,768	23,883	18,199	10,704	2,266	4,503	10,114	6,744	7,048	5,711	7,817	1,750	6,555,354
36,454	29,310	17,716	31,737	9,099	7,522	9,337	10,526	33,001	13,744	8,334	39,941	40,131	26,893	23,433	4,503	26,893	31,294	21,701	21,701	14,474	15,835	5,075	6,496,930
3,088	3,764	1,012	3,453	606	1,798	2,918	4,245	15,556	2,143	1,563	2,607	8,506	5,127	3,079	1,938	7,455	10,188	1,700	1,700	6,674	1,959	1,214	3,337,933
199	571	78	47	7	1	4	7	4	1	5	3	5	4	5	4	7	10	7	6	6	9	2	5,174
27	7	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1,544

廣島	六四,〇九九	二七五	二七,六四五	二五,五六四	一〇,三九七	二七六	一五	五	二
山口	三三,九六六	一五	二,七六七	三,三〇九	九,八八三	八三九	三	一	一
徳島	三三,九八〇	二四	二,三〇三	一四,三四六	五,八七五	四七五	五六	一	一
香川	三〇,三四三	三三	一,六四〇	一四,三三二	四,〇八七	一五一	一九	一	二
愛媛	五五,八六三	三九八	一九,五八一	二,八八九	二〇,八四六	一,〇五二	三三三	二六	一
高知	三三,一〇七	八六	一〇,一六五	三,三七四	八,一五	一〇,五五	三三	四	一
福岡	四七,四九〇	二八九	一三,六九六	一八,七九五	二,八四	一七,四九	一三〇	一六	一
佐賀	三三,九七六	一〇六	四,七九五	八,一九〇	八,三九八	一,二八九	一九七	二	一
長崎	四〇,五五六	一六八	一八,〇三一	一三,一〇一	八,一六〇	一,八七三	一一三	一一	一
熊本	四四,三四八	一五七	一三,一〇八	一六,五七一	二,六三三	三,一〇三	六九九	七	一
大分	四六,八二四	一七	一四,七四〇	三〇,九八八	二〇,三三二	六四三	五	三	一
宮崎	四四,九八一	一八五	一三,〇〇六	一五,九五四	一三,一〇九	三,六三	五六六	三	一
鹿兒島	七四,九六六	一六五	三六,五三三	二五,一〇三	九,六七	一,三三八	二九三	二四	一
沖繩	三三,三七七	二七	一一,四六四	五,七六四	二,二四	六五九	一八〇	二	一

五、第二種兼業農家

總數 五段以上 一段以上 二町以上 三町以上 四町以上 五町以上 以上

全國	一,一〇一,一〇三	二,九三三,三三六	三,〇八〇,六七	五,一〇三,七三三	七,三三二,二四四	二,六四四,九六	九六	三〇四	一〇
北海道	四四,八〇四	六八	二七,六三	七,九一〇	四,三三七	一,九三四	一,三八	七六六	一〇
青森	二二,〇八八	二四	一三,五〇六	四,八七三	二,〇九	三六	一四八	六	一
岩手	三〇,五七九	三三	一四,六三二	四,三三二	一,七七一	一四	二七	一	一
宮城	三三,九一〇	五九六	一六,一三七	四,八六	一,三三	一七	六	一〇	一
秋田	一九,七三三	一五二	一〇,八六六	五,二四五	一,七九五	五五	一〇八	三	一
山形	一九,三三三	一一二	一〇,八八	四,六九〇	一,三四	三四	五	二〇	一
福島	二四,九八四	一七六	一五,八二六	六,三三	二,三七六	三八	八	一	一
茨城	三三,三〇八	二二六	一三,四〇九	七,三六九	二,六三	五九	二六	三	一
栃木	二二,一六四	一九五	一五,一一八	四,三九七	一,一〇	一九	一	三	一
群馬	三〇,四四四	八六	一五,〇九〇	三,九三九	一,一〇	二〇	一七	一	一
埼玉	五〇,九六五	一五六	三三,七九	六,〇四七	一,七九〇	一〇	三	一	一
千葉	三三,一七八	一八五	二四,六六九	六,〇七	一,八八九	三	三	一	一
東京	一五,〇八八	一九五	一二,五九六	一,八〇	一四	五〇	一	一	一
神奈川	一八,七五二	二三四	一四,一七二	三,四四六	七三	八	一	一	一

新瀉	四,三四〇	五九五	二,六七七	九,四八	二,三八	二六三	四	三	一
富山	一四,五三二	七九	八,八三六	四,三四三	一,一七〇	八二	一	一	一
石川	一七,五八九	一六八	一三,九九五	三,六九九	六七三	八	一	一	一
福井	一八,四三九	四一	一三,三六四	五,一五五	八二	五	一	一	一
山梨	一六,一七六	六九	一三,一九五	二,四九九	三六九	七	一	一	一
長野	三三,八七七	二四三	二七,三四三	六,八〇五	一,四七二	一〇	一	一	一
岐阜	二六,一五五	三七八	二一,七九九	三,四三	五五	二四	一	一	一
靜岡	四一,七五七	三六六	三三,二四	六,一九四	九四九	八	一	一	一
愛知	五五,七三六	五二	三六,〇四一	六,一六〇	九七七	三	一	一	一
三重	三四,一〇三	三九六	二八,三三	四,八二〇	五九六	三	一	一	一
滋賀	一八,九七七	一四〇	一四,三三九	四,一〇三	五三	一〇	一	一	一
京都	一七,二六六	五三	一三,六三〇	三,一九〇	三六	一	一	一	一
大阪	二〇,八二〇	二四	一七,〇〇六	三,一〇	五六九	一	一	一	一
兵庫	四〇,四九八	四七	三三,六二六	六,六三	七四	三	一	一	一
奈良	一六,八六六	七	一三,七六	二,六四八	四〇六	一	一	一	一
和歌山	二四,〇三	一五六	二〇,九七五	三,五三	三〇三	三	一	一	一
鳥取	一三,六四	七	九,二四六	一,七九	三〇	一	一	一	一
島根	二〇,八九〇	一五六	一七,三三	二,七九	五九二	一	一	一	一
岡山	三三,五三	三三	二五,七三	四,五六	八七三	四	一	一	一
廣島	四一,〇九五	三六	三三,〇九八	四,九四六	七六	三	一	一	一
山口	二二,一六四	二四	一四,九九四	四,五六	一,三八	六	一	一	一
徳島	一七,七五八	一〇六	一五,〇〇一	二,四九九	三六	二	一	一	一
山形	一八,〇〇	二〇〇	一五,七五	一,七九九	二四八	三	一	一	一
香川	三三,一〇一	三三	三三,〇六	四,一〇	七三	七	一	一	一
愛媛	三三,四九五	五六	一八,四四七	三,八四	七九七	四	一	一	一
高知	二七,六三二	四三	一八,九九二	六,二五三	一,七四七	三	一	一	一
福岡	一三,九九九	二七	九,九九七	二,九〇八	八八一	九	一	一	一
佐賀	三三,九八九	二七	二七,八九五	二,六九	七五〇	一	一	一	一
長崎	三三,六三	二二	二〇,一九九	三,五五	一七九	二	一	一	一
熊本	三三,六三七	二二	二〇,一九九	三,五五	一七九	二	一	一	一
大分	三三,六三七	二二	二〇,一九九	三,五五	一七九	二	一	一	一
宮崎	三三,六三七	二二	二〇,一九九	三,五五	一七九	二	一	一	一
鹿兒島	三三,六三七	二二	二〇,一九九	三,五五	一七九	二	一	一	一
沖繩	三三,六三七	二二	二〇,一九九	三,五五	一七九	二	一	一	一